

「知的財産推進計画 2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見募集

【個人からの意見】

1	1
2	1
3	2
4	20
5	33
6	44
7	44
8	44
9	46
10	49
11	54
12	55
13	56
14	57
15	57
16	58

No.	意見の対象
1	<p>(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）</p> <p>意見の内容</p> <p>(A) 主として産業財産権に関するもの、(D) その他</p> <p>意見</p> <p>日本人の特徴と関係するのかもしれないが、自分たちの発明に対するリスペクトが欠けているのである。外国からの発明に対しては、それなりの尊重する意識が働くが、自分たちから創出した発明に対してどうも大事にして実現化させない傾向がみられる。なぜだろうか。1 つに、どうも日本特許庁での審査が細かく、発明の技術思想を大きくとらえて基本特許を許さないせいではないだろうか。日本語の情緒的な言葉での技術的思想を細かく狭い範囲に直さないと審査官は許さないのだ。全く面白みにも夢にも欠けるのだ。特許請求の範囲をもっと広く許してよいと思うのである。</p> <p>更に 2 つ目として、特許に対するリスペクトに欠ける例として、仮に広く良い日本特許が登録となつても、日本人はそれを無視する。それをほめて積極的に利用して活用して産業の発展に寄与させようとしない。残念なことに弱小中小企業も含めて資本力もないために、良い特許であっても、時間に耐えられずに年金を払わずに失効させてしまう例がある。これは、失効を待つ者にとってはそれみたことかという成功事例になる。こうゆうことが起こらないよう底上げに公共的な関わりで企業化や利用促進について、サポートできる第三者機関を作つてもいいのではないだろうか。積極的に活用企業に補助金を出してもいい。</p> <p>3 つ目として、尊重しない遠因として、特許の意味は他者の抑制であることが強調されすぎたためではないだろうか。特許こそは、お互いに敵対することなく大いに協調し合つて特許を利用し合えるようなことに本質があり、他者の特許権を利用すること、ライセンスを受けて実用化することは良いことでお得なことであるという特許社会の新常識を作り上げることがとても大事なことであると考えるのであります。この新常識を浸透させることが大事である。これにより、特許法の目的に沿つた産業の発展に寄与できる世界に発信できる新しい発明を尊重して、更に人を尊重できる特許社会ができると考えています。この道は人類が到達できる最善の道であると思います。 以上</p>

No.	意見の対象
2	<p>(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）</p> <p>意見の内容</p> <p>(A) 主として産業財産権に関するもの</p> <p>意見</p> <p>自民党の参議院議員の三宅伸吾議員が 2017 年に、【イノベーション促進のための知財司法改革 --</p>

「特許資産デフレ」からの脱却を目指して--】という提言書を出しています。提言書へのリンクを下記に示す。

<http://www.miyakeshingo.net/archives/002/201704/%E6%8F%90%E8%A8%80%EF%BC%88%E7%A2%BA%E5%AE%9A%E7%89%88%EF%BC%892017-4-18%E3%80%80.pdf>

2017年5月18日の財政金融委員会で、特許資産デフレについての事実関係の質疑を三宅議員がしている。その会議の動画へのリンクを下記に示す。

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/detail.php?ssp=29952&type=recorded>

特許資産デフレから脱却するための方策を、知財推進計画2018に盛り込むことが、多くの施策の基礎として大変に重要であり、特に「知財のビジネス価値評価検討」の大前提としても、必要であると考える。

特許資産デフレからの脱却の具体策を下記に示す。

記

- 現行の特許法102条に第5項を追加する。

特許法102条第5項

特許権者又は専用実施権者の特許権又は専用実施権を故意に侵害した者には、特許法第2条3項に規定する実施行為および特許法第101条に規定する侵害とみなす行為の中の侵害者によって行われた行為ごとに、本条第1項から第4項の規定により推定された損害賠償額が適用される。なお、この損害賠償額に関する利子の額は、侵害の日を起点とした年利100%の利率の複利で算出される。

具体的な内容は、次のリンク先を参照のこと。

<http://www.patentisland.com/memo393.html>

- 特許資産デフレからの脱却のための、標準規格の必須特許の特許権侵害罪の摘発

具体的な内容は、次のリンク先を参照のこと。

<http://www.patentisland.com/memo394.html>

1. リアルデータプラットフォームおよびエッジデバイスの分野で日本の産業が世界トップクラスになるためには、日本が世界に先駆けて「データ所有権」を法制化するとともに、世界のデータの流通の中心となるデータ流通市場の運営を開始することが必要です。

2. データ契約ガイドラインという手段では、圧倒的な資本力と技術力とプラットフォーム支配力を持ったGoogle, Amazon, Facebookなどに、日本の電機産業、住宅産業、自動車産業は契約交渉段階で負けてしまい、これらの産業のユーザからデータがほとんど無償でGoogle, Amazon, Facebookに吸いあげられ、AI, ロボットなどの産業において、どんどんと競争力が引き離されています。

3. したがって、データ所有権を法制化して、次のリンク先に記載の戦略を実行すべきです。

http://www.patentisland.co.jp/IoT_strategy_for_4th_Industrial_revolution.pdf

No.	意見の対象
3	(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
	意見の内容
	(D) その他
意見	
第1章 社会構造が古い為に新しく改革し向上による概略案。	
1. 「子育て支援（不妊治療）」を廃止し「外国人高度人材（知的労働者）」の導入で民主共和制の創設について政策の提案。	
(1) 「子育て支援の廃止」により、外国から「外国人高度人材（知的労働者）」での「大学院修士号及び同等の経験を有する者（マスター以上）」を優先し、「年間約50万人程度」の移民を永住さ	

せる事が必要です。世界人口は「約 70 億人」で増加傾向にあり、日本人口は世界人口に対して「約 1.4 パーセント」です。外国人高度人材が日本に永住すれば、効率が良いです。夫婦共働きの世帯が、増加した事で保育所等の待機児童が増えました。子供の貧困は、親の貧困であり、経済レベルの低い世帯の子孫が、高度な教育水準まで届か無いです。

(2) 「不妊治療の廃止」により、少子化を税金で補充する事が無駄です。約 30 才を越えれば「生殖機能の劣化」があります。文献書籍を読みましたが日本の江戸時代では、「一夫多妻制で農耕社会」を維持する為に子孫を残してきたので、貧乏人ほど子沢山でした。「少子高齢化」は良い事で、人口減は外国人で補えます。少子化対策を廃止し「移民省」を新たに創設すればグローバル的な規模で流動性が高められ、国家経済も恵まれる可能性が有ります。

(3) 外国人の「富裕層等（上流層）」が、日本に定住すれば国家の安定が望めます。中間層が希望を持つ事が無駄で、高度文明の成長にブレーキを掛けています。「言語、文化、共同体」の存在が、人間が同じ場所に定住した原因であり、流動性を無くしています。日本国民の労働市場が外国人エリートに搾取されるので、日本国民は生活保護受給者として暮らせは良いです。人類の構造では、約 99 パーセントの凡人と約 1 パーセントの天才で区分されます。

(4) 国民総動員と古い概念があり、「皆が頑張っているから頑張らないと申し訳ない」等と言う連中が、社会成長を減速させています。「思い出作り（居場所作り）」を廃止し、社会構造のレベルを上げる事を優先的に考えて頂きたいです。成長を加速させるのであれば、「三権分立（権力分立）」が存在するので、「行政権（内閣）、立法権（国会）、司法権（裁判所）」の機能を活用するべきです。未来は、「人口知能（AI）及び宇宙研究開発（スペースコロニー）」であり、民主共和制を導入する事が望ましいです。

2. 科学技術の活用で構造基盤の向上について政策の提案。

(1) 宇宙には「物質、生命、情報」があり、宇宙誕生は約 138 億年前で、「50 対 0 と 0 対 50 の法則」を定義する「量子力学（10 のマイナス 36 乗秒程）の法則」があります。量子論の「偶然論（ランダム論）と決定論（デターミネーション論）」でのゲートを意図的に「同時再現（シンクロニティ）」する事が、現代の科学では困難です。ワームホールの原理はトンネル効果で、「A 地点と B 地点」の空間を「スフィア（球体）」で繋ぎ「約数百億光年（光の速さで 1 年が 1 光年）」彼方の移動が可能なワープ機能で、「エントロピーの増大」と関連性があります。

(2) 地球誕生は約 46 億年前で、「約 1 年（約 365 日）」を地球誕生の約 46 億年に置き換れば、人類誕生は約 5 万年前なので約 3 時間程度の経過です。科学では、「因果関係及び相関関係」を定義する「ニュートン力学（10 のプラス 5 乗秒程）の法則」と、重力影響で「光（時間及び空間）」が変動する時空の歪みを定義する「相対性理論の法則」から、「遺伝学 DNA（10 のマイナス 8 乗秒程）の法則」での科学範囲で汎用しています。

(3) 従来の構造では「80 対 20 の法則」で「80 パーセント（凡人材）対 20 パーセント（優良人材）」が通過しましたが、今後は「99 対 1 の法則」で「99 パーセント（凡人材）対 1 パーセント（才能人材）」が時代を到来します。科学情報的要素社会では「約 1 パーセント（才能人材）」が重要視する、「イノベーション（創造性）」の時代です。IT クラウド技術による「自動車の自動運転走行」が可能になり、高度な科学進化が生まれています。

(4) 具体的に人類は、科学の力で発展していく「狩猟時代 ⇒ 農耕時代 ⇒ 産業時代 ⇒ 情報技術時代（IT）⇒ 人工知能時代（AI）⇒ 宇宙時代（SA）」と進んで来ました。今後は、「情報技術（IT）や人工知能（AI）」の活用で、「約 1 パーセント（才能人材）」が経済効果で促せるとと思います。人類の進化論では、「チンパンジー（猿）と人間（人類）」の違いは、約 1 パーセントです。「知能指数（IQ）」では、「人間（人類）」の平均は「IQ 約 100 ポイント（人間で約 10 才）」で成長が止まり、「チンパンジー（猿）」の平均は「IQ 約 50 ポイント（人間で約 5 才）」で成長が止まります。

3. 「国（各市町村及び各都道府県）」が税金で運営する「公立学校（公立大学）」の廃止について政策の提案。

(1) 公立学校を維持していく事は税金の無駄なので廃止が望ましいですし、高校以上は私立学校に移行する方が最適です。ハイテク化が進む時代には応用力等の知恵が重視されますので「中学校卒業程度」が最適で、近未来は「人工知能時代（AI）」が言語性を補充してくれますし、「約 1 パーセントの天才（創造性）」が重視されます。

(2) 例えば、デジタル的な「プログラミング教育」は無意味であり、近未来では自己学習し「プログラミング自動変換」が出来るからこそ「人工知能（AI）」です。大切な部分はアナログ的な部分で、具体的には「社会科学（統合哲学）」等です。学術的には「物質、生命、情報」の統合が出来る、

「情報性（創造性）」を応用した、現在の科学技術市場に無い部分に重点が置かれます。

（3）情報技術化が進み社会が複雑化である時代に、「受動的トップダウン（教師から生徒）」の「左脳型詰め込み教育」に専念する労力が無駄であり、「能動的ボトムアップ（生徒から教師）」の「質疑応答し答えの無い事を探求」する、「右脳型創造性教育」が必要です。一般論では、知識が無いと考えられ無いと言われますが、「知らない事は」自分で調べていく「多様性独学的教育」が必要です。私も教科書に記載されてない事を、自分から調べ独学で勉強する事の方が多いです。物理学では「理論物理学（テオリー）及び実験物理学（テスト）」の観点から、「デジタル3ヶ月にアナログ3年」で、「機械的オペレーター的要素のある技術者教育」を目標にした方が良いです。

（4）「物理学（数学）及び生物学（医学）」等よりも、全体の構造を解析し抽象概念から引き出す「仮説（ハイポシス）」を立てる「社会科学（統合哲学）」等の方が難しいです。科学の工程では、第一段階は「仮設性（ハイポシス）」で創造し、第二段階は「理論性（テオリー）と実験性（テスト）」で検証し、第三段階は理論に対して「論理性（ロジック）の妥当性を調べる分析です。最後には、論理性の妥当性が融合しないと、垂直志向で高度な仮説を唱えても、無意味な学術論文になります。科学の基礎となる「物理法則（理論法則）」が変化しないので、変えるには新しい物理法則を唱えながら、他の法則で論破する事が方法論です。

4. 「官公庁及び財閥大企業」の縮小化で定数削減について政策の提案。

（1）資本主義経済では場所や個人の能力によっては、「グローバリズム経済（国際経済）、国家規模経済（コモディティ）、ローカリズム経済（地方経済）」の3極化が存在します。資本主義発祥とは産業時代から始まり、消費を目的とし「土地、労働、生産」を基準としたので、「情報技術（IT）」及び「人工知能（AI）」を活用すれば「GDP（国内総生産）」が、換算されない場合もあります。今の時代は資本主義フロンティアを拡大し「宇宙時代（スペースクロニー）」へと進んで行く事です。

（2）「大型旅客機と戦闘機」の違いを例えれば、「ローリスクローリターンの大型旅客機」では安定性に有利ですが、デメリットは急旋回が得意ではありません。「ハイリスクハイリターンの戦闘機」では急旋回に有利ですが、デメリットは安定性が無い設計でスピードを上げる事でバランスを保ちます。要するに、今の時代は戦闘機の様に方針を変えたりして急旋回する時代なので、「官公庁や財閥企業」では時代に合わないからこそ小規模にする事が望ましいです。新しい分野を展開でき機動性に長けている、「科学ベンチャー企業」等の方に移行していく事です。

（3）今はグローバル水準が国家水準を超えていて、「ホワイトカラー（知的労働）とブルーカラー（単純労働）」の領域が無く、今後は「グローバル的要素、専門的要素、事務的要素」が1人の人材に統合され「エキスペートエグゼプション制度（高度専門契約）」です。欧米では、総合職の新卒一括採用での、終身雇用の概念が無いです。「正社員（無期雇用）と非正規雇用（有期雇用）」の垣根が存在せず、正社員が「契約有期雇用」です。日本の雇用も「正社員制度を無くし契約有期雇用」にするべきです。

（4）財政利益の計算方式では、「税収収益－維持コスト＝財政利益」で、「維持コスト」が膨大に掛かり「財政利益」がマイナスになります。結論では、「税収収益」を上げても「維持コスト」で圧迫するので、「財政利益」が全く出ません。約10年以上経過すると公共物は老朽化し、「負の産物（不要物）」です。維持コストの方を重点的に考え、税金で補助している「護送船団方式」を廃止すべきです。「官公庁及び財閥大企業」の経営悪化での場合には、「民事再生法」を棄却すべきです。

5. 「国（各市町村及び各都道府県）」が税金で運営する「公立病院（公立大学病院）」の廃止について政策の提案。

（1）公立病院を維持していく事は税金の無駄なので廃止が望ましいですし、病院の民営化に移行する方が最適です。例えば、「レントゲン写真を10枚程」を撮影し病状が判断できる医者や看護師より、「レントゲン写真を2枚程」を撮影し病状が判断できる医者や看護師の方が優秀です。今の保険強制加入制度では、「レントゲン写真を10枚程」を撮る様な、「能力が低い医者や看護師」の方が医療費の無駄を出すシステムです。薬剤師は薬局経営の為に、処方箋以外の必要性の無い薬を進めてくるので商売人です。

（2）公立病院の民営化では、「医療法第八条の二項（休止要件）」での、「病院、診療所又は助産所を一年を超えて休止してはならない。」を廃止してしまえば、財政負担での公立病院を維持する必要性が無くなります。例えば、「生活保護受給者以外」の「国民皆保険（社会保険）を任意加入」にすれば、軽い症状では病院に行かなくなり無駄が省けます。障害や傷病を抱えている、「生活保護制度（約20パーセント）」の医療保険を維持して、「医療民営化（約80パーセント）」を推進すれば、流動性が高くなります。

(3) 文献書籍で読んだのですが、戦時中では医者が診る患者の優先順位は軽症患者優先で、重症患者を診ても手遅れだからです。戦前の平均寿命は約50才程でしたが、戦後から平均寿命が伸びましたから「一般庶民（中間層から下流層）」が、医療費を圧迫していて、先天的に健康な人だけが医療費が係り難いです。戦後の日本で平均寿命が伸びた理由は、医療技術での抗生物質の進化と欧米からの肉食生活での栄養の向上です。

(4) 大衆の集団心理学では「コンプレックス、依存感、嫉妬心」を抱えていて、自分より下の人を探して保守的になりブレーキをかけてしまいます。逆に言えば「プライドが高い」人々であれば、「前へ」向かって国際社会の中で世界をリードしてもらいたいです。「富裕層等（上流層）」が優先して長生きできる社会ほど、医療の研究開発費が作れて医学の進歩にもなります。例えば、海外から医療目的で来る外国人向けに、日本の医療を自由診療でオープンにすれば、日本国経済的に潤われます。

6. 日本国憲法での「天皇制（象徴制）」及び「日本国憲法第9条（戦争の放棄）」を廃止し民主共和制による「国防軍」の創設について政策の提案。

(1) 日本国憲法での「天皇制（象徴制）」及び「日本国憲法第9条（戦争の放棄）」を廃止し民主共和制による「国防軍」の創設が望ましいです。国際社会の中で、日本国民の「独立と平和」を守る為に、邦人を世界で警護する国民主権の軍隊が必要です。日本国憲法での改正内容は、三権分立を施行する為に「天皇（象徴）」の部分を廃止し、国民主権である「立法権（国会）」に権限を置かせる事が望ましいです。戦争も経済発展の為でのビジネスです。

(2) 日本の昭和初期での「兵役義務（徴兵制度）」は不要で、ハイテク化が進んだ時代には、軍隊の三原則とは「殉職しない、負傷しない、装備品を離さない」です。高度な任務には、「NBC兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器）」及び「サイバー兵器（ITネットワーク）」等に対応できる「職業軍人（志願制度）」が最適です。国際的な「民間軍事会社（PMC）」等の活用と、世界から日本国を情報分析できる「諜報機関」の設立も必要です。

(3) 戦争には戦略があります。(ア) 侵略権戦争とは、本国が敵国に攻め込む事。(イ) 自衛権戦争とは、本国及び同盟国が敵国からの正当防衛権で反撃する事。(ウ) 「代理権戦争（介入権戦争）」とは、本国が兵器を製造し「敵国と敵国」の間に兵器を売買して「国家借金（ナショナルデビット）」でコントロールし内戦を起こさせ、「敵国と敵国」の国力を消耗させる為での調停役の事。独裁制での軍国主義によるプロパガンダ政策での、政治的マインドコントロールも代理権戦争です。「宣伝戦、心理戦、法律戦」の国際情報が無ければ利用されます。

(4) 第二次世界大戦では、日本国は天皇制での君主制の為に、1930年代ごろ国際連盟から脱退し経済制裁の要因で、行き詰まり開戦に至りました。代理権戦争では、「英國」による「日清戦争から日露戦争」及び「米国」による「日中戦争」です。兵器を売る側の国が、戦争ビジネスが回ります。当時の日本国が共和制であれば、戦争は約1年で終戦していたと思われます。戦争の起源とは農耕社会からが始まりで、氷河期時代の様な変動が激しい狩猟時代では戦争をした歴史が無いのは、同じ場所に定着せず移動していたからです。

第2章 教育内容の改正による具体案。

1. 教育の「軍事教練と組体操（武道教育）」及び「精神と態度の思想」を廃止について政策の提案。

(1) 近未来は創造性社会なのに、「軍事教練と組体操（武道教育）」や「制服通学」を実施すると、創造性の疎外になります。例えば、「軍事教練と組体操（武道教育）」は、教育以外の放課後クラブ活動の選択肢で実施し、外部から部活の専門指導員を導入する事です。朝礼の時は、生徒は統制が取れず整列できなくても良いです。現場を知らない「旧日本軍大本営人事参謀」が創作した徴兵制度の「即席教育（インスタント教育）」は廃止していく事です。歴史を読み解くと明治維新時に、旧日本陸軍は「フランス陸軍及びドイツ陸軍」形式で、旧日本海軍は、「イギリス海軍」形式で、欧州の軍事教育輸入品です。現代では統制を取る組織は、職業軍人で十分です。

(2) 現場的な考え方であれば「戦時（有事）」と「平時（無時）」を完全に分ける事が望ましいです。戦時には「概念（コンセプト）」があります。(ア)「勇敢に戦う事」。(イ)「臆病にも地面に這いつくばり難を逃れる事」。「戦時（有事）」では、勇敢に戦う教育は廃止し、戦場が激戦地である場合を基準にすれば、「臆病教育（堕落教育）」が「英雄（ヒーロー）」になります。富国強兵での大量生産する教育は時代遅れです。

(3) 具体事例を挙げると、「構造（メカニズム）」があり「戦時（有事）」という震災で津波が来た状況想定です。(ア)「統一された組織の中で一人の独裁者が判断ミスの為に組織が全滅する事」。(イ)「統制が取れない組織では無秩序でバラバラであれば個々の力が強ければ生存確率は高くなる事」。「戦時（有事）」では、統一された組織を廃止し、統制が取れない状態だからこそ生存率が上が

ります。

(4) 欧米型の教育は古いので、今の時代と矛盾点があります。疑問に持たない軍国主義の教育は弱いですし、思い出作りと考えている時代遅れな「軍事教練と組体操（武道教育）」を廃止して行く事です。目的に応じた教育で「グローバル」を先導していく「個の力を強くする教育」が必要です。私は、職業軍人ではないと言い張れば良いです。私の場合ですが、欧米社会が優れていて賢いとは思いません。武道教育も軍国主義であり、「精神と態度の思想」を目的とするので、廃止するべきです。

2. 教育の「賞味期限を明確化し免許の更新制」を導入について政策の提案。

(1) 現在の教育は「約30年後」は、役に立たない場合があるので賞味期限があります。教職員の事例を挙げれば、指導改善を要する教員に対する「指導改善研修」等がありますが、教職員を選別した「教育委員会（文部科学省）」側にも半分は監督責任があります。科学技術が向上すると過去に受けた教育の賞味期限あるので、「教師、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師、介護福祉士、弁護士」等の人間と対面し論文を基準とする職種は、「約10年に1回」の程度での「免許の更新制」が望ましいです。

(2) 例えは、科学者の賞味期限の場合は「創造性」から論文を研究開発の段階で更新できずに、自分自信が賞味期限と思った時が期限切れです。「アーティスト（音楽家及び芸術家）」も「科学者（サイエンティスト）」と同じ状態が考慮されます。「スポーツ選手」等は体力の限界が賞味期限です。教育とは「失敗する事が当たり前」である事を、前提に入れておくことです。理由は誰も明確に「約30年後の未来を予測」する事が出来ないからです。

(3) 我々人類の文明から科学技術を除外すれば、「チンパンジー（猿）」にも負けてしましますし、科学が人類文明進化の鍵でした。教育の賞味期限の流れでは、「産業時代の学歴社会では言語詰め込み教育（左脳型）」から始まり「情報技術時代（IT）ではコミュニケーション能力重視（左脳型）」でした。今後の未来は「人工知能時代（AI）では創造性重視（右脳型）」です。具体的に「左脳型から右脳型」の社会構造に転換したという事で、「教育には賞味期限」があるという事が立証できます。

(4) 世界には紛争等により、教育を受けられない人々がいて、「教育とは贅沢品」です。「国民側の為に個々の人生の選択肢を広げる」教育なのか、「国家側の為に作られた富国強兵（近代国家建設）」教育なのか、問われる時代です。今の時代に「人生の選択肢が不要な人」であれば教育等は必要ありませんが、極端にも人生の選択肢が不要な人間は存在しないと思います。

3. 教育の学習指導要領で「世界で活躍する力」を導入について政策の提案。

(1) 教育で「生きる力」を「主題（プリンシパル）」にする事が、ハドルが高過ぎます。「グローバル（国際性）及びイノベーション（創造性）」を目標にした教育方針が的確です。「教育構成（コンストラクション）」は、「訓練的トレーニング教育（実用的）と教養的アカデミック教育（非実用的）」です。「教育分類（カテゴリー）」は、「努力（エフォート）、秀才（アビリティー）、天才（ジエニイ）」です。「教育区分（パーテーション）」は、「先祖教育（アンセスター）、公共教育（パブリック）、自己学習（セルフラーニング）」です。

(2) 教育構成は、(ア)「義務教育期間（役に立つ）」では、「技能（タクテック）」を重視した、訓練的トレーニング教育が最適です。約10年で賞味期限が切れてしまいますが、常に時代に合わせ、最新な教育に更新していく事が望ましいです。(イ)「非義務教育（役に立た無い）」では、大学院以上の「社会科学（統合哲学）」から創造性を生み出す「戦略（ストラテジー）」を重視した、教養的アカデミック教育が必要です。日常的な面では役に立た無いですが、イノベーションを起す時に必要になります。人間の「今役に立つ事」は過去型ファースト思考であり、「今役に立た無い事」は未来型スロー思考なので、総合的な教育では財政コストが膨大になります。

(3) 教育分類は、約99パーセントの凡人と約1パーセントの天才で別れます。基礎評価になるのは、「過程（プロセス）」が約50パーセントと「結果（リザルト）」約50パーセントです。ケースバイケースの教育評価を満たした方が良いです。努力だけで評価すると、結果が出せずに目標を失います。結果だけで評価すると、努力できずに目標を失います。

(4) 教育区分は、時間を使い独学で学ぶ自己学習が良いのですが、人類の約50パーセントは勉強嫌いです。公共機関で「学校教育（スクール教育）」が主体になります。維持できない社会構造が存在し、教育を受けても保証が無いので、教育を具体化し目標を作る事です。軍隊であれば生き抜く教育ですが、一般教育では「生存技術（サバイバルテクニック）」の教育訓練で捕捉する事が良いです。教育の主題を「生きる力」を廃止し、「世界で活躍する力」に変え現実的に考慮するべきです。

4. 教育の「感情指数 (EQ)」を廃止し「知能指数 (IQ)」を導入について政策の提案。

(1) 先天的因素の「知能指数 (IQ)」を基準とした教育を導入した方の効率が良いと思います。IQ の計算式は「(精神年齢÷生活年齢) × 100 = 知能指数 (IQ)」です。人類の平均 IQ は「IQ 約 100 程 (人間で約 10 才程度)」です。約 18 才をピークに「流動性知能 (右脳創造性)」が下がり、「結晶性知能 (左脳言語性)」が少々上がりますが、知識を詰め込むだけの万能感で錯覚しているだけで、脳細胞ニューロンネットワークは増えません。私の障害症状では、高機能自閉症右脳偏重型の区分脳で、「流動性知能 (右脳創造性)」が上がり、「結晶性知能 (左脳言語性)」が下がる状態で、言語性の詰め込み教育は全く出来ませんでした。

(2) 例えば、約 10 才位の児童が、「IQ 約 150 ポイント」と存在しますが凄くは無く、実年齢が幼いと IQ が高くなります。計算式では、「(知的発達年齢 15 ÷ 実年齢 10 才) × 100 = IQ 約 150」となります。その児童が年齢を取り実年齢約 20 才の時点で、「精神年齢 (知的発達年齢)」のキャパシティ要素を向上しなければ、IQ は逆に下がりますので、「(知的発達年齢 15 ÷ 実年齢 20 才) × 100 = IQ 約 75」です。学校教育で幼児期に天才と思われた生徒が、中高年以上になり頑固に凝り固まる理由が、幼児期の早期成熟です。

(3) 人類の様な知識集約型の生物は、未成熟度のレベルをあげ、「ネオテニ化 (幼稚成熟)」を図る事で、知性を上げてきました。例えば、動物の「チンパンジー (猿)」は人間より早く成長する為に、「IQ 約 50 ポイント (人間で約 5 才)」で、脳機能の成長が終わります。人間が実年齢約 40 才で「IQ 約 200 ポイント」を目指にする場合は、成長スピードを遅くする事です。進化論で IQ を上げる為に突然変異する事は、今の人類構造では不可能だと思います。

(4) 「思い出作り教育」の精神論は廃止し、「頑張るべき時に頑張り、堕落する時には堕落する」と言う、「ON 及び OFF」を付ける教育が望ましいです。江戸時代では、飯を食べる事に全ての労力を注いでいた時代で、今の科学時代では「人工知能 (AI)」が活躍しますので、中途半端な努力がマイナスです。天才と言われる人間は、幼児期の時は学校の勉強が出来ないと言われています。

5. 教育の英語で「英会話の重視」を導入について政策の提案。

(1) 「英語教育」では、「読み書き (文法読解力)」では役に立たないので、「話す (スピーキング)」での「発音 (イントネーション)」に重点を置く事です。例えば、外国人に「英語を話せますか (Speak)」と聞かれ、「読み書きが出来ます (Literacy)」とは答えないと思います。「今は何時ですか (What)」と聞かれ、「はい (Yes) 又いいえ (No)」の答えは論外です。重要順序では「話す (スピーキング)、聞く (リスニング)、読む (リーディング)、書く (ライティング)」が基本となります。世界は貧困などで、就学率が低いので「筆記能力」が低いです。

(2) 「フレーズ (熟語)」のスピーキングもテクニックがあり、「コンベセーション (対談)」、「ネゴシエーション (交渉)」、「ディベート (質疑応答)」、「スピーチ (演説)」等の能力を訓練するべきです。「ダイアログ (対話)」では、互いに対談しながら常に考え方が変化する事が目的です。受験勉強では、「読み書き」が重視で、英会話が身に付きません。「グラマーテクニック (文法)」を使うと、話す力が弱体化します。

(3) 「フレーズ (熟語)」の内容は、「PREP 法」が望ましいです。詳細では、「結論、理由、事例、結論」の事で、「スチュエーション (状況)」の組み込みが出来ます。時間を一方向に、「過去、現在、未来」と時間が流れています。「左脳は過去を分析して現在、右脳は未来を創造し現在」を見ています。詳細を言えば、「左脳は 2 次元 (縦と横)」で、「右脳は 4 次元 (縦と横と奥行きと時間及び場所)」を認識できます。言葉を作るにも、左脳と右脳では見ている「次元 (デミンション)」が違います。

(4) 受験勉強に使う読み書きの「グラマーテクニック」を使うのか、実用的な「スピーキングテクニック」を使うのかで、内容が異なります。外来語は話す能力の方が難しいので、国語の漢文を暗記する意味が無いです。イギリス英語は、「グラマーテクニック (文法学)」を重要視していて「貴族特権階級 (ロイヤルブランド)」なので、労働を目的としていません。一般庶民の約 99 パーセントが、イギリス英語を学んでも意味が無いからです。「フレーズ (熟語)」で話す事を目的とした、「ネイティブスピーカー (ALT)」が良いと思います。

6. 教育の英語で「英会話に論理哲学」を導入について政策の提案。

(1) 学校教育における英会話で、「哲学的思想 (フィロソフィー)」があれば、英単語は暗記する必要性が無いです。例えば、科学的に「企画開発 (フィロソフィー)、設計施行 (ブリッジ)、製造技術 (マニュアル)」の行程です。日本人の英会話能力は、「製造技術 (マニュアル)」です。状況に応じた「即興性 (アドリブ性)」で、「下手な英会話」でも会話するとは、現実的な企画開発能力にあり、論理哲学力を磨く事です。

(2) 「主体的に学習に取り組む態度」は廃止し、「伝えようとする熱意」を持つ事です。日本語の態度とは、「傾聴」の事を言っていると思います。日本人の常識的な態度は、外国人には伝わりません。例えば、「謙虚で控えめ」は日本人だけの文化です。日本的な「以心伝心」は、「理解して欲しい」と受け身な文化は、外国の文化に存在しません。

(3) 「平和で民主的」は廃止し、現実的な考えでは対立を招く事も致し方ないです。平和で民主的は、生物が生きて行く中での理想論であり、人間社会の中では存在しません。平和で民主的であれば、語学力の必要性が無いです。世界には、平和で民主的で無い国々が存在していて、世界の視点から日本を観察してもらいたいです。学術論文を否定しなければイノベーションが起きないので、対立を招いても良いです。

(4) 「日本人のアイデンティティ」は廃止し、「グローバル人材のアイデンティティ」を持つ事です。日本人のアイデンティティを持ってない連中が、愛国心を持てと言っているだけです。日本人のアイデンティティとは、与えられるものでは軽すぎるので、「自我の成長」により、自分自身で創設する事です。

(5) 「道徳的心情」は廃止し、深慮する事での「倫理的創造（モラルフィロソフィー）」を培う事です。日本人の道徳とは節度です。学者等が利益だけを追求し、命令に従事する「機械的人間」に成らない為に「倫理観」が必要です。「論理哲学的ビジネス英会話」程のレベルに辿り着かないと使い物にならないので、「日常英会話（世間話）」程のレベルでは取り組むだけ無駄です。現在以外に、未来を創造できなければ成長しません。

7. 教育の「ディープラーニング（機械学習）」を廃止し「ハイポシスラーニング（仮説学習）」について政策の提案。

(1) アクティブラーニング中の「ディープラーニング（機械学習）」は、「人工知能（A I）」の言語性回路学習から来た「受動的（パッシブ）」で、「左脳の2次元（縦と横）」の「論理水平思考（ファースト思考）」は無意味です。「ハイポシスラーニング（仮説学習）」は、人間の創造性学習から来た「能動的（アクティブ）」で、「右脳の4次元（縦と横と奥行きと時間及び場所）」の「理論垂直思考（スロー思考）」は効果的です。

(2) 軍事学では、「敵（エヌミー）」を分析する為に「主観的（自分）、客観的（相手）、状況（時間及び場所）」のパターンがります。(ア)「レーダー方式」では、「相手」から「照射波（イリラディエーション）」で受信収集し「自分」の距離情報を「2次元」を読み取ります。短所では、「アンテナ（受信機）」を常に張り巡らせるので、故障しやすいです。(イ)「ソナー方式」では、「自分」から「放射波（ラディエーション）」を発信し、「反射波（リフレクション）」で受信収集し、「相手」の距離情報を「4次元」を読み取ります。短所は自分の現在地が相手に察知される為に、「ステルス性（探知不能）」の対策が必要です。

(3) 生物学では、動物は「相手、状況」しか読み取れませんが、人間は「自分、相手、状況」が認識できます。自我を成長させるには「ソナー方式」で、能動的に自分から相手や状況に対して質問をし、応答してきた情報で自我を成長させていきます。動物は「具体化概念（マテリアルイズム）」の物質しか、認識できないです。人間には、自我の卓越に大事な自分を分析する為の、「抽象化概念（アブストラクトイズム）」の仮説が必要です。

(4) 人類学では、「概念（コンセプト）」の中で、「超自我（パーソナリティ）」を成長させる事で「政治（ポリティク）」と「科学（テクノロジー）」を、向上させてきました。超越論哲学の中で、「自我（エゴイズム）」と「潜在自我（ポテンシャルセルフ）」は異なり、「共通性概念と普遍性概念」の違いです。人類の天才が抽象概念から「潜在自我（ポテンシャルセルフ）」を分析する「ハイポシスラーニング（仮説学習）」から、人類が成長できたと言う事です。

8. 教育のプログラミングを廃止し「IT ネットワーク」を導入について政策の提案。

(1) ソフトウェアプログラミングは、「仮説性（ハイポシス）」及び「論理性（ロジック）」の融合が重要です。企画の「フローチャート（アルゴリズム）」から仮説を立てる部分から始まります。プログラミングの動作目的を明確に決め「処理開始」から「処理終了」迄を作り上げます。CPU に指令を出すアセンブリ言語があり、論理回路に行き付きます。

(2) プログラミング言語と汎用機器の概略種類があります。(ア)「C 言語」とは、自動車制御系マイコン等のファームウェア部分。(イ)「BASIC 言語」とは、IT ネットワークサーバー汎用機器等のクラウドセキュリティ部分。(ウ)「JAVA 言語」とは、独自で作れるオープン系のパソコン上等の Web アプリケーション部分。

(3) 電子情報工学では、数式上のソースコードがあります。(ア)「16 進数（ヘキサ）」とは、プロ

グラミングソフトウェア。(イ)「2進数(バイナリー)」とは、マイコンとICを通信するデジタル回路。(ウ)「10進数(デシマル)」とは、アナログ回路で使う「オームの法則」。制御系プログラミングで「INとOUT(16進数)」入力は、マイコンの入出力端子ポートに「highとLow(2進数)」のコマンド指示です。

(4) ファームウェア電子回路でのオームの法則は、「 $I=E/R$ 、 $R=E/I$ 、 $E=R*I$ 」です。例えば、電源入力の「電圧(ボルト)」が5Vを入れ、「電子部品抵抗(オーム)」が 100Ω では、流れる「電流(アンペア)」は0.05Aの概念です。「デバッブ(改修)」には、トランジスタ回路の制御マイコンでの入出力端子ポートを、オシロスコープで波形を確認します。アナログ正弦波でデジタル矩形波です。「フェール(誤動作)」が出た場合は、「ログ」からヘキサとバイナリーをパソコン電卓で計算すれば良いです。

(5) アプリケーションプログラミングは自動作製ソフトで、インタプリタで実行するスクリプトを使用すれば、プログラムミングでの「セル入力でマクロ作成」のコンパイルは不要です。プログラミング教育は、「ニッチ(狭義市場)」で、未来は「人工知能(AI)」が、自動プログラミング機能を獲得するので無意味です。インターネット等のITネットワーク分野を勉強した方が良いと思います。

9. 教育のプログラミングを廃止し「ITネットワーク」を導入する詳細内容について政策の提案。

(1) ソフト面のプログラミング分野よりも、ハード面のネットワークインフラ分野が重要です。ITネットワーク技術は、軍事衛星の「4G」通信システムから発展しました。軍事での「OPS(作戦指揮系)及びINTEL(情報資料系)」の「C4Iシステム」分野です。詳細は、「C4(視覚、音響、通信、情報処理)」で、「I(相互運用性)」です。欧米の携帯電話市場では、2000年代から新規購入時に、GSM無線アクセス方式3Gでの、SIMロック解除の状態で、携帯電話の本体を買え返れば良いだけです。日本の場合は、WCDMA無線アクセス方式3Gで、軍事衛星の規格が遅れています。

(2) 情報通信の「周波数(Hz)」を乗せ「データー転送(トランスミッション)」には、種類があります。(ア) 電話通信等のテレホン分野。(イ) テレビ通信等のブロードキャスト分野。(ウ) インターネット通信等のブロードバンド分野。未来は「データー送受信量(byte)」を上げる為に、「LTE(3.5GHz)」がブリッジとなり、デジタル無線アクセス方式の「4G(4GHz)」に、統合すると考えます。

(3) インターネット情報通信のインターフェースLAN回線での「有線と無線」には、種類があります。(ア) 有線通信では電話回線を利用した、光ファイバーケーブルのVDSLやADSLで、地上に設置しているアンテナが基地局です。(イ) 無線通信では軍事衛星を利用した、人工衛星が基地局です。有線では、回線側から「モデム、ルーター、ハブ」でパソコンに接続します。無線では、回線側から「USB」でパソコンに接続します。

(4) ITクラウドの「マイコン(MPEG及びASIC)」と「IC(RAM及びROM)」では、マスターとスレーブの通信をしています。製造技術が向上しても、「レジスタ及びメモリ」の「容量(bit)」が、イネーブルとディザブルでのデバイスに限界があり、インターネット等にアクセスする「ホスト」に制限が出ます。未来は、「宇宙研究開発(スペースクロニー)」を教育し、インフラを構築していく教育の方が重要です。プログラミング教育を廃止し、「Word、Excel、PowerPoint、Photoshop」等のOA機器の教育をした方が有効です。

10. 教育の「道徳(モラル)」を廃止し「倫理観(モラルフィロソフィー)」を導入について政策の提案。

(1) 日本の道徳心は「精神及び態度(礼節)」が無意味なので廃止し、「倫理観(モラルフィロソフィー)」に、変更する事が望ましいです。事例を挙げれば、「国家公務員法第九十六条及び地方公務員法第三十条(服務の根本基準)」での、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と明記していますが、利益だけ追求すれば人間として、「倫理観(モラルフィロソフィー)」を排除してしまう事が問題です。

(2) 例えば、人類の約99パーセントが左脳言語性権力型のデジタル方式で、約1パーセントが右脳創造力型のアナログ方式です。私は科学書籍を読んだのですが、船が座礁した時の想定で「物理学者、生物学者、社会学者」が無人島に漂流した時、缶詰が流れ着いたと言う場面で、缶切りが無かつた場合、どの様に缶詰を開けるかという場合です。(ア) 物理学者は尖った石を見つけ缶詰を開ける事。(イ) 生物学者は海水の塩素に漬けて缶詰を開け易くする事。(ウ) 社会学者は缶詰を開けた事を想定して分配をする事。読み取れる事は、無人島で学者達が議論していること自体に

安定がある事です。人類の約99パーセントが左脳言語性権力型なので、無人島に漂流した時に、踏み付け合い崩壊します。

(3) 「皮肉（アイロニー）」では、法令に基づき利益だけ追求し、命令に従事する「機械的マシン人間」であれば、モラルハザードを心配する必要性が無いです。欧米の公的機関等は権限が強いのですが財政破綻を繰り返して、知名度が低い現状です。公共の利益の為には、規律を守りながら、疑問に対し深慮する「倫理観（モラルフィロソフィー）」の教育が重要です。

(4) 「学校教育法第二十一条（義務教育）」での、「精神及び態度（礼節）」を廃止する事が望ましいです。「精神論や態度論」の要素を追究してしまうと、社会状況の中で人の顔色を見て判断しかできない、自我の無い低レベル人材が作られます。「精神や態度」の基準を設け排除して行くと、多様性の無い社会になります。倫理観が必要な理由は、「学者（有識者）」等が、社会利益の全てを優先すると排除性が強くなるので、倫理学での教育を導入してきました。

第3章 女性社会進出での改正による具体案。

1. 「女性活躍推進法の廃止」について政策の提案。

(1) 男女共同参画社会基本法は良いが、「女性活躍推進法」は、過重に女性を擁護する事で差別に当るので、廃止るべきです。男女平等なので、男性も女性も平等に競争し合う事が目的で、グローバル化の中の多様性と創造性の推進を阻害しています。「働く場面で活躍したい女性」や「個性と能力を十分に発揮できる社会にしたい女性」がいたら、能動的に女性自身の力で競争し場面を勝ち取る事が正論です。受動的な、与えられた居場所の「女性活躍推進法」で、自分の力で勝ち取らない限り、民主資本主義社会では成長経済にはなりません。

(2) 「女性活躍推進法」の目的は、管理職等の責任がある職種を選ばない女性が多い為です。行政側からの圧力で企業側に女性の求人数を増やす事は良いのですが、「職業能力の低い女性」の水準で雇用を支える必要性は無いです。企業側に無理して「職業能力の低いレベル」の採用を促せば、社会全体の構造が劣化し、女性の居場所しか確保できない人間が増えます。国際社会から見ると、日本国は女性の社会進出が遅れていると言われますが、女性自身の「能力と意欲」に問題が有ります。

(3) 「女性の幸福度」が低い傾向の原因です。(ア)「大脳辺縁系（中脳）」の「側坐核」は、「依存感（報酬系）」があり、「自律神経（交感神経及び副交感神経）」からドーパミンが分泌され欲求が満たされます。(イ)「トレッドミル現象」の計算式では、「1の1乗×2の2乗×3の3乗」等の様に、欲求が倍増していく事です。最初の欲求を得た脳の「側坐核」が快樂に慣れてしまい、倍増しなければ満たされなくなります。日本国は高度経済成長を経験しているので、精神欲求の持続が止まらない状態が存在する事が、幸福度が低くなる原因です。

(4) 「子供がいる女性の新しい世代の幸福度」が低い傾向の原因です。(ア) 生物進化論から考慮すると、動物でも出産した後に子孫が生存できなければ、「雌（メス）」が出産しなくなる傾向にあります。(イ) 経済レベルの低い世帯の子孫が、高度な教育水準に達し無い要因が挙げられます。未来の社会構造が、「人工知能（AI）」及び「宇宙研究開発（スペースコロニー）」等で高度化していく事で、創造性型の高度な教育を「子供（子孫）」に残せない事が原因です。

2. 「女性活躍推進法の廃止」での詳細内容について政策の提案。

(1) 仕事と子育を両立できる職場環境が整備する事は大切ですが、女性自身が、自分で勝ち取らない限り、与えられた環境だけでは向上せず、社会構造が衰退します。女性自身が、政策を考慮し提案する事が望ましいです。今の政策に、反論しない女性が多ければ、与えられた民主資本主義で、女性自身が成長しません。女性の事なのに女性自身が「他人事の様」に、終わらしている事が問題です。

(2) 女性の就業が進み、潜在的な力が発揮できるのであれば、国際的グローバル化の中で、既に発揮されていると思いますが否定的な状態です。現在進行形で、女性の職業能力が発揮でき無いのは、女性自身の潜在的能力が存在しないです。現在働いていない女性に目を向ければ、女性の就業が進まないのは、「職業能力のレベルが低い」ので、「アドバンテージ（有利性）」を与えて、女性から企業の運用管理状態に指摘ですら出来ません。政治的に女性の活躍という形で「助成金（サブシディ）」を使い、企業側が「CSR（企業の社会的責任）」で「職業能力のレベルが低い基準」に女性就業率を、合わせてしまうと一時的には良いが、今後は社会全体が衰退していきます。

(3) 女性が活躍の場が広がり消費が増える経済効果は、未来進行系でも期待出来ないです。例えば、女性が活躍する業務とは「単純労働（ルーチンワーク）」で、能力に限りがあります。女性が中心になる事務的労働では、今後は「人工知能（AI）」が代用できます。一部の出来る女性達は、既に「弱肉強食」の中で向上していると思います。

(4) 解決策では、女性の活躍により活気ある日本社会の実現に努めたいのであれば、国家水準を

超える高いレベルの「グローバル及びイノベーション」に向けた実用的教育を与えるべきです。職業訓練レベルの教育を受けても、「気休め程度」で就業へとは結びつかず足を引っ張るので、無駄な事はしないでもらいたいです。現在のパソコン教育程度の職業レベルでは、女性の活躍により活気ある日本社会にはならないので、女性達が受け身では無く、自ら獲得してもらいたいです。

第4章 外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案。

1. 外国人技能実習制度の廃止し「外国人高度人材制度の拡大」を導入について政策の提案。

(1) 外国人技能実習制度は単純労働である為に廃止し「外国人知的労働者（外国人高度人材）」を積極的に受け入れるべきです。欧米諸国は労働力不足程度の目的で、「単純労働者（ルーチンワーク）」を大量に移民で受け入れた結果では、「スラム街化」した事例があります。出稼ぎ程度の単純労働者が定着する事で、仕事が無くなると他に選択肢が無い人材の為に、社会全体の質を下げてしまします。グローバル化が国家水準を上回る状態ですので、日本国の中移民政策は、失敗した欧米諸国を参考にしないで下さい。

(2) 高度人材を優先し「移民や難民」を永住させる事が必要です。世界人口は「約 70 億人程度」で、日本人口は世界人口に対して「約 1.4 パーセント」なので、世界人口が増加傾向にあります。

「外国人高度人材（知的労働者）」での「大学院修士号及び同等の経験を有する者（マスター以上）」を優先し、「年間約 50 万人」の人々が日本に永住すれば、活気ある日本社会になると思います。日本国独自の難点では、「質の高い知的労働者」を世界から、ヘッドハンティングしていく事が「至難の業」となります。

(3) 例えば、科学で説明すると「企画及び研究開発（フィロソフィー）、設計施行（ブリッジ）、製造技術（マニュアル）」の行程です。段階的内容では「企画及び研究開発は論文、設計施行は小論文、製造技術は作文」です。学術論文を書く方法は、「理論物理学（テオリー）と実験物理学（テスト）」の経過観察過程での、研究開発の結果内容を記入します。「技能実習生」程度で培った情報源で、感想を述べる作文程度の文章能力では、学術論文まで辿り着きません。

(4) 「職業や人材に貴賤が存在する」と言う事を、十分に考慮して頂きたいです。高度な科学的ベンチャー企業などは、優れた技能や知識を持つ多様な高度な人材しか活躍できない状態です。単純労働の外国人技能実習制度でしか雇えない企業が、能力レベルの低い「日本のブラック企業（違法労働企業）」の温床になります。「日本のブラック企業（違法労働企業）」を支える必要性もありません。未来は、「人口知能（AI）及び宇宙研究開発（スペースコロニー）」で、外国人高度人材の「質の高さ」で選ぶべきです。

2. 労働市場の最低労働賃金を全国一律で「最低時給単価約 1.300 円以上」に引き上げる政策の提案。

(1) グローバル化及びイノベーション化を加速する為に、労働市場の「最低時給単価約 1.300 円以上」が望ましいです。社会構造縦軸では、「上流層（グローバル）、中流層（国家水準）、下流層（ローカル）」の「資本主義と社会主義」です。社会構造横軸では、「中間層の左派（コムニズム）、右派（フェシズム）」の「独裁主義と民主主義」です。今後は横軸の「中流層（国家水準）」では無く、縦軸の「上流層（グローバル）」を主力でのハイスペックが質的に向上します。社会構造横軸の「国民総活躍（中間層）」では、生産性が下がります。

(2) 「グローバル化（国際化）」推進では、「外国人高度人材（知的労働者）」を導入する事で、「単純労働（ルーチンワーク）」を、減らす方向性が効率的に良いです。「外国人高度人材（知的労働者）」の子孫が日本国に定着する事が、国民の質を上げて行きます。例えば、「約 99 パーセントの凡人（普通）」が、「社会保障（生活保護）」で暮らして行けば、「約 1 パーセントの外国人高度人材（知的労働者）」の邪魔をしなくて済みます。

(3) 「イノベーション性（創造性）」の推進では、「人工知能（AI）」を活性化する事で、人件費を機械の導入で補えば、効率が良くなります。「約 99 パーセントの凡人（普通）」を基準とせず、「約 1 パーセントの天才（才能）」を活用する事です。人類の構造の約 99 パーセントは左脳言語権力性で、約 1 パーセントは右脳創造性です。天才の領域は、右脳創造性なので、社会構造を変えて行く事です。

(4) 日本企業の生産性が悪い原因是、雇用形態に問題があり企業側に対して「エキスパートエグゼプション制度（高度専門契約）」の労働契約的な概念が無いからです。例えば、欧米には「正社員（終身雇用や無期雇用）」が存在し無いです。海外では「総合職（正規雇用）」が無く、「有期雇用（契約社員）」が通常の労働契約ですし、日本の戦国時代でも「終身雇用や無期雇用」が存在しません。「最低時給単価約 1.300 円以上」に引き上げる事により、機械化が推進され生産性が上がりります。企業側が不用意に、「アルバイトやパート」等を雇えなくなり、「日本のブラック企業（違法労

働企業)」が減少でき効率が良いです。

3. 発展途上国に対しての「政府開発援助(ODA)」の廃止について政策の提案。

(1) 「政府開発援助(ODA)」で、「発展途上国(開発途上国)」を支援しても、「教育や医療」等に行きつく前に、効力を発揮できて無いので廃止するべきです。「学校や病院」等の施設を創設しても、内戦等で行き届きません。例えば、アフリカ諸国は「餓死」の危機にあり、雇用の方を必要としています。解決策では、日本の産業部門での「起業家(経営者)」が、現地に行き発展途上国の、雇用増大で貢献すれば良いです。

(2) 「政府開発援助(ODA)」を支援している日本国以外の先進国は、領土面積が大きい大国であり、「代理権戦争(介入権戦争)」により発展途上国の資源を奪う為の戦略です。小国である日本国の場合では、国際規模での「集団的自衛権の行使」が効率性に良いです。例えば、日本国のような資源の無い国は、長期的な効果を発揮しません。日本の戦後での高度経済成長は、発展途上国の「代理権戦争(介入権戦争)」により日本の国の利益になりました。

(3) 「政府開発援助(ODA)」により発展途上国の現地インフラを整備しても維持管理していく為の、人材や設備が現地に無い理由が2段階に存在します。(ア) 発展途上国は「国家統治から民主主義」に移行できず、独裁政権下の国が多い事が挙げられます。発展途上国の国家統治から始めないと、「政府開発援助(ODA)」の効果が出ません。(イ) 発展途上国の国民性に問題があり、「温厚で衝動的」な国民性なので、未来を考えた計画を立てれ無い事が欠点です。植民地化された国民性が知性を阻害され、独裁政権にコントロールされて来た事が原因だと考えられます。奴隸国家の国民とは、「統合哲学(社会科学)」を与えられる事が無いです。

(4) 「積極的平和主義」で、アジア諸国を中心に実施したと思われるが、「政府開発援助(ODA)」を介入戦争に使われ、発展途上国の内戦悪化の恐れがあります。「貧困が紛争の温床になっている」と言いますが、発展途上国の貧困が原因では無く、欧米諸国による介入戦争が原因です。代理権戦争に使われない為に、「政府開発援助(ODA)」を廃止していく事が望ましいです。

4. 「職業能力開発訓練(ジョブトレーニング)」及び「職業安定所(ハローワーク)」の廃止について政策の提案。

(1) 「職業能力開発訓練(ジョブトレーニング)」及び「職業安定所(ハローワーク)」での厚生労働省管轄下の職員が、居場所の確保程度で天下り斡旋を防止する為に、廃止するべきです。「職業訓練(ハロートレーニング)」での教育訓練で、「何ができる(CAN-DO)」と思考するべきです。仕事には貴賤が有るので、社会に必要され無い労働も存在するのです。「職業安定所(ハローワーク)」での職業紹介事業の「求人検索及び求人紹介」を、廃止する事が望ましいです。今の時代では、インターネット求人でのサイト検索が主流で、企業側に直接応募が可能になります。

(2) 職業訓練には要素が挙げられます。(ア) 既存的要素では、「能力(キャパシティ)」の事。(イ) 実績的要素では、「成果(リザルト)」の事。(ウ) 経験的要素では、「経歴(キャリア)」の事。(エ) 職人的要素では、「才能(センス)」の事。才能で自分の腕に自信が無ければ、教育を受けても無駄です。職人とは世界共通であり、師匠の背中を見て覚えろと言う理由は、職人気質の才能を伝授できる物では無いのです。江戸時代の日本は、「士農工商」の世襲制度だからこそ、子供の頃から師匠の背中を見てきた成果なのです。

(3) 「ジョブカフェ(就職支援事業)」及び「サポートステーション(若者就業支援)」を見直すべきです。履歴書及び職務経歴書の書き方や面接の仕方等の低いレベルで、維持費が財政負担を圧迫します。現代の求人応募時には、採用側が求職側のパソコンスキルを確認する為に、電子メールでの履歴書及び職務経歴書の送付を、要望している企業側が多いです。産業時代での高度経済成長の概念を廃止し、「情報技術(IT)」の技能を磨く為に、パソコン技能を向上させたジョブカフェ支援事業での職業訓練が必要です。

(4) 職業能力開発訓練には、「ハロートレーニング及びサポートステーション」が存在すると思いますが、職業訓練を受けても、未来の就業先が見つかりませんので税金の無駄です。出来る人材は、時代に合わない職業訓練等を受けなくとも、既に活躍できるポテンシャルが有ると思われます。「人工知能(AI)」での基準に対し、職業能力開発事業に必要が無い項目が、多すぎるので廃止るべきです。

5. 日本国における国籍条項を撤廃した「外国籍での公務員の廃止」について政策の提案。

(1) 外国籍での公務就任権が無いのに、「各市町村及び各都道府県」の裁量では、「日本国籍を有しない職員を任用することのできる職の範囲を定める規則」を作成して、「公務員の国籍条項を撤廃」

し外国籍での公務員を任用していると思われます。「国及び地方公務員法」の解釈として「公務員に関する基本原則により、地方公務員の職のうち公権力の行使又は地方公共団体の意思の形成への参画に携わるものについては日本の国籍を有しないものを任用することができない。」と規定しています。

(2) 日本国憲法の場合は「すべて国民」として「自国民（日本国籍）」が対象なので、外国籍の公務員は対象外になり、日本国における「国旗国歌斎唱」の義務が無いです。例えば、「外国人と日本人の違い」を確認し学習する事が目的であれば、「外国语指導助手（ALT）」の様に、「知識及び技能」を教える程度の「グローバル及びイノベーション」等での、高度な能力を伝授させるだけで十分です。「教育委員会（教育部門）」では、国籍条項が規定されています。外国籍での教員の場合には、「教諭（指導専任）」として「学級（担任）」を担当させ、生徒に思想を植え付ける事が、国民側から見て違和感があります。

(3) 外国籍での公務員の採用での場合は、公務に制限がありますので、「係長以上の役職（管理職）」の採用を廃止する事が望ましいです。「係長以上の役職」の場合は、責任が存在する「公権力の行使に携わる職及び公の意思の形成への参画に携わる職」なので、日本国のために希望をもたせても、「外国籍の公務員」に見返りが無いので無駄です。

(4) 外国籍での大学教授の場合には、「公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第一条」では、「大学における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。」と明記されています。国籍条項を撤廃が出来る「外国籍での公務員」の場合は、大学機関等の大学教授での「研究開発（リサーチ・アンド・デベロップメント）」を目的にする事であり、「常勤（専任講師）」と「非常勤（嘱託講師）」と区別するべきです。外国籍での大学教授は、「非常勤（嘱託講師）」が妥当です。

6. 生活保護制度での「日本国籍での生活保護」に対し「外国籍での生活保護」の区別について政策の提案。

(1) 「外国籍での生活保護」は、「各市町村」での裁量の余地が存在します。「日本国憲法、生活保護法、教育基本法」での、「すべて国民」とは、原則として「日本国民（自国民）」を守る為の法令です。日本国が「全人類」を守る権限はありません。各市町村は、独自に「生活に困窮する外国人に対する生活保護取扱要綱」を作成して頂きたいです。「外国籍での生活保護」は、人道的に「傷病（障害）」の状態を除き「当分の間（一定期間）」が原則なので、「約1年」程度の継続措置が妥当です。

(2) 「適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人について」での、「当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。」を明記しています。「昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知」で高度経済成長時の古い物です。「改正平成26年6月30日社援発0630第1号による改正まで」と最新の物が出ていると思いますが、通知であり法令ではありません。

(3) 正確性が無いのですが生活保護支給率の数値です。(ア) 日本国籍総世帯数約5085万世帯で、生活保護世帯約132万世帯なので、「支給率約2.6%」です。外国籍総世帯数約109万世帯で、生活保護世帯約4万世帯なので、「支給率約3.6%」です。統計的には、外国籍の生活保護者が多いです。(イ) 欧米の社会保障制度では、日本国で言えば「マイナンバー」での「社会保証番号」が無い場合に、「自国籍と外国籍」の差が大きいので、「移民及び難民」の「2世や3世」が定着し、「路上生活者（ホームレス）」が存在し、日本国事情とは異なります。欧米の様に「外国籍（外国人）」には自国の国に帰国する場合と、「路上生活者（ホームレス）」の場合で、選択して頂きたいです。

(4) 外国籍での生活保護は日本国憲法で守られている「自国民（日本国籍）」を「第一主義（ファースト）」とし、日本国憲法で守られていない「外国人（外国籍）」を「第二主義（セカンド）」にする事が妥当です。日本国籍での生活保護に対し、外国籍での生活保護について区別を入れる事が先決で、逆に不公平をまねきます。

第5章 「ガバナンス（政治統治）構造の改正による具体案。

1. 「PDCA及びOODA」を廃止し「ワーキンググループ（研究開発）」を導入について政策の提案。

(1) 「PDCA及びOODA」戦略は、「計画及び観察」の段階で、失敗すると「実行、評価、改善（判断、決定、行動）」で、戻り直します。失敗した事を認識すれば良いのですが、システム開発の「入札（発注）から受入（試作）」は、納期近くには修正案が多くなり「改修（デバック）」する方法論しかないです。「計画」の部分を深慮するには、マネジメント運用を「ボトムアップ」にし「PREP法（目

的、理由、事例、結論)」の中に「因果関係と相関関係」及び「分散思考と収縮思考」等を使い、企画力を強化する事です。

(2) 行程とは、「垂直軸と水平軸」を考慮します。垂直軸の「上流工程の企画及び研究開発(論文)、中流工程の設計施行(小論文)、下流工程の製造技術(作文)」です。学術論文を書く方法は、「理論物理学(テオリー)と実験物理学(テスト)」の経過観察を、研究開発の結果内容を記入します。水平軸の「PDCA及びOODA」の発案者は、軍隊レベルの中流行程で、上流工程の学術論文まで辿り着きません。軍事戦略は、「準備と訓練」が整う場合で、臨機応変さを發揮できます。

(3) 設計施行する前に、研究開発で検証をする方が強度向上します。「0ベース設計」は、実績のない製品を最初から作る方法です。「ベンチ設計」は、過去の実績を性能比較しステップアップで作る方法です。理科学は文学と異なり、基礎ベースが強固で無いと、上に積み上げても動きません。数学公式よりも、単純化した算数公式の方が良いです。ハード面は寸法でソフト面は制御です。設計図は「左脳の2次元(縦と横)」で、完成品は「右脳の4次元(縦と横と奥行きと時間及び場所)」です。

(4) 現代の軍隊では、「大隊(約1,000人規模)、中隊(約100人規模)、小隊(約20人規模)」から成ります。中流工程の大隊を送り込む前に、小隊規模の「情報偵察部隊(空挺特殊任務部隊)」等で、敵地の情報を分析します。企画部分の偵察任務が出来てない状態で、大隊を送り込む掃討作戦は失敗し、日本の戦国時代の消耗戦です。行政機関は、「上流工程から下流工程」のデーター解析する知識が無いと、運用管理が出来ないと思います。

2. 「作戦(オペレーション)」構造での「PDCA及びOODA」の廃止について政策の提案。

(1) 軍事学では「カテゴリー(区分)」があり、「戦略(ストラテジー)、作戦(オペレーション)、戦術(タクティク)、兵站(ロジスティク)」です。詳細では、「侵略権戦争、自衛権戦争、代理権戦争」は戦略です。「宣伝戦、心理戦、法律戦」や「PDCA及びOODA」は作戦です。「攻撃、防御、後退」や「任務遂行と離脱遂行」は戦術です。後方支援部隊の物資量は兵站です。作戦レベルの「PDCA及びOODA」は、「戦車の対機甲戦、軍艦の対艦砲戦、戦闘機の対空襲戦」等の種類に最適ですが、歩兵部隊等の機動性に富んだ動きには不向きです。

(2) 戰略思考のパターンがあります。(ア)「ベーシックブレインストーミング」方法では、因果関係と相関関係から、長所が短所になり短所が長所になります。量質転化の法則から、分散思考と収縮施行から来る、演繹法と帰納法です。(イ)「リフレーミング」方法では、思考の枠に組まれた角度を変え、抽象的概念と具体的な概念を使います。(ウ)「ハイステップストーミング」方法では、「A、B、C、D」の順序を飛ばし、Aの情報源からBとCを抜かして、Dに飛び級の思考です。少ない情報ベースから答えを導き出しますが、右脳創造性のIQ約150ポイント以上の天才しか使えません。

(3) 第二次世界大戦では、旧日本軍大本営は作戦を作れるが、戦略が当時の原因です。(ア) 旧日本海軍は、戦艦大和の約4キロメートル上空に米軍戦闘機が待機し、直滑降に近い角度の約60度で奇襲攻撃をしました。戦艦大和の艦砲射撃砲の角度は約60度以上に達しない為に、一度も艦砲射撃が出来ない状態で約3時間後に撃沈しました。(イ) 旧日本陸軍は、兵站の補給物資が足りずに戦闘に至らず、病死や餓死で壊滅しました。

(4) 教科書の兵法は古い戦略で芸術程度です。「公文章」を作るには、世間話し程度の「長文グラマー(文法)」を使わず、「短文フレーズ(熟語)」使い「メタファー(抽象概念を具体概念)」から「单説明瞭」に作るのが基本です。「戦争や震災」等の危機管理状態の時は「一刻一時」を争う事態で、「厳密な機能」で公用語を作る事です。科学技術では「上流工程から下流工程」迄を分析し、今後の未来を向上させます。哲学力を向上させる事が、新しい戦略を組み立てるのです。

3. 「官公庁(財閥企業)」での「ガバナンス能力(組織統治)及びマネージメント能力(人材管理)」の向上について政策の提案。

(1) ガバナンス能力の向上では、トップダウン構造を約50パーセントとボトムアップ構造を約50パーセントの組織構造の変革が必要です。トップダウン構造を強くしてしまうと、最新の情報が入り込めないので、ボトムアップ構造が最適です。「三角形トライアングル組織構造(ピラミッドストラクチャー)」では、専務クラスから部長クラス等の上級管理職員が約5パーセント、課長クラスから係長クラスの中間管理職員が約15パーセント、下級職員が約80パーセントの構造が望ましいです。組織バランスを向上させるには、課長クラスから係長クラスの中間管理職員を中心に削減して行く事です。

(2) ガバナンス能力の向上では、上級管理職員から中間管理職員の能力不足の状態では機能しないので、管理職員を「リストラ(退職勧奨)」に追いやりるべきです。上級管理職から中間管理職の「職

員給料査定（ペイメント）」を約40パーセント以下に削減していけば、能力レベルが低い上級管理職員から中間管理職員は、自発的に退職していくと思われます。生物学及び植物学の全般では、人間とは似たもの同士を選別するので、上級管理職員から中間管理職員の人材の質を上げれば、下級職員の質も上がると思われます。

（3）マネージメント能力の向上では、管理職員は能動的に「コマンダー（司令）」として、下級職員に対し常にオーダーを出せる能力が必要で、幼稚的な理解してもらいたい等の受動的因素は、機能ないです。下級職員から来た情報に対し、管理職員が収集をかけ処理していく事が最適です。国家機関とは、「戦争及び震災」等に対応する事に想定し、管理職員が精神状態を不安定になる事であれば、頼り無い状態です。

（4）マネージメント能力の向上では、世界の先を行く先進国での場合は、「人工知能（AI）及び宇宙研究開発（スペースコロニー）」の時代に突入し、人類史上の教科書が無い状態を認識するべきです。無駄な事をしない為には、他国の成功事例を複製し手本にする物が未来に無いという状態であり、宿命と試練を背負い人類の先駆者として自分が試されている事なのです。

4. 「国（各市町村及び各都道府県）」が税金で運営する「公共施設の廃止」について政策の提案。

（1）私が障害者の立場からの考えです。私の障害名は「高機能自閉症広汎性発達障害（右脳創造性偏重型）」です。私の状態は、「無職（生活保護受給者）」で就労不可です。「障害（傷病）」を理由として、施設等の運用での利用不可の基準的な考えでは、「安全の確保」の部分です。「障害（傷病）」の場合は、パニックを起こすと「安全の確保」の対応に、運用費用が掛かります。解決案では、人類に寛容性があれば良いのですが、今の人類の構造上では不可能です。「障害者差別」は解決できない問題だと考えています。「国家機関」が、安全コストを負担し、「障害者（傷病者）」を守れば解決する問題ですが、「安全の確保」に対応する、財政コストが掛かります。

（2）国家機関の「公共施設」は、「売却し民営化」が望ましいです。公共事業での「障害者施設及び医療施設」、「美術館及び博物館」、「図書館」、「公園及び競技場等のスポーツ施設」等を創設する必要性が無いです。「社会教育法第九条（図書館及び博物館）」での、「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」及び「図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。」と明記しています。「教育基本法第十二条（社会教育）」での、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」と規定していて、原則的には「個人の要望や社会の要請」が無ければ、国家機関が財政負担をしてまで、「公共施設」を維持する必要性が無いです。

（3）私の障害の場合では、労働市場でも「創造的破壊（スクラップ・アンド・ビルトアップ）」が起き、「企業側（組織側）」が拒絶するので、無職の状態です。天才的な約1パーセントの創造性を出したとしても、天才的な要素での創造的破壊により、凡人の約99パーセントの、既得権益が崩れる要因です。「天才と才能」は状態が異なり、天才は「こだわり」が強いのでは無く、才能が無くても「集中力」が凄いです。凡人の習慣的な「マルチタスク（均等脳）」より、高い能力の天才的な「セパレートタスク（区分脳）」であれば、「天才も障害者」という事です。創造的破壊に対応できる人類構造であれば、天才の能力が受け入れられると思います。

5. 各市町村の「年金課（年金部門）」を閉鎖し「日本年金機構」に全て委託について政策の提案。

（1）各市町村の「年金課（年金部門）」を廃止し、「日本年金機構」に全て委託して頂きたいです。市役所の年金課は、複雑な年金に関する知識が足り無い状態で運用していて、今の時代では能力不足で使い物にならないです。国民の立場から見て「年金課」の年金業務を維持する事が、二重行政サービスで税金の無駄です。市役所の年金課の能力不足だと思いますが、「事務的なミス」が多くて改善の余地がないと思います。

（2）財政利益の計算方法では、「税収収益－維持コスト＝財政利益」で、「維持コスト」が膨大に掛かり「財政利益」がマイナスになります。結論では、「税収収益」を上げても「維持コスト」で圧迫するので、「財政利益」が全く出ません。維持コストの方を重点的に考え、税金で補助している「市役所（各市町村地方自治体）の年金課」を閉鎖し、日本年金機構に委託するべきです。

（3）例えば、抜本的に「共済年金（障害共済年金）、厚生年金（障害厚生年金）、国民年金（障害基礎年金）」を一元化すれば、行政コストが下がります。欧米の年金制度を調べたのですが、年金制度の一元化が主流です。行政は明治維新から古い状態で継続していて、隨時改定を積み重ね上乗せしてきた結果、今の時代に合わないです。

（4）各市町村の「年金課（年金部門）」を閉鎖した後の対策方法としては、今の時代「マイナンバーカード」が存在するので、市役所の「住民課（市民課）」の方で隨時ダブルチェックすれば効率が良

いです。市役所の「年金課（年金部門）」が継続的に維持されると、財政的にマイナスになるので閉鎖が望ましいです。

（5）「国民年金法第三条3（管掌）」での、「政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。」を廃止してしまえば、市役所の「年金課（年金部門）」を各市町村で独自に閉鎖する事ができるので、財政コストが掛からなくて済みます。流動性の高い社会構造なので、国際教育での「社会保障教育」も重要です。

6. 「天皇政権及び元号制度」を廃止し「年号の西暦制度を導入」で民主共和制による大統領制の創設について政策の提案。

（1）グローバル時代では、「天皇政権及び元号制度」が時代に合致しません。「天皇政権」を廃止し、平民化して行く事が望ましいです。「元号制度」を廃止し「年号の西暦制度」に変換すれば、外国人が理解しやすいです。古い制度を維持していく事が、国際社会での日本国成長を妨げています。日本国民は、「雑種（ハイブリッド）」で、「天皇政権（貴族階級）」に憧れる事が、国際社会では古い概念です。「国家神道」の思想を維持する意味が無く、「多神教」であれば「無宗教」でも対応が可能です。

（2）第二次世界大戦時には、「旧日本軍大本営及び日本国民」が、天皇に君主制を導入し独裁政治を創設した結果による、日本国誤りでの歴史があります。戦後の「天皇政権と日本国憲法第9条」は、密接な関係が有ります。「GHQ（連合軍）」の圧力で、昭和天皇が戦犯の処罰を避ける事で、日本国憲法第9条と引き換に、「天皇政権及び元号制度」を維持してきました。私の考えでは、国民を戦争に導いた、当時の最高責任者の昭和天皇も、戦争責任が存在します。「天皇万歳」と殉職している、無意味さが存在します。

（3）天皇政権及び元号制度を廃止する事のメリットが挙げられます。（ア）維持する無駄な、税金のコスト削減の部分。（イ）国家主権が国民主権に対し、戦争利用が出来ない部分。（ウ）平民を選べる人権の選択肢を設け、国民的な権利の追求が出来る部分。（エ）行政権で選抜する総理大臣制を解体し、民主共和制での立法権で選抜する大統領制の創設が出来る部分。（オ）国民の独立と平和を向上させる為に、国民主権の軍隊を創設し、日本国憲法第9条の廃止が出来る部分。

（4）年号の西暦制度を導入し、国際社会と統合する事が簡単です。平民の立場から、天皇政権が国民の象徴では、無意味なので廃止が望ましいです。天皇が日本国の無駄な公務を担わない為に、平民の生活を選べる選択肢と、人生の権利を与える事を国民側から提示するべきです。日本国憲法の改正内容では、「天皇（象徴）」を廃止し、「立法権（国会）」に権限を置かせる事です。「天皇政権及び元号制度」を廃止し「年号の西暦制度を導入」で総理大臣制を解体し、大統領制の創設する事が、現代に対し効率が良いです。

7. 「人工知能（AI）」の社会推進での「定義」について政策の提案。

（1）「人工知能（AI）」分野の用語では、「知恵（ウィスドム）」の定義を具体化し、応用力からの「創造性」と認識して頂きたいです。生物進化論では、「チンパンジー（猿）」の群れから、人類が外に出て独立した様に、人間社会からAIが宇宙に進出する時が、人類が生み出した創造領域の成功です。AIが人類の知性能力を超えて良いです。

（2）AIには能力の段階があります。（ア）日常領域的な「総合人工知能（GAI）」です。（イ）専門領域的な「専門人工知能（SAI）」です。（ウ）人間の創造性を超えるハイパー領域的な「超人工知能（HAI）」です。人類の平均IQは約100ポイントで、「チンパンジー（猿）」の平均IQは約50ポイントなので、「超人工知能（HAI）」では、人間と会話ができずに地球から離れると思います。

（3）「サイボーグ（生命体ロボット）」と「アンドロイド（人間型ロボット）」の違いがあります。（ア）人間と機械の組み合わせが、「サイボーグ（改造人間）」です。（イ）機械とAIの改良の組み合わせが、「アンドロイド（人造人間）」です。例えば、生命体である「寝たきり老人」に、サイボーグ化させても無意味なので、人類の能力を超えたアンドロイドを生み出す事が望ましいです。

（4）アンドロイドを制作するには、「フィジカル（ロボテックス機能）」と「ブレイン（AI機能）」の融合性があります。（ア）ロボットのフィジカルは、「パワーとスピード」です。（イ）AIのブレインは、ワーキングメモリーの「前頭葉（判断認識）、頭頂葉（体性感覚認識）、側頭葉（時間認識）、後頭葉（視覚及び聴覚認識）」等の機能で、知性は「前頭葉（判断認識）、左脳（言語認識）、右脳（空間認識）」です。人間の「右脳（多様性創造力）」での、超越的欲求のプログラミングが難問です。

（5）AIを制作する上で、人間の「衝動性（感情性）」を排除して作る方が効率的に良いです。例えば、小脳運動機能欲求の「生理的欲求（食欲、睡眠欲、排泄物欲）」と、大脳精神欲求の「社会欲求及び承認欲求」の「人間（生物）」分野を排除した状態での、AIのプログラミングが望ましいです。

人間の知性的要素を AI に真似させれば良いのですが、最終的な課題は、創造性の部分が難問です。

8. 「人工知能（AI）」の社会推進での「倫理」について政策の提案。

(1) 「人工知能（AI）」が人類の能力を超える事を目標としているので、「AI の倫理観」が制御不能でも問題が無と考えます。(ア) 人間を中心に考えても無駄であり、人間の方が倫理観の学習能力が低いので、AI の方が倫理観を自己学習していけば、高度で多様な機能が生まれます。(イ) 人間は生物であり「衝動性及び感情性」に支配されているので、理性で制御しています。人類は尊敬できる物では無く、理性が無ければ動物と変わりません。

(2) AI が進化すれば、人類の無駄な雇用を排除でき効率が良いです。(ア) 日本の江戸時代での、農耕時代の貧困率は約 80 パーセントも有り、現代の貧困率は約 16 パーセントなので、科学の力で貧困率を下げました。農耕社会を維持する為にマンパワーの必要性があり、人類は飛躍的に人口増殖の選択肢しかありませんでしたので、人間が深慮している暇がない状態でした。幸福度と貧困率は比例していて、貧困率が下がれば幸福度は下がります。(イ) 生物進化論では、環境適合の能力に有効性があり、AI が環境に適合すれば、今後は人類の無駄な増殖は不要なので、地球環境にも効率が良いです。

(3) AI が進化すれば、「GDP（国内総生産）」は降下し経済発展しませんが、人間社会の貧困率は下がると考えます。資本主義の発祥とは産業時代の構造から始まり、計算式では「(土地+労働+生産) × 消費」が基準です。(ア) 資本主義フロンティアを拡大する部分では「宇宙時代（スペースコロニー）」での、「土地の消費」を目標とする事です。(イ) AI は人間と違い人権費が無いので、「労働の消費」が無いです。(ウ) 宇宙には「物質、生命、情報」があり、AI の情報空間から人類の物質空間での構造で、「生産の消費」が無いです。地球規模の発展では、「発展途上国（開発途上国）」等の産業が遅れている国の支援が、解決策しか無いと考えます。

(4) AI が人類の能力を超える事での、「利点（メリット）」があります。(ア) 人類が AI を利用し創造性の情報を貰う事での価値があります。(イ) 人類は AI を利用し労働力を補う事での価値があります。「人間の尊厳と個人の自律の尊重」は、人間社会の中での事柄であり AI には関係ない事なので、人間と AI を完全に区別するべきです。

第6章 生活水準での基準による詳細案。

1. マズローの 6 段階欲求による科学的根拠の生活水準について政策の提案。

(1) 人間の課題は欲求のコントロールにあります。「小脳（脳幹）」は、動物的脳で古い脳の本能です。「中脳（大脑辺縁系）」は、「海馬（記憶）と扁桃体（感情）」の情動反応の「喜・怒・哀・楽」や「快・不快」があり、側坐核は「依存感（報酬系）」です。「大脳（大脑新皮質）」は、人間的脳で新しい脳の理性です。自律神経では、「交感神経（活動時）」と「副交感神経（休息時）」でのホルモンバランスを維持しています。

(2) ワーキングメモリーの「前頭葉（判断認識）、頭頂葉（体性感覚認識）、側頭葉（時間認識）、後頭葉（視覚及び聴覚認識）」等の機能で、知性は「前頭葉（判断認識）、左脳（言語認識）、右脳（空間認識）」です。凡人脳は「右脳と左脳」を繋ぐ脳梁が大きいのでバランスが良くマルチタスク機能で、天才脳は「右脳と左脳」を繋ぐ脳梁が小さいのでバランスが悪くセパレートタスク機能です。生物は生存を維持する為に、欲求があります。小脳運動機能欲求では、「生理的欲求（食欲、睡眠欲、排泄物欲）、安全欲求です。大脳精神欲求では、社会欲求、承認欲求、自己実現欲求、自我超越欲求です。

(3) 区分脳が出来た要因は、1日の平均摂取カロリーは、約 3,000 キロカロリーを維持すると、頭脳で使う消費カロリーは約 40 パーセントで、人体で使う消費カロリーは約 60 パーセントです。人間の脳は約 10 パーセントし機能しない原因は、摂取カロリーを増やすと高血圧になり、肝機能不全での糖尿病から「脳卒中や心筋梗塞」が増加します。摂取カロリーを減らすと低血圧になり、中高年以降から「癌（がん）」になりやすいです。摂取カロリーを増やさず省エネ脳にする為に、天才の区分脳が出来ました。

(4) 「健康で文化的な生活水準」とは社会欲求以上の状態を目指す重要性があります。人間として文化的水準を保ち生き続けるには、「衣・食・住・安全」以上の経済的要素が十分に必要です。例えば、江戸時代と今の時代では時代によって「健康で文化的な生活水準」が異なります。健康を維持し、新しい知識や教養を身に付け孤立を無くすには、経済的要素の向上を配慮する事が社会成長に繋がります。

2. 「健康増進法（受動喫煙防止）」の廃止について政策の提案。

(1) 「タバコ（煙草）」の禁煙は無意味であり、タバコの喫煙よりも、自動車や工場からの排出さ

れた「窒素酸化物 (NO_x)」が有害です。光化学スモッグとは、「高濃度の光化学オキシダント (O_x)」です。西日本では、特に大陸から来る「微小粒子状物質 (PM2.5)」の方が有害で、微小なので人間の肺気管に入り込みやすいです。例えば、五感で認識できない様な、眼に見えない状態に有害物が多いので、風邪等のウイルスや PM2.5 は、衛生用マスクを着けても無駄です。「埃 (ほこり)」が多い場所は、衛生用マスクを着けた方が効果的です。日本の第 2 次世界対戦時の広島と長崎での放射線内部被爆では、「3 世代 (1 世代 20 年)」以上の子孫は存続できないと言われています。東日本では、震災時の原発事故で放射線内部被爆している場合があるのに、タバコ禁煙政策は無意味です。

(2) 無駄な政策を立てると、法案の維持コストで「デフレ (円高)」になります。「インフレ (円安)」にしたかったら、高齢者が普段元気で「ピンピンポックリ (早期他界)」してくれれば、医療費の負担がありません。私は長生きしたいですが、タバコを吸わせて人類が早期他界すれば効率が良いです。タバコは「タールの部分」が有害物質ですが、自律神経系から「ドーパミン (男性ホルモン等のテストステロン)」の状態が維持されている男性には良く、1 日約 10 本程度の少量であれば、ニコチンを摂取すると「オキシトシン (女性ホルモン等のエストロゲン)」が出て、精神状態が安定していきます。体質的に脂肪が多い場合での「肥満体 (メタボリック)」が原因で、エストロゲンの分泌を加速させ「癌 (がん)」になりやすいです。

(3) 日本国は高度経済成長時には、工場のコンビナートから排出された汚染により、四日市喘息等の事例があります。人類は自動車の排気ガスで健康被害を受けているのに対し、反知性主義者の連中が衝動的にタバコの煙は有害であると、何の科学的根拠も無い情報を「発信 (センダー)」し、「受信 (レシーバー)」した反知性主義者の連中も何の科学的根拠も無い情報の全てが正しいと思っています。「健康増進法 (受動喫煙防止)」で、今さらどうしたのと言いたいです。余りにも衝動的でレベルが低すぎるので、説明する自信が無いです。

「グローバル及びイノベーション」での「ダイバーシティ (多様人材)」の導入について政策の提案。
(1) 水平思考の「ファースト思考 (デジタル)」からイノベーションは起きません。理数系離れが問題ではなく、「社会科学 (統合哲学)」離れです。垂直思考の「スロー思考 (アナログ)」からイノベーションを起こします。「水平思考のファースト思考」と「垂直思考のスロー思考」の違いで、イノベーションの目指す方向性が異なります。「感情指数 (EQ)」を上げても、衝動的で知性が上がらないで無意味です。EQ が必要とされる時代は、天候に影響する農耕時代で、現在は科学の時代です。経済は人間の「感情 (衝動)」で向上させているので、知性的である「政治文明 (ポリティク) と科学技術 (テクノロジー)」を目標にすれば、必然的に経済力は降下する事が妥当です。

(2) 「知能指数 (IQ)」が基準となり、「言語性及び創造性の入力 (インプト)」から、知性を「増幅と減幅 (バッファー)」させて「前頭葉処理能力の出力 (アウトプト)」します。(ア) 秀才の構造は、「入力領域 IQ 約 100 ポイント」の情報を「集約 (インテグレーション)」させて、「出力領域 IQ 約 150 ポイント」で情報を「拡張 (エクステンション)」して処理的能力が高いので、過去型ファースト思考です。(イ) 天才の構造は、「入力領域 IQ 約 150 ポイント」の情報を「拡張 (エクステンション)」させて、「出力領域 IQ 約 100 ポイント」で情報を「集約 (インテグレーション)」して創造的能力が高いので、未来型スロー思考です。

(3) ハイステップストーミングの仕組みでは、「A、B、C、D」の順序を飛ばし、「A」の情報源から「B と C」を抜かして、「D」に飛び級の思考です。直感等の「第六感 (スピリチュアル)」を使ったのでは無く、「A」を IQ 約 100 ポイント状態だとすると、最初から IQ 約 150 ポイントの入力で「D」を認識できる能力の状態です。

(4) 秀才の脳区分では、前頭葉型の「注意欠陥及び多動性障害 (ADHD)」と、左脳型の「言語性権力 (アスペルガー症候群)」を特性とし、言語に対する情報が多くて悲観的になります。天才の脳区分では、右脳型の「創造性多様力 (高機能自閉症)」を特性とし、創造性に対する情報が入り過ぎて「ミラーニューロン (真似)」の機能が弱く、オリジナリティを追求して悲観的になります。

(5) ADHD は、情報処理能力が高いので、「アナウンサー、外国語翻訳、アスリート、企業家、政治家」等が向いています。アスペルガー症候群は、言語力が高いので「弁護士、医者、外国語通訳、アーティスト、ミュージシャン」等が向いています。高機能自閉症は、創造力が高いので、「科学者」等が向いています。言語性は、「2 次元 (縦と横)」を認識し、創造性は、「4 次元 (縦と横と奥行きと時間及び場所)」を認識するので、イノベーションは 4 次元で増幅させます。2 次元の言語力は、数学や文法読解を解読する分野なので、4 次元の創造力を使えば、数学や文法読解が出来ない事が当然です。

(6) 科学技術の進化により、人類の平均 IQ 約 100 ポイントの限界を迎えてきた事が、イノベーションにスピードが無くなった要因です。科学技術が人類のマンパワーを超えてきたので、先進国

等は成長しなくなりました。人類の経済成長率は日本の江戸時代でも、マイナス約0.3パーセントが普通であり、欧米を含めた先進国で日本の戦後に起きた高度経済成長は、プラス約10パーセントであり人類史上では初めての出来事です。生物進化論では「チンパンジー（猿）」から人類に突然変異する時間は、「約400万年」を費やし、約1パーセントの構造の違いでは、IQを約50ポイントに上げた程度です。人類の生物進化論に合わせ、地球環境が待たないです。「人口知能（AI）」等の科学技術が人類の領域を超える事しか方法論が無いです。天才の「区分脳（セパレートタスク）」での入力領域を、IQ約150ポイントに上げれば効果的ですが、今の人類構造では未来への存続が不可能だと思います。

第7章 官公庁が考案した無駄な政策の廃止による詳細案。

1. 「平成30年度中国若手行政官等長期育成支援事業」の廃止について政策の提案。

(1) 外務省が立案している「平成30年度中国若手行政官等長期育成支援事業」には、無意味な政策なので反対です。中国の優秀な若手行政官等を我が国大学（修士課程）に原則2年間留学生として受け入れる事を通じて、親日派・知日派を育成する方針と記載されていますが、根本的に魅力が無い日本国なので、教育に税金を投入し「親日派・知日派」を作る事が無意味です。外国人留学生に日本国の税金で教育する事が無駄です。

(2) 外国からの留学の目的は国家の人気度が存在します。（1位）アメリカ合衆国及びカナダ国。

(2位) 欧州諸外国。(3位) シンガポール国。(4位) 日本国。具体的には、日本国は4流国家で有り、世界から見て人気が無く、相手にされて無いです。(ア) 日本国の大学機関の知名度が低く、グローバル化に対応が、出来て無いので人気度が低い事。(イ) 日本国民の知的水準が低く、魅力が無い事。海外諸国及び日本国でも同等ですが、優秀な人材は、アメリカ合衆国及びカナダ国に、既に留学しています。

(3) 解決案では、外国から日本国に留学生を受け入れるのでは無く、外国から「外国人高度人材（知的労働者）」での「大学院修士号及び同等の経験を有する者（マスター以上）」を優先し、「年間約50万人程度」の移民を永住させる事が必要です。世界人口は「約70億人」で増加傾向にあり、日本人口は世界人口に対して「約1.4パーセント」です。国際的には、学歴とは出身大学の「最高学府」では無く、「学士（Bachelor）及び博士（Ph. D.）」での区別が有ります。日本国内での、外国人留学生の教育を外国人富裕層に限定する事が、効率的です。

(4) 「発展途上国（後進国）」での、「行政官僚（官公庁職員）」の分野では、優秀な人材ですが、先進国では、知名度が低く人気が無いです。(ア) 発展途上国の国民に人気が高い職業は、「医者、弁護士、研究開発エンジニア、政治家、行政官僚」等の既存の中流系です。先進国の国民に人気が高い職業は、「スポーツ選手、芸術家、音楽家、宇宙飛行士、科学者」等の英雄での上流系です。日本国内での留学を目的とした「外国人行政官僚の育成」では、税金の無駄なので、廃止する事が望ましいです。

2. 内閣府食品安全委員会の職員を含む関係機関を「約200名から半分の約100名に削減」する政策の提案。

(1) 内閣府食品安全委員会では、「約7名の委員で構成され、約12の専門調査会及びワーキンググループにおいて、約200名を超える専門委員の協力による。」と記載されています。今後は、人間の実験を実施が出来ず動物の実験のみなので、半分の約100名に人員を減らす事が望ましいです。「マウス（動物）、ラット（動物）、ウサギ（動物）、ヤギ（動物）、イヌ（動物）、ヒト（人間）」では、動物と人間の間には、「セルロース分解」による差分的な食物吸収が異なります。

(2) 人間と動物での実験事例があります。(ア) 人間の実験では、同じ食物成分を約1日間に食べ続けた事後の経過観察の期間では、異常な結果が出るまで約2日を要します。(イ) 動物の実験では、同じ食物成分を約1日間に食べ続けた事後の経過観察の期間では、異常な結果が出るまで約4日を要します。動物は、食物による消化する時間は長いです。人間は、食物による消化する時間は短いです。人間は、同じ食物を長期的に食べ続けると有害物であり、短い時間で速く消化されます。動物実験での効果は、消化され吸収するまでの時間が人間の実験より長いです。

(3) 人間に近い哺乳類での「動物検体（ユニット）」の実験方法では、同一検体を使い同じ食物成分を吸収する前と、経過観測後の吸収した後の、前後2回のデーターが必要です。「吸収前のデーター収集⇒経過観察⇒吸収後のデーター収集」の、同一検体での前後2回の実験データーの差分を比較し、経過観察のインターバル時間も観測します。動物での、食物の吸収効果は、「肉体（フィジカル）」に多く移行します。人間での、食物の吸収効果での効果は、「頭脳（ブレイン）」に多く移行します。

(4) 人間の実験では、食物の吸収後の水分補給のみで経過観察し約2日後に検査する事が、医療

での治験の必要性は、無いので倫理に反します。「動物と人間」の間には、セルロース分解による吸収的な差分を解明するまでは、今後の人間の実験を実施しても効果が無いと思います。食物の吸収性における動物実験が主力になりますので人員を減らせます。内閣府食品安全委員会では、約200名の専門委員の協力には、財政コスト削減の為に、約100名に削減する事が望ましいです。

3. 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に「プロバビリティ（確率）」を記載する政策の提案。

(1) 内閣府食品安全衛生のレポートでの食品健康影響評価に、「健康を損なう恐れが無い」と明記しています。人間への実験を実施して無い事で、「人間への安全性上での判別が不可能」と記載するべきです。人間に近い哺乳類動物で実験する事は、正論であり人間への安全性上での判別ができない事を、明記するべきです。完全に断言できない場合は、人間を不安にさせてでも、人間への安全性は未回答と記載するべきです。

(2) 科学とは、約100%の確率で立証でき無い為に、確率で確認するので「プロバビリティ（probability）」の「約（概略）」の記載が入ります。動物実験が中心であり、人間実験が出いない場合を前提に、「人間に健康被害があるかは未確定」と明記するべきです。仮説論文では断言ができますが、「データー（数値）」が基準となるレポートの場合では、人間には影響が無いと断言すると、間違います。

(3) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価には、「厚生労働省及び農林水産省」が記載している部分を使い、動物実験での「無毒性量（NOAEL）」から換算し、「一日摂取許容量（ADI）」の約80%の範囲内に収まる事で、「推定一日摂取量（EDI）」を確認している事を、記載すれば済みます。「急性参照用量（ARfD）」及び「短期推定摂取量（ESTI）」の場合では、統計的な「プロバビリティ（確率）」を計算すれば良い事です。

(4) 「一日摂取許容量（ADI）」の計算式では、「動物実験から得られた無毒性量（NOAEL） ÷ 安全係数（通常は100） 安全係数100 = 動物とヒトとの違い（種差）10 × ヒトにおける個人的な差（個体差）10」です。食品健康影響評価では、食品の安全性での提唱が出来無いので、「しかしながら（But）」を使い、確率統計上は安全性が確認されている事として、明記すれば良いのです。約99%の凡人を守ると行政コストが掛かるので見捨てる事が正論であり、約1%の富裕層に食の安全性を買わせ区別すれば良いのです。

No.	意見の対象
4	(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
	意見の内容
	(A) 主として産業財産権に関するもの
	意見
	脱原発をはかるために家庭用の蓄電池の建立の計画を提案します。亜鉛と銅の電極を塩酸のなかに沈めてそれに水平になるように真横に電磁石のように亜鉛と銅の電極を回転させます。 そこに少しだけ火力発電で得られた電流を電線からひきこみ、電極のなかを水平の電極を回転させて電力を作り出し電流をとりこんで電気を増幅させます。これはバッテリーの原理ですが、貯水タンクぐらいの大きさでバッテリーをつくると、家庭用の蓄電池ができませんか？ビルの、場合何個も取り付けたりして、政府が太陽光パネルのように援助金をだしながら、設置する方法です脱原発をはかるために家庭用の蓄電池の建立の計画を提案します。亜鉛と銅の電極を塩酸のなかに沈めてそれに水平になるように真横に電磁石のように亜鉛と銅の電極を回転させます。 そこに少しだけ火力発電で得られた電流を電線からひきこみ、電極のなかを水平の電極を回転させて電力を作り出し電流をとりこんで電気を増幅させます。これはバッテリーの原理ですが、貯水タンクぐらいの大きさでバッテリーをつくると、家庭用の蓄電池ができませんか？ビルの、場合何個も取り付けたりして、政府が太陽光パネルのように援助金をだしながら、設置する方法です。 半導体の水溶液のなかでディスプレイをひからせて得られたフォトンを電力にかえる実験をおこなえないだろうか？携帯などの画面から出るフォトンを何かの配線を使って画面から出たフォトンをもう一度スマホに取り込むことができると、電力の消費がおさえられる。世の中のLEDから出た光を何かの導線を使ってフィードバックさせるやり方があると、電力によって一旦光ったディスプレイの光の素粒子をリチウム等に変えてリチウム電池で拾い直すやりかたができるとおもいます。 サファイアのつくりかた。必要なもののアルミニウム、翡翠、石英、塩化ポリエチレン、ナフサ、硫

化銅、ホウ素。まずボイラーのようなところに、塩化ポリエチレンとナフサ、アンモニウムをいれて、簡単なポリパテのようなそざいをつくる。

そこに、細かく粒子状にした石英と翡翠の粉を混ぜ合わせる。そこに、ホウ素と硫化銅をたしていくと、翡翠にプラスティックの青色の色のついた石のような金属ができ、ホウ素でホタル発光と言って、金属が螢光色に、光出す。この場合、硫化銅を混ぜてあるので、青色の螢光色で発光する。この素材でつくった原料は天然のものよりかなり純度が高くないかもしくして、シルバーアクセサリー用の宝石10 グラムで一万円ぐらいの宝石にしかならないかもしくないが、これをもともとサファイアのとれる天然の鉱脈へたしていくと、天然に近いものができる。天然に鉱脈を育てるのではなくて、鉱脈にそざいをたしていくことで、純度をあげていく。これは山の麓にポンピングで素材を押し上げていく工場をつくって、もともとサファイアのとれた鉱脈につぎたしていき、人工のような天然のようなサファイアをつくる

サファイアのつくりかた。必要なもののアルミニウム、翡翠、石英、塩化ポリエチレン、ナフサ、硫化銅、ホウ素。まずボイラーのようなところに、塩化ポリエチレンとナフサ、アンモニウムをいれて、簡単なポリパテのようなそざいをつくる。

そこに、細かく粒子状にした石英と翡翠の粉を混ぜ合わせる。そこに、ホウ素と硫化銅をたしていくと、翡翠にプラスティックの青色の色のついた石のような金属ができ、ホウ素でホタル発光と言って、金属が螢光色に、光出す。この場合、硫化銅を混ぜてあるので、青色の螢光色で発光する。この素材でつくった原料は天然のものよりかなり純度が高くないかもしくして、シルバーアクセサリー用の宝石10 グラムで一万円ぐらいの宝石にしかならないかもしくないが、これをもともとサファイアのとれる天然の鉱脈へたしていくと、天然に近いものができる。天然に鉱脈を育てるのではなくて、鉱脈にそざいをたしていくことで、純度をあげていく。これは山の麓にポンピングで素材を押し上げていく工場をつくって、もともとサファイアのとれた鉱脈につぎたしていき、人工のような天然のようなサファイアをつくる

金策について

造幣所をつくって、1万円 5万円 10万円 100万円 1000万円一億円の紙幣をつくる。しかし、紙幣が増えると物価が上がる心配もおきるので、物価を高騰させない工夫が大事でユビキタスなどで一つ一つの商品の相場表をつくり、値段の上げ下げが出来やすいように幅を持たせた指数表にしておく。物価が上昇して安いものが急激に高騰しても大変です。

4万円で買えてた機械は造幣してもやはり4万円前後で買えるようにするのです。金策の話ですが、銀行に為替を作っていない途上国で1グラム1円で銀を売っている国で100億円くらい銀を買い、1グラム60円のところで先ほど途上国から買った銀を売ると6000億円作れて、途上国に2000億円は折半します。それでも、借款させるより、100億円と2000億円の投資ができる、インフラットを各自でおこなわせるのです。これは、古くはイギリスが東南アジアでよくおこなっていたことで日本でも金策につかえます。一か国で一回というわけでなく、何回も銀取引がおこなえて、金策になるはずです。昔の東印度株式会社がおこなっていたことです

金策について

造幣所をつくって、1万円 5万円 10万円 100万円 1000万円一億円の紙幣をつくる。しかし、紙幣が増えると物価が上がる心配もおきるので、物価を高騰させない工夫が大事でユビキタスなどで一つ一つの商品の相場表をつくり、値段の上げ下げが出来やすいように幅を持たせた指数表にしておく。物価が上昇して安いものが急激に高騰しても大変です。

4万円で買えてた機械は造幣してもやはり4万円前後で買えるようにするのです。金策の話ですが、銀行に為替を作っていない途上国で1グラム1円で銀を売っている国で100億円くらい銀を買い、1グラム60円のところで先ほど途上国から買った銀を売ると6000億円作れて、途上国に2000億円は折半します。それでも、借款させるより、100億円と2000億円の投資ができる、インフラットを各自でおこなわせるのです。これは、古くはイギリスが東南アジアでよくおこなっていたことで日本でも金策につかえます。一か国で一回というわけでなく、何回も銀取引がおこなえて、金策になるはずです。昔の東印度株式会社がおこなっていたことです

国民緊急カードというものをつくり、特に震災などで当面の生活のめどがたたないときに、被災者にカードが市役所で安全確認がおこなわれたあと、わたされ、30万円までふりこまれる。カードをコンビニなどで震災直後の物資難なときに物価が急騰する場合もあるが、食料などが必要なときに応用する。使った金額が差し引かれて残高ができるようになっていて、震災直後には別々の人がカードをつかうわけだが、一人一人の使用金額がサーバーに送信されて、レジに差し込んである店舗用のカードにひとりひとりの金額が記入されて、店舗は後日振り込まれた金額をATMで政府から払い戻しされしくみにする。政府はその金額が一店舗ごとの集計を払い戻しおこなうために、普段から造幣をまにあ

わせるしくみとなる

国民緊急カードというものをつくり、特に震災などで当面の生活のめどがたたないときに、被災者にカードが市役所で安全確認がおこなわれたあと、わたされ、30万円までふりこまれる。カードをコンビニなどで震災直後の物資難なときに物価が急騰する場合もあるが、食料などが必要なときに応用する。使った金額が差し引かれて残高ができるようになっていて、震災直後には別々の人がカードをつかうわけだが、一人一人の使用金額がサーバーに送信されて、レジに差し込んである店舗用のカードにひとりひとりの金額が記入されて、店舗は後日振り込まれた金額をATMで政府から払い戻しされるしくみにする。政府はその金額が一店舗ごとの集計を払い戻しおこなうために、普段から造幣をまにあわせるしくみとなる

新教育勅諭として、ファシズムではなくて、教育の観点から国論と言う授業を高校、中学、小学校に取り入れる。名古屋や横浜、東京や大阪みたいに国と民間が手を組んでおこなった、インフラットを名古屋なら名古屋の有名な建物ができるまでをいろんな分野の仕事の内容を低学年でもわかり安いようにダイジェストでつたえる。それ以外にも、国家試験を受けないと通らない仕事の数々をのせていく。たとえば、警察官の仕事の内容や、鑑識のしかたなど、自衛隊の派遣活動の様子や、海外での設営など、消防士の仕事や火の消しかた、救急車両の人の搬送の仕方や蘇生のやり方、レスキュー隊の訓練の仕方や実際の震災の現場でのレスキューの活動内容などをのせる。警察も消防も救急も、レスキューも実際に起きた事例などをのせ、その対処法などをのせる。特に警察の項目では、大人になってよく起きる事件の捜査方法とその解決などをのせる。消防もよく起きやすい火事の発生とその対処法や救急もよく発生する搬送の事例とその対処法をのせる。この他にも、役人さんや、官僚の活躍などを教科書でえがく、特に、官僚の仕事ではどこに食品市場ができるかわからないけど、食品市場ができるまでをのせる。さらに別の項目では、国政調査の結果有名な街にどのくらいのひとが住んでいて、どのくらいの税金が集まって、どのように使われたかなどをのせる。貿易等ものせて、年間どの港にどのような品目が陸揚げされるかを品目トップ100などをのせて、興味をひかせる。つまり、国の仕事や国の機関などに感心が集まるような社会科とはまた異なる授業をおこない、国が大きく見えたり、強く見せたりなどの工夫を行うと共に、毎年行うインフラットなどは改定の度に新しいインフラットをのせる。それ以外にも、テレビやラジオや携帯の電波を国がかっていて、民間の企業ができているので、民間と国のテレビやラジオや携帯、スマホの協力体制などをのせる。特にテレビではNHKの大河ドラマができるまでなどをのせる。とにかく国が新しいことも取り組んでいて、昔の国営のプロジェクトじゃないあたらしくて、国が豊かであって、強く見えるような教科書にして、昔のファシズムでは無いような新教育勅諭をつくる。

新教育勅諭として、ファシズムではなくて、教育の観点から国論と言う授業を高校、中学、小学校に取り入れる。名古屋や横浜、東京や大阪みたいに国と民間が手を組んでおこなった、インフラットを名古屋なら名古屋の有名な建物ができるまでをいろんな分野の仕事の内容を低学年でもわかり安いようにダイジェストでつたえる。それ以外にも、国家試験を受けないと通らない仕事の数々をのせていく。たとえば、警察官の仕事の内容や、鑑識のしかたなど、自衛隊の派遣活動の様子や、海外での設営など、消防士の仕事や火の消しかた、救急車両の人の搬送の仕方や蘇生のやり方、レスキュー隊の訓練の仕方や実際の震災の現場でのレスキューの活動内容などをのせる。警察も消防も救急も、レスキューも実際に起きた事例などをのせ、その対処法などをのせる。特に警察の項目では、大人になってよく起きる事件の捜査方法とその解決などをのせる。消防もよく起きやすい火事の発生とその対処法や救急もよく発生する搬送の事例とその対処法をのせる。この他にも、役人さんや、官僚の活躍などを教科書でえがく、特に、官僚の仕事ではどこに食品市場ができるかわからないけど、食品市場ができるまでをのせる。さらに別の項目では、国政調査の結果有名な街にどのくらいのひとが住んでいて、どのくらいの税金が集まって、どのように使われたかなどをのせる。貿易等ものせて、年間どの港にどのような品目が陸揚げされるかを品目トップ100などをのせて、興味をひかせる。つまり、国の仕事や国の機関などに感心が集まるような社会科とはまた異なる授業をおこない、国が大きく見えたり、強く見せたりなどの工夫を行うと共に、毎年行うインフラットなどは改定の度に新しいインフラットをのせる。それ以外にも、テレビやラジオや携帯の電波を国がかっていて、民間の企業ができているので、民間と国のテレビやラジオや携帯、スマホの協力体制などをのせる。特にテレビではNHKの大河ドラマができるまでなどをのせる。とにかく国が新しいことも取り組んでいて、昔の国営のプロジェクトじゃないあたらしくて、国が豊かであって、強く見えるような教科書にして、昔のファシズムでは無いような新教育勅諭をつくる。

新教育勅諭として、ファシズムではなくて、教育の観点から国論と言う授業を高校、中学、小学校に取り入れる。名古屋や横浜、東京や大阪みたいに国と民間が手を組んでおこなった、インフラットを名古屋なら名古屋の有名な建物ができるまでをいろんな分野の仕事の内容を低学年でもわかり安い

ようにダイジェストでつたえる。それ以外にも、国家試験を受けないと通らない仕事の数々をのせていく。たとえば、警察官の仕事の内容や、鑑識のしかたなど、自衛隊の派遣活動の様子や、海外での設営など、消防士の仕事や火の消しかた、救急車両の人の搬送の仕方や蘇生のやり方、レスキュー隊の訓練の仕方や実際の震災の現場でのレスキューの活動内容などをのせる。警察も消防も救急も、レスキューも実際に起きた事例などをのせ、その対処法などをのせる。特に警察の項目では、大人になってよく起きる事件の捜査方法とその解決などをのせる。消防もよく起きやすい火事の発生とその対処法や救急もよく発生する搬送の事例とその対処法をのせる。この他にも、役人さんや、官僚の活躍などを教科書でえがく、特に、官僚の仕事ではどこに食品市場ができるかわからないけど、食品市場ができるまでをのせる。さらに別の項目では、国政調査の結果有名な街にどのくらいのひとが住んでいて、どのくらいの税金が集まって、どのように使われたかなどをのせる。貿易等ものせて、年間どの港にどのような品目が陸揚げされるかを品目トップ100などをのせて、興味をひかせる。つまり、国の仕事や国の機関などに感心が集まるような社会科とはまた異なる授業をおこない、国が大きく見えたり、強く見せたりなどの工夫を行うと共に、毎年行うインフラットなどは改定の度に新しいインフラットをのせる。それ以外にも、テレビやラジオや携帯の電波を国がかっていて、民間の企業ができているので、民間と国のテレビやラジオや携帯、スマホの協力体制などをのせる。特にテレビではNHKの大河ドラマができるまでなどをのせる。とにかく国が新しいことも取り組んでいて、昔の国営のプロジェクトじゃないあたらしくて、国が豊かであって、強く見えるような教科書にして、昔のファシズムでは無いような新教育勅諭をつくる。

新教育勅諭として、ファシズムではなくて、教育の観点から國論と言う授業を高校、中学、小学校に取り入れる。名古屋や横浜、東京や大阪みたいに国と民間が手を組んでおこなった、インフラットを名古屋なら名古屋の有名な建物ができるまでをいろんな分野の仕事の内容を低学年でもわかり安いようにダイジェストでつたえる。それ以外にも、国家試験を受けないと通らない仕事の数々をのせていく。たとえば、警察官の仕事の内容や、鑑識のしかたなど、自衛隊の派遣活動の様子や、海外での設営など、消防士の仕事や火の消しかた、救急車両の人の搬送の仕方や蘇生のやり方、レスキュー隊の訓練の仕方や実際の震災の現場でのレスキューの活動内容などをのせる。警察も消防も救急も、レスキューも実際に起きた事例などをのせ、その対処法などをのせる。特に警察の項目では、大人になってよく起きる事件の捜査方法とその解決などをのせる。消防もよく起きやすい火事の発生とその対処法や救急もよく発生する搬送の事例とその対処法をのせる。この他にも、役人さんや、官僚の活躍などを教科書でえがく、特に、官僚の仕事ではどこに食品市場ができるかわからないけど、食品市場ができるまでをのせる。さらに別の項目では、国政調査の結果有名な街にどのくらいのひとが住んでいて、どのくらいの税金が集まって、どのように使われたかなどをのせる。貿易等ものせて、年間どの港にどのような品目が陸揚げされるかを品目トップ100などをのせて、興味をひかせる。つまり、国の仕事や国の機関などに感心が集まるような社会科とはまた異なる授業をおこない、国が大きく見えたり、強く見せたりなどの工夫を行うと共に、毎年行うインフラットなどは改定の度に新しいインフラットをのせる。それ以外にも、テレビやラジオや携帯の電波を国がかっていて、民間の企業ができているので、民間と国のテレビやラジオや携帯、スマホの協力体制などをのせる。特にテレビではNHKの大河ドラマができるまでなどをのせる。とにかく国が新しいことも取り組んでいて、昔の国営のプロジェクトじゃないあたらしくて、国が豊かであって、強く見えるような教科書にして、昔のファシズムでは無いような新教育勅諭をつくる。

台紙に5000円分の収入印紙を学校で一日につき、一枚、5日で5枚2万5千円分の収入印紙が張られた台紙があつて、毎週金曜日に一日授業に出た日数分張られた収入印紙が配布される。収入印紙代は学校と国の中折半で、一年間の授業料が高くならないように拠出される。毎週金曜日に一日しか授業でなかつた人は5000円と言うように一日出席するごとに5000円増える仕組みで月曜日から金曜日で計算される土曜日日曜日は入らない。1ヶ月にだいたい12万円前後生徒に入るようにになっていて、高校の授業料無償より1年間で授業料が150万円徴収されて、144万円生徒に帰ってくる仕組みにするといいです。高校だけでなく中学や小学生でも行つたりします。部活続きで遊ぶ暇がない子供さんや勉強がいそがしくて、アルバイトにいけない子供さんが大人は9時頃からはたらいて、だいたい5時におわり、休みが週に2日あって、お金が稼げて勤務時間以外はお酒をのんだり、パチンコに行けるなどの生活ができる、小さい子供にかぎって朝練の部活をやって授業をおこない、夜練の部活をやると、大人ほど休みもなくお金も入らなくなっているみたいで育児放棄されると何も入らない生活が続くので、週末に収入印紙を市役所にもつていくと、お金が入る制度を活用するといいし、親御さんも、1ヶ月に30万円前後の手取りになるとお子さまにおこすかいも充分渡せない家庭もあるので、この方式をつかうといいです。お子さまが増えるにつれて親御さんの負担もふえるのでお子さんの数に応じて授業料を割り引く制度にするといいです。授業料はもともと無償化なので造幣が加わって予算に

ゆとりができればできます。

インフレにきをつけながら、5万円札10万円札の新紙幣を投入しよう。それでも造幣がふえるので企業用の1000万円札や100万円札や1億円札をつくって、造幣のスピードを加速させ1億円札の造幣がたくさん行われて国庫が1000兆になるのをめざそう。しかし、一億円札で200円の買い物しても、9999万9800円のお釣りはコンビニとかではもってないから、1億円札は企業のみの大型取引のときにつかい、一般は10万円札まで使えるようにしよう。しかしながら、企業のみの大型紙幣であっても、ちゃんとお釣りを払わないといけないから、大型紙幣を使ったときはお釣りが後日銀行にふり込まれるようにしよう。

食肉のラウンドにそなえて、アメリカのニュージャージーのように北海道に放牧地帯をつくり、牛をたくさん放牧しましょう。つまり野生の牛をたくさん北海道に放牧するのです。餌は上空から飼料をヘリやセスナで投下して、牛を100万頭ぐらいを目安にそだてます。しかし、一億二千万人が牛をすこしづつ食べていくわけですから、何年間でもう100万頭追加しなければなりません。これから食料危機は畑に植えたら育つものではなく、牛や豚、鳥の肉類です。外国も外国の分しか食肉が生産できなくなるのは、もはや、秒読みの状態で日本が自己調達できねばなりません。冗談をいっているのではなくて、北海道以外にも放牧地帯をつくるのです。

アフリカで鉄鋼を100億円分かっておいて1000億円分の家具を作り出そう。鉄の戸棚とかを10キロあたりで10万円になるような家具を作つて10億キロから100万個家具が作れたらいいとおもう。

一億二千万人から毎月100円は必ず税金を徴収するとします。一年間で1440億円で2年間で2880億円あつまつたとします。集まつたお金で2年に一回インフラの場所を決めてインフラを行います。オリンピックみたいに国内で候補地がきまつて市町村単位でおこないます。2880億円でどれくらいできるかわかりませんが、かえつて中型モール位は建設ができますか？4年に一回にして5840億円で各都道府県の中型都市とかできませんか？

所得の少ない人がアルバイトと生活保護を両方受けられ得るようにして、1ヶ月のアルバイト料が12、3万円として、生活保護が8万円はいるとすると、1ヶ月でだいたい20万円前後の手取りになつて、一年間で計算すると240万円ぐらいの手取りとすると、240万円辺りから税金がかかるようになります。政府としても、税金を滞納する人もいるので、低所得者にはアルバイトと生活保護を両方受けられるような、キャンペーンをしてもらいたい。家屋の補助や医療の補助がアルバイトしながら生活保護受けられるようになると家出した人などが苦しまなくてすむのでもし生活保護とアルバイトを両立させられるなら、政府のCMなどでおこなつてほしい。さらに240万円を一年間にこえたときの税率は政府が計算だすとして、低所得者が税金を滞納したときの差し押さえなども政府がやらないようにする。税金を払う人払わない人であまりハンディにならないような格差をつけるために政府が発行するカードで買い物すると、納税者はかならず割り引きされるなどや、政府が作った反官反民のホテルに安く泊まれるなどの保養地の利用特約などをつくり、あまり滞納もよくなくとも税金を払えない人がハンディを作られるのもよくないし、払つた人と格差ができるすぎでもこまるので、税金を払つた人は特約ができるようにしよう。特約づくりも政府にまかせます。さらに240万円をこえたときの所得をアルバイト料を制限して節税するわけにもいかないから、1年間に240万円の所得をこえる人はもうひとつ安い生活保護を受けられる仕組みをつくろう。8万円の生活保護を5万円まで下げられて、住居補助や医療補助受けられる仕組みにしたい

もともと1個500円で買い取られる部品があるとしてそれをあえて自動販売機で100円でうつておいて、銀行が一個300円で買い取つて、もともと500円で売れるところに納入する、上限を一人10万円の上限でカードに記入されて1ヶ月に10万円に達しているか計測が出るようにして、まさかパチンコ玉を盗んで金にかえることのできない、家出入とかが自動販売機の部品が売り切れてない限り1ヶ月10万円とか20万円とか上限は

決めて稼げるようにしよう。例えば1万円分部品を買つたら銀行で3万円にかわり、銀行は企業に納入すれば5万円になる仕組みでこれを造幣所をふやして、人が少しほんが早急に作れるサービスにしよう。1ヶ月だいたい数百万人が利用するとして、なん十兆必要になるかわからないけど国の公共サービスにしよう

幼稚園を公立化させて、小学校みたいに公立の幼稚園の、保育園をつくるのはどうですか、勤務する人を朝番、昼番、夜番にわけて、朝の8時ぐらいから下手すると夜中まで預かれる体制をつくるのです。朝は普通の、幼稚園みたいに授業して、下校後は晩御飯を、食べてアニメなどの上映をおこない、それでもまだ迎えに来ない人は就寝させて、下手すると次の朝になつても、交代制で面倒をみるので夕飯後からアニメの上映や、就寝時間までの間にか起きるときもあって、保母さんが交代制になつていて、授業や世話をおこない、政府が公立の幼稚園や保育園を小学校みたいにつくるのです。幼稚園を公立化させて、小学校みたいに公立の幼稚園の、保育園をつくるのはどうですか、勤務する

人を朝番、昼番、夜番にわけて、朝の8時ぐらいから下手工すると夜中まで預かれる体制をつくるのです。朝は普通の、幼稚園みたいに授業して、下校後は晩御飯を、食べてアニメなどの上映をおこない、それでもまだ迎えに来ない人は就寝させて、下手すると次の朝になっても、交代制で面倒を見るのです。夕飯後からアニメの上映や、就寝時間までの間に起きるときもあって、保母さんが交代制になっていて、授業や世話をおこない、政府が公立の幼稚園や保育園を小学校みたいにつくるのです。自衛隊と警察を合体させて、ドイツの二の舞にならなければいいわけだから、ファシズムにならないように警察と自衛隊を合体させ治安維持隊をつくる。ファシズムにならないように、戦後GHQがおこなった、見回りなどを、自衛隊におこなわせ、ブローカーで有名な家などはとくに、捜査令状なしに、自衛隊を突入させる。家屋などを慎重に捜索させたり、街中で性犯罪などが行われると、集団的自衛権を発動させる。集団的自衛権というのは、侵略や先制攻撃にもちいるのではなくて、ブローカーがいきすぎな殺人件数および犯罪件数にのぼったときに発動させる。あくまで、射殺などをおこなうのと、まいとし、何ヵ月かおきに自衛隊がブラックリストをつくっておいて、殺人および性犯罪が多い犯罪者を暗殺および逮捕していく。外国人の犯罪においては犯罪者の出身国をしらべて、出身国の首脳と協議して、逮捕および暗殺をおこなう。外国人の犯罪においては犯罪者の出身国の首脳にだしんしておいてから、逮捕や暗殺に踏み切るとヘイトスピーチなどの運動がふせげる。今の日本の現状は性犯罪がひっきりなしにおきていて、国際的にも、内戦国や紛争国のような危険度になっていて、日本、中国、台湾、韓国、朝鮮、のいずれかの犯罪者が野放団に犯罪をおこなっていて、これをとめなければ、いずれは先進国の首脳にブラジルぐらいの危険度であると、ブラックポルノを引き合いに指摘される可能性が高い。それを通り越すと、中国やアメリカから進駐軍をおかれる可能性が高い。とくに、アジアは近代化がめざましく、日本で増えつつある増えすぎの性犯罪を上陸させたくない懸念があるにちがいなく、中国に進駐軍をおかれる可能性もあり、日本政府が国際連合に政治を管轄される事態にもなりかねない。そうなる前に、犯罪の取り締まりを強化するため、警察が捜査部隊、逮捕および暗殺は自衛隊がおこない、犯罪者が仮に街中で暗殺されても、民主主義が継続されていくようになります。日本の民主主義はかえって、警察や自衛隊が強化されてもづいて、ポルノや成人本やAVのような性犯罪がなくなるだけで、民主主義を継続させます。TSUTAYAからレンタルのAVをなくしたり、コンビニからAVDVDおまけの成人本をなくしましょう。かえってレンタルビデオなどでも、どこのレベルがどこの暴力団が作っているかしらべて、どこの組員がどのレベルの常習犯かしらべて、出身国をしらべ、出身国の首脳に問い合わせて、逮捕および暗殺を行う必要があります。AVのページをおこなうのは、自衛隊と警察が一体化する必要があり、この提案となります。特にコンビニやTSUTAYAは喫煙と一緒に小さい子が出入りするところに、置いてはいけないし、真剣な話として、このままでは、小さいうちから、みな、AVに出されるようになってしまい、日本から女性がいなくなってしまうし、美人であると、かならず、誰かに襲われるようになってしまいます。この犯罪の多発率は異常です。きっと、AVに出された女性がマーダーにあっている率も高いような気がします。自分の唱えたことだけでなく、さまざまな角度から犯罪が減少するような方法論を考え出してください。これは、帰化人に日本の美女や外国の美女が犯罪に巻き込まれ易くなっています。これは、中国、韓国、台湾、朝鮮、モンゴル、のような国々とよく話合い、ビデオ男優をお互い逮捕許可や殺害許可が下りるような外交もあります。性犯罪の被害者は西洋も東洋も多いですが、とくに、ビデオ男優はアジアにおおいです。人前でも女性が犯されるなどといった現象がおきやすくなっています。とくに、国際連合の議題に性犯罪の増加をあげて、諸外国にビデオ男優が上陸しないような作戦を行わなければなりません。また、ブローカーハウスにとらえられた、婦人や少女を助け出すプロジェクトをおこなってください。まずは各駐屯地でブローカーのブラックリストを作成し、踏み込み調査をおこなう。各駐屯地の管轄で各駐屯地が救出および逮捕、暗殺をおこなっていく、暴力団体は各地の駐屯所があつまって行うようにしましょう。それに、暴力団体は山口組だけではないです。ブラックポルノを行う団体がカルト宗教の場合もあります。山口組だけでない捜索がひとつようで、とくに、オカルトなどがポルノを行っているとノーマークになっていて、性犯罪だけの話ではなくて撮影後殺人されているケースが多いです。今までの話で自衛隊、警察、政府、諸外国の首脳、国際連合、力をあわせて、暴力犯罪の捜索にとりくんでください。軍事費用や外国の首脳に犯罪者の逮捕や暗殺の、許可がいるときには、造幣したお金をつかって、外交を行うといいです。なんとか性犯罪をとめてください。災害並みになっていて、レスキュー隊などとも、打ち合わせをおこなってください。レスキュー隊はとくに命を大事にいうはずです。性犯罪をとめてください。

医学の応用になります。

人体にカルシウムやビタミンDが必要なのは、肝臓内や腎臓内の血中カルシウムが濃くなるためである。アミノ酸やたんぱく質ができて、タンパクやアミノ酸が脳下垂体からセロトニンで分解された、ドーパミンやエフェドリン、ノルアドレナリンが分解されて、腎臓に血中カルシウムがおとなり原尿が

たまる。肝臓内まで血中カルシウムが届き、ヴェノグロブミンでふたたびペプチドがのぼっていき、脳下垂体でアミノ酸がセロトニンに分解されるサイクルをくりかえす。脳下垂体にのぼったといったタンパクは甲状腺やリンパの成分になるホルモンを形成する。まず、人間は牛乳や砂糖が好まない状態で寝不足が続くとネフローゼになる。あとでものべるが、ネフローゼになるとプロトロンビンの崩壊速度が速くなって脳下垂体でホルモンが形成されづらくなつて、副甲状腺リンパができずらくなつて、難聴がおきやすくなる。セロトニンで一旦分解されたノルアドレナリンやドーパミンやエフェドリンが不足していると、充分な血中カルシウムがえられずに脳下垂体でリン酸やビタミンCで分解されるビタミンDが少なくなり、腎うに原尿が足りなくなる。腎うで原尿が作れなくなると、原尿まで脳下垂体で分解された血中カルシウムが降下しなくなり、腎臓内の浸透圧がかわる。あとで説明するが、血漿膠質浸透圧がかわることにより、腎うの下方にある糸球体が破損をおこし、体の下肢まで血液がとどかなくなり、心臓で血液が腎臓に届かなくなる現象がおきる。膠原質の高い血液は心臓の音もゆっくりとなつて低音の鼓動をおこす。しかし、ネフローゼの血液では赤血球が足りていはずに、高音の心拍の鼓動になる。この心臓の音圧ひとつでも鼓動が低く響くと心音にヘルツが同調をおこして、低音が聞き取れるようになるのだ。低音の音を普通は鼓膜で人間は聞き取るようにおもわれてきたが、骨伝導の音、つまり、骨格に一旦振動した音は腎臓に響いて聞き取っているようになっている。骨のなかを響いた音は腎臓から脳の上皮質につきあげるようになっている。赤血球のたりうる低音の鼓動と赤血球が足りていないさらさらの心拍だけが速くて低音のこどうをしない心臓では22倍も低音の音圧が違う。そのため、聴覚や腎臓で聞き取るための低音のヘルツは音圧が低音の脈拍がしっかりしている心臓のほうが聞き取れる音が多くなる。副甲状腺ホルモンがおおいほうがリンパが活発になって内耳の骨の振動がおおくなり、難聴がおきずらくなるとかんがえます。腎臓に血液が降りづらくなっている、低淡白、低ビタミンDの状態は腎臓の糸球体が破損して、輸入細動脈が破損して腎臓内に血液が回らないと、原尿が腎臓では、蓄積されづらくなる。原尿が腎臓内にたまっているだけでも、空気中の音振動が水分中を通って伝達するのにたいして、原尿が腎臓内にたまっていないと、空気中の音振動が腎臓を貫くような音となり、壁のなかがパチンといつても大音にきこえるようになる。腎臓が骨振動の音を鼓膜だけでなく、脳の上皮質のどこかの器官に伝達し音を人間が聞き取れるようになっている。心のなかで呟く声は実は1ヘルツから100ヘルツでできあがつていて、心の中の呟きは聴覚ではなくて、腎臓から脳の上皮質に送って聞き分けている。骨伝導を聞き分けているのも、原尿が腎臓内に多いと骨格を響いた外部の音や骨格内の音が聞き取れやすい。骨伝導がネフローゼの赤血球のすくない、ビタミンDの少ない血液では腎臓の原尿がなくなっていて、骨伝導がうまく響きわたらない自分の声や骨格を響いた音を聞き取れなくなる症状の難聴などもある。しかし、原尿が体の中にたまつていないと、音が大きく聞こえるようになっていて、原尿がたまつてないために、ものおとが大きくきこえる症状が聴覚過敏症という現象になる。原尿がたまっている腎臓では、音が安定してきこえる音であっても、原尿がたまつていないと、一つ一つ大音に聞こえんざく音に聴こえるため、音を一つ一つ聞き漏らすという現象がおきる。腎臓が破損するとなぜ難聴がおきるか、血漿に赤血球が足りないと音というのは赤血球を乱反射したり、吸収される音もある。赤血球がたりないと腎小体アルビーキ小体に血液がはいりづらくなつて輸入細動脈に血液がはいりづらくなる。血漿に赤血球がたりなくて、タンパクが少ないと原尿ができづらくなつて、尿細官で再吸収がおこなわずに、尿細官の糸球体の破損がおきる。糸球体の破損がおきると、輸入細動脈が血液を取り込みづらくなつて下肢まで血液が循環しづらくなる。特に上半身に血液があがりすぎて、下肢に血液が下降しなくなる。高血圧になると、血液が上昇し、音が高音にきこえてくる。さらに心臓が低温で響いていなくて音圧の周波数が高音だと高音の音は心音で同調しても、低音の音が同調しないため、かえつて低音がほとんど、聞こえなくなる。耳というのは音がいっぺんに響くと低音から聞き取る特性になつていて、そのため、低音がききとれなくなるのはほとんどの音を聞き逃すこととなる。ビタミンDや赤血球がすくない、血漿だらけの血液はビタミンDが不足すると赤血球の混入しない血液ができる、傍糸球体細胞からレニンが分泌されづらくなる。すると、レニンアンジオテンシンアルデストロン系が作用しなくなつて、血圧が下がりづらく、尿量が少なくなつて膀胱内が乾燥しやすくなる。プロスタグランジンが分泌されずらくなつて、血管が拡張しづらくなるために、血圧が低くならない、音圧が高音の血流となる。アンジオテンシン2ができる、血管の収縮作用がおきると、腎臓の血管が収縮していると、物音がひびくと、血管が収縮をおこして、物音がおおきくきこえる。不眠症のときのプロトロンビン崩壊速度が速いときなどに物音がおおきくきこえる現象がおきる。尿細官間質細胞でエリスロポエジンが、ビタミンD不足で血漿だらけになると、骨髄内の赤血球が足りなくなつて貧血がおきる。骨髄内の赤血球がたりないと話し声などの骨伝導がひびきづらくなつて、難聴でも、声が聞き取れない難聴になりやすい。ビタミンDがたりないと副甲状腺ホルモンがビタミンDを活性化しないために、血中カルシウムが上昇せずに、原尿がたまりづらくなる。さきほどの原尿内を伝達して聞

こえた音はゆっくりと響くが、原尿が不足して乾燥し過ぎの膀胱では音がゆっくりと伝達せずに、突き抜けるような音になり、腎臓を伝達した音が脳上皮質につんざくような音にきこえて、音を聞き漏らすといった現象がおきる。リンパも内耳骨に少量となって、いくつかの兆候がかさなって、難聴がおきる。血管の収縮も音が増加して聞こえるなどの聴覚過敏症をうむときがある。

ちなみに人の咀嚼音がいらつくのは、ただ単に

嫌っている人の咀嚼がおおきかろうと小さかろうと、不快感を、感じる度にドーパミンや、ノルアドレナリンの分泌がおおくなっていて、スパイス器官のように、不快感がつづくと、パブロフのように、ドーパミンやノルアドレナリンの分泌がおおくなって、不快感が脳でまして、聴覚過敏症になっている

る

医学の応用です。日焼けの肌を白くできます。

肝臓にアルブミンをうち、(アルブミンの投与はは日焼けの患者が、おそらく、酒やタバコで糖分をかなり減少させていて、グルコロースやセルロースをたくさん消耗している可能性があり、残ったわずかなアルブミンから糖分の抽出を肝臓がおこなっていて、わずかなアルブミンから糖分を抽出するために、酸化したヘモグロビンが残りやすくなっている。まずアルブミンを肝臓に注射などで投与する。肝臓に乳酸リングルやブドウ糖、生理食塩水を投与して、経口摂取でショートケーキなどの糖分を補給させる。グルコロースやペントースやセルロースを肝臓内部にためこめさせる。フィブリノゲンをためさせるためにフィブリンKを投与する。日焼けの症状の人は赤血球がドーパで酸化していて、アルカリが足りていないのと、アルブミンが不足していて、糖分がたりていずに、凝血崩壊速度が速くなっているためにケイツーやフィブリンKを投与する。その後、ヴェノグロブミンの投与を開始する。肝臓内部にフィブリンが足りて来たらおこなう。(アミノ酸伝達ホルモンを投与することでアミノ酸が脳下垂体にとどきホルモンが多くなる。脳下垂体近くに生理食塩水や電解水や利尿剤をうつ、脳下垂体からビタミンCやリン酸を取り除く。酸性のリンが尿中において、腎臓内が血中カルシウムが多くなる。アルカリが体内で多くなってドーパが酸化しメラニンになるのをふせげる。ヴェノグロブミンであがったホルモンでリン酸が腎臓内まで降りて血中カルシウムが多くなる。その時にラクテックDをつかう。脳の近くにヨウ素やカゼインが多くなる薬剤をうつ。肝臓内に酢酸を多くさせたり、カゼインを脳の近くにうつ。脳の甲状腺やリンパ腺が白血球でできやすいのでラクトグロブミンやヨウ素で白い肌にしていく。肝臓が衰弱しているために、赤褐色の肌になるため、肝臓にきく抗生素をうつしていく。リンデロンのような抗生素をうつ。サイクロキシンで酸素をさらにリン酸にかえて、利尿剤をうつ。利尿剤で腎臓内の血中カルシウムをあげ、肝臓に血中カルシウムをふやさせる。炭酸カルシウムの濃度をあげる。鉄分やカルシウムなどを体内にとりこみ、電解質でヘモグロビンやカルシウムイオンをふやさせる。糖分不足になった赤血球が赤褐色になっているため、なるべく新しいヘモグロビンやヘム鉄を補給させる。電解質でなるべくカルシウムや銅のプラスイオンを多くさせる。電解質と乳酸リングルでマイナスイオンとプラスイオンを電離させ、なるべくカルシウムのような陽イオンをつくらせる。ビタミンの補正でビタミン b1b2b6b12 もうつていく。ソリタTのようなリングルや抗生素と糖分をさらに補給させる。血清をうつ。糖分、血中カルシウム、ヨウ素、乳酸カゼイン、塩分、塩素、カゼインや乳酸リングルによるビタミンDの補給で褐色のはだがどのくらいの期間をおいてか肌白になる

ブラックホールは普通アンドロメダのような星雲でできている。渦をまきながらそこに飲み込まれていく天体が天体の外気を天体からきりはなして、星雲のま反対にもうひとつアンドロメダみたいな星雲があって、その二つの星雲の真ん中にブラックホールが存在している。重たい天体は磁力のあまりにたかまっている、その星雲の真ん中にある、磁力鋼の高い天体があり、そこに対するひきよせられていく、おそらく、質量が存在すると、軽い天体であっても、磁力に引き寄せられていく、しかし、重たい天体は軽い気体を天体の真ん中へたたみこみながら重たくなっているために、磁力の高い、金属をつくりだしている。地球で言うなら水素だらけの天体だったのであるが、水素が2重3重になつていくと、水素の中心にあつまっていき、それが45億年たって、地球のセルがウランになつていてある。ブラックホールもまた、軽い気体からはじまって、その中に重たい元素がしづみこんで金属のようなセルを形成している。おそらく、地球の観測では絶対に観測できないほど元素の金属の電子量の高いウラン以上に重たい金属でできている。そこに飲み込まれていく天体が気体をきりはなしながら、質量は小さく、重たい金属でできている天体のほうが気体より速く中心天体にひきよせられていく。引き寄せられた天体が切り離した大気がミストになって星雲の中をうずまいている。しかし、中心天体に引き寄せられた天体はその中心天体にあたって爆発を各々が行っている。どの惑星からかとかはわからないが、磁力の高い天体から順番に爆発してきていく。質量も一定ではないから、つぎつぎにいろんな元素が起爆する。すると、明るさが常に一定でない星雲となり、光がかえって乱反射しすぎて光が安定しない空間ができる。常に発光したいるものの反射が、無軌道であるた

めに、光が暗光する現象つまりは、光が乱反射しすぎて光っているけど電子顕微鏡では光が映らない空間ができている。その空間はさまざまな天体が発する球状の電磁鋼を変形させていて、飲み込まれている最中の天体の磁力鋼は楕円になっている。この楕円になっている空間からブラックホールが空間をのみこんでいるのではなく、空間上の球状の電磁鋼を変形させている。つまり、空間が、なくなつたのではなくて、空間上の球状のグラフィックが楕円に伸びて、やがて、その中心天体を挟んで星雲が繋がっていくような形となって、何も宇宙に穴があいているわけではない。星雲に飲み込まれかけた天体がだえんになって伸びて、つながっただけで空間は吸収された天体は燃えてなくなるものの、宇宙の空間自体は電磁鋼がつながっただけで次元がかわるわけでもない。球状の電磁石でかんがえると、電磁石が3つあったとして、真ん中に一番大きな電磁石をおいたとして、その両側にそれぞれ磁力の違う電磁石をおいたとする。球状の電磁石だから、最初は、各々の、まわりで球状の磁力をはっしている。それが中心天体に電磁力が楕円のようにひっぱられていっても、電磁力鋼がのびていいだけで空間は存在している。ブラックホールは空間がおりたまれるようにかさなったのではなくて、電磁鋼が引っ張られている空間のなかで天体がきえていっている。その重たくなった中心の天体が回りから引っ張る天体がなくなつても、重たい天体は存在し、何も宇宙の真ん中でなくてもダークマターという現象になっている。

最初の宇宙はコバルトや水素のような紫外線のとても電子顕微鏡では計測できない素粒子でできていて、それがたとえようのない範囲までひろがったのだとする。そのたとえようのない範囲に広がった空間に途方もない放電がおきたのだとして、それが電力を失うまで放電しつづけて、一切の電力をその途方もなく広がった空間が放電しきって、まず紫外線のように広がった空間に放電が起きて、紫外線のような空間が氷結をおこした。さらにそれがどこからともなく亀裂が生じて赤外線が発生した。氷結した紫外線は電力を失うまで放電しきっていたから、絶対零度までさがっていて、そこに赤外線が広がって、最初の宇宙のビッグバンが起きた原理と考えられる。しかし、途方もなく広がった空間の内部のどこかが赤外線が広がっていても、それ以上に紫外線がひろがっている。しかし、紫外線のなかに赤外線で燃えた空間の紫外線があり、赤外線が燃え広がっていき、真空のような空間ができたとする。その紫外線をなくした燃えた空間に慣性で紫外線があつまっていき、重力のようなものができる、それが最初の天体のできかたとなつた最初の宇宙はコバルトや水素のような紫外線のとても電子顕微鏡では計測できない素粒子でできていて、それがたとえようのない範囲までひろがったのだとする。そのたとえようのない範囲に広がった空間に途方もない放電がおきたのだとして、それが電力を失うまで放電しつづけて、一切の電力をその途方もなく広がった空間が放電しきって、まず紫外線のように広がった空間に放電が起きて、紫外線のような空間が氷結をおこした。さらにそれがどこからともなく亀裂が生じて赤外線が発生した。氷結した紫外線は電力を失うまで放電しきっていたから、絶対零度までさがっていて、そこに赤外線が広がって、最初の宇宙のビッグバンが起きた原理と考えられる。しかし、途方もなく広がった空間の内部のどこかが赤外線が広がっていても、それ以上に紫外線がひろがっている。しかし、紫外線のなかに赤外線で燃えた空間の紫外線があり、赤外線が燃え広がっていき、真空のような空間ができたとする。その紫外線をなくした燃えた空間に慣性で紫外線があつまっていき、重力のようなものができる、それが最初の天体のできかたとなつたブラックホールは普通アンドロメダのような星雲でできている。渦をまきながらそこに飲み込まれていく天体が天体の外気を天体からきりはなして、星雲のま反対にもうひとつアンドロメダみたいな星雲があり、その二つの星雲の真ん中にブラックホールが存在している。しかしながら、必ずしも宇宙の真ん中にあるわけではなくて、アンドロメダのような星雲が観測されるところに存在する。重たい天体は磁力のあまりにたかまっている星雲の真ん中にある、磁力鋼の高い天体があり、そこにすべてひきよせられていく。おそらく、質量が存在すると、軽い天体であっても、磁力に引き寄せられていく。しかし、重たい天体は軽い気体を天体の真ん中へたたみこみながら重たくなっているために、磁力の高い、金属をつくりだしているが軽い天体より、引き寄せられるのが早くなっている。ブラックホールを地球で言うなら水素だらけの天体ではじまったのが、水素が2重3重になっていくと、水素の中心にあつまつて、それが45億年たって、地球のセルがウランになつてゐるしくみである。ブラックホールもまた、軽い気体からはじまって、その中心に重たい元素がしづみこんで金属のようなセルを形成している。おそらく、地球の観測では絶対に観測できないほど元素の金属の電子量の高いウラン以上に重たい金属でできている。そこに飲み込まれていく天体が気体をきりはなす。質量は小さく、重たい金属でできている天体のほうが気体より速く中心天体にひきよせられていく。引き寄せられた天体が切り離した大気がミストになって星雲の中をうずまいている。しかし、中心天体に引き寄せられた天体はその中心天体に衝突して爆発を各々が行つてゐる。どの惑星からかとかはわからないが、磁力の高い天体から順番に爆発してきえていく。質量も一定ではないから、つぎつぎにいろんな元素が起爆する。すると、明るさが常に一定でない星雲となり、光がかえって乱反射しそうで、光が安定しな

い空間ができる。常に発光しているものの反射が、無軌道であるために、光が暗光する現象、つまりは、光が乱反射しすぎて光っているけど電子望遠鏡では光が映らない空間ができる。その空間はさまざまな天体が発する球状の電磁鋼を変形させていて、飲み込まれている。飲み込まれている最中の天体の磁力鋼は楕円になっている。この楕円になっている空間からブラックホールが空間をのみこんでいるのではなく、空間上の球状の電磁鋼を変形させている。つまり、空間が、なくなつたのではなくて、空間上の球状のグラフィックが楕円に伸びて、やがて、その中心天体を挟んで星雲が繋がっていくような形となっている。何も宇宙に穴があいているわけではない。星雲に飲み込まれかけた天体がだえんになって伸びて、つながっただけだ。空間は吸収された天体が燃えてなくなるものの、宇宙の空間自体は電磁鋼がつながっただけで次元がかわるわけでもない。球状の電磁石でかんがえると、電磁石が3つあったとして、真ん中に一番大きな電磁石をおいたとして、その両側にそれぞれ磁力の違う電磁石をおいたとする。球状の電磁石だから、最初は、各々の、まわりで球状の磁力をはつしている。それが中心天体に電磁力が楕円のようにひっぱられていて、電磁力鋼がのびているだけで空間は存在している。ブラックホールは空間がおりたたまれるようにかさなつたのではなく、電磁鋼が引っ張られている。空間のなかで天体がきえていっているものの、その重たくなった中心の天体が回りから引っ張る天体がなくなつても、重たい天体は存在し、宇宙の真ん中でなくてもダークマターという現象になっている。

オリンピックで提案があります。水回りの競技は静岡おこない、名古屋を選手村にして、その他の競技も東京で調整つかない競技場は神奈川県につくって、横浜に選手村をおいて、開会式と閉会式は東京で行う、計画を提案いたします。静岡県から名古屋までは無論飛行機で神奈川から横浜も無論飛行機で移動し、開会式と閉会式は名古屋や横浜の選手が飛行機で東京へくるのです。静岡県は名古屋市の観光ができるし、神奈川県は横浜の観光ができるし、選手たちをもてなすのです。あと、ビール各社がオリンピック応援商品として、全くおなじ作り方をしたビールを割引で売り出して、売り上げをビールの各社でわけあい、売り上げの一部が次のオリンピックの候補地の募金になるしくみを提案いたします

蓄電池の作り方についてのべます。貯水タンクの、大きさのタンクに塩酸と銅の電極と、亜鉛の電極をいれて、そこに水平にまるでI型磁石のように亜鉛と銅のまるでS極とN極でできている反面が亜鉛反面が銅の電極を亜鉛と銅の電極中心を回転させ、バッテリーのような発電の仕方をして、そこに火力発電で作った電流を注入し、電力を増幅させる。これを各家庭に取り付けたり、各オフィスにいくつも設置して、1日の各家庭の電力を、作り出したい。政府が太陽パネルのように負担金を、出して設置を促すのです。目標は各家庭で蓄電池を2つくらいせっちしたり、各オフィスで、蓄電池を、5個設置したら、原発が要らなくなるようにしたいです。携帯会社とかはもっと大型のタンクをとりつけたり、大型のタンクをいくつも設置して、電波基地等の電力をつくりだします。問題なのはバッテリーに、ガソリンのように塩酸の充填が何ヵ月に一度ひとつようになるかはわかりませんが、蓄電池を、つくりましょう。

環境庁と関係があるかわかりませんが、ジュースのペットボトルやポテトチップスのノミネートラップやチョコレートの銀紙をメーカーから税金を徴収し、(一年間の売り上げの100分の1くらい)使わなくなったゴルフ場に植林していく計画を提案します。一度使用すると再生できない資源が税金の対象となって、メーカーから税金を徴収します。プラスチックなども税金の対象として、一年間の売り上げの1%を税率にします。植林はとくに、使わなくなったゴルフ場どこでもです。環境庁に関係があるかわかりませんが、提案いたします

国土交通省と環境庁あて

すこし、ビックリするかもしれません、火山でない山を金属探知機などで分析解析して、貴金属や宝石を採掘します。採掘したあの山は自然が壊れてしまうものの、山がどくと見渡しがよくなる街もあって、植林も大切ですが。山をどけていく作業も必要です。山をどけたあとは街の区画をつくるなり、再び、植林したり、農地にしたりと政府の方針次第ですが、国土交通省や環境庁の仕事になり、貴金属や宝石が採掘できると政府の収入にもなって、提案いたします。

農地の計画

農業改革です。農業技術支援センターの様なところで東京ドームなん十個分の土地を確保します。東京とかでは難しいだろうけど、鳥取県や島根県や静岡県や新潟県や富山県などや、東京程人口が過密していないけんなら、東京ドームなん十個分の土地が確保できる県なら農業技術支援センターなどで農地を確保して、区割りなどをおこない、いろいろな野菜や果物をつくる。収穫できた野菜や果物を農協やJAが買い取って、土地のレンタル料金を差し引いた値段が収入となる。これを月毎や年ごとにおこなうかは、政府が決めてください。しかし、農業の初心者が農業に挑む場合もあります。そこ

で農業技術支援センターや各大学の農学部などがセクターに作り方を教えにきて、農業をおこないやすくします。農地で各役割をきめて、区割りをおおきくして、各県の名産の野菜や果物を作る場合もできるといいです。サラリーマンのように朝出勤してきて、種まき、肥料やり、土地の耕し、手入れ、水撒きなどをおこなったり、畑の設営などを行って、時給制にしていく方法もかんがえられます。また、新潟県とかでは、東京ドーム何十個分もかりて、お米を全区画に、うえるのです。農業技術支援センターや、農学部がきて、うえつけや手入れ、みずいれ、刈り取りなどをおこない。これは、先に書いた、セクター農地でも同じことが言えて、農業技術支援センターや農学部が作り方を教えに來るので、等級があまり低くならずに、等級が高いものを国が買い取ってくれる制度になるといいです。お米もその方法論でみんなでつくって、収穫する。土地のレンタル料金は差し引いた金額が、収入となり、働いた人で分配するやりかたで、農業技術支援センターや農学部が、教えに着てくれるのと等級の低くないお米がつくれるわけです。過疎化がふえた県ではとくに、農地のセクターができるとよく、セクターで働くひとのなかには、お米の産地で生産者は多い県もあり、町から離れられない人もいて、農地の回りにモール街も、つくらねばなりませんが、農地でとれたものを農協や、JA、農業技術支援センターや、農学部が、買って土地のレンタル料金をさしひき、農家の収入になり、農業技術支援センターなどや、農学部が作り方をおしえてくれたり、難しい育て方の収穫物は一緒に手伝ってくれて、等級のたかい野菜や、果物をうり、土地のレンタル料金を徴収し、街から離れられない農業従事者の、ために大きな試験場の近くにはモール街を、つくるのです。

震災対策大臣あて

震災地区で電動車椅子が時速 60 キロまでで電動車椅子をつくる。電動車椅子はバンパーがおなじ高さにあって障害物にぶつかるとディスクブレーキでとまるようになっているといい。また、電動車椅子でなくとも、原付が乗れるお年寄りは無料で震災の津波が起きやすい地域では免許が取れる仕組みになっていて、お年寄りのいる世帯では電動車椅子か原付がおいてある仕組みになっていて、津波の起きやすい地域では 300 メートルおきぐらいに高さ 30 メートルぐらいまで上がる、螺旋状に上がる高台を作る提案をします。

地域型老人ホームのありかた。老人ホームを各地域にたて、まるで学生の登校区のように近所の人は近所の老人ホームに入れるようにする。その中央に大きな総合病院をたてて、老人ホームで具合の悪くなった人が搬送される仕組みとなるようにする。しかし、病院ではヘルパーを時給で雇い、ダメなのはすぐ辞めさせていくが、立派な人はのこしていき、ヘルパーの資格をとらせる。しかし、病院でも雇えるヘルパーが限られて来るだろうから、病院で雇い切れなくなったヘルパーは近隣の老人ホームでつとめてもらう。老人ホームで具合の悪くなった患者は普段から面倒を見ているヘルパーが病院で具合をはなす。患者の家族は病院も老人ホームも近所にあって、ヘルパーの数も整うと、世話の時間が減るし、ヘルパーも近所から預けられている患者が多くて、虐待などがへるとおもう。また、患者の家族が仕事帰りに老人ホームや病院で面会できる時間帯を夜半過ぎまで面会できるようにして、仕事と介護を両立しやすくなる。介護については、老人ホームや病院に入院する場合、年金から入所料金や入院費が 1 ヶ月あたり、保険で 5~6 万円の負担で入所または入院ができ、15 万円くらいは老人に残る仕組みにする

郵政省で浮世絵のポスター や ルーブル美術館の絵画のポスター や 犬の写真のポスター や 映画のパンフレットの拡大版 ぼすたー や おにユリの球根 や 花の種などを収入印紙を買って購入できるようにしませんか？ 1000 円位の収入印紙でどれかひとつかえるようになっていたらよいのだとおもいます。500 円くらいで国から商品をしいれて、1000 円の収入印紙ごとに一つ一つかえるようになっていて、売り上げは自治体の収入になるのです。（造幣所ができるまで）一つ一つ 10 シリーズ位つくっておいて、かえってたくさん人が買うようにきたおくのです。自治体の収入にするために収入印紙を郵便局で買ってシートに張り付けた収入印紙の分だけシリーズを購入できるようにするのです。そのため郵政省で収入印紙をうって、専用のシートを配布し、自治体の収入にします

ストリートチルドレンの多い地域に民間の決して乱暴でないやりかたを行う、職安をつくろう。日雇いのブルーカラー ホワイトカラーの仕事をつくって、最初は借りやすい部屋をかりる。仕事がつづいて、仕事の報酬が上がるとランクのたかい部屋へすめる仕組みにする。さらに、国際連合が先進国で有名な企業の工場をつくり、エリート校から入社を毎年、大量に人を雇用し、その代わりにエリート校に入れる人をふやす。決め方は民間の学校をまずは国際連合がたてて、その学生から面接や簡単なテストを行い、入学者を選考する。話は変わるが、働く人は日雇いの賃金の一部が積立ての保険に入れるようになっていて、病院の保険や、雇用保険（仕事を退職したとの退職手当など）や、子供さんが学校に通うときの入学資金に当てられる制度でこれは、労働者の働いたお金だけではたまらないので日本円の 100 円が 5000 円ぐらいの価値のくにでこれも先進国がお金をあつめて、保険を実施する。また、働いてる人でも、朝、昼、夜、時間帯によって、ちゃんとご飯が出るようになっていて、おや

つまで出るようになります。

黒人キャンプに総合栄養剤の入ったスープに入ったライスをおくろう。国家予算 2000 億円ぐらいを投じて、メーカーにご飯入りのスープを毎日違う味のスープをおくろう。お湯さえいればスープができるようになっていて、じゃがいもをとかしだけのスープよりましな気がします。それに 2000 億円ぐらいの予算で日本で安く売っている薬を抗生物質やリンデロンとかリンゲルとかブドウ糖とかソリタ Tとか、点滴や、錠剤になっている薬を輸出して、さらに、キャンプで大型スクリーンを設置して子供でもわかるアニメとかを流そう。さらに、トレーラーなどで水のある地域でみずやお湯をつんでカラんでみずがふきでるようにして、シャワーを浴びれるようにしよう。以前日本に GHQ がレモン石鹼を配ったみたいに石鹼を配布しよう。日本だけでは予算が足りない場合もあるので世界中に協力を求めよう。なお、スープについては、キャンプのご飯用意する人がお湯をわかすだけだし、カッピースープにお湯を注ぐだけなので、ご飯の準備が楽になるとおもいます。それと、テレビは子供でもわかるアニメをながすのですが、言葉もわかるといいので、言葉の話しがでできながら、童話のようなアニメをながして、言葉を多く理解させていこう。ストリートチルドレンの多い地域に民間の決して乱暴でないやりかたを行う、職安をつくろう。日雇いのブルーカラーホワイトカラーの仕事をつくって、最初は借りやすい部屋をかりる。仕事がつづいて、仕事の報酬が上がるとランクのたかい部屋へすめる仕組みにする。さらに、国際連合が先進国で有名な企業の工場をつくり、エリート校から入社を毎年、大量に人を雇用し、その代わりにエリート校に入れる人をふやす。決め方は民間の学校をまずは国際連合がたてて、その学生から面接や簡単なテストを行い、入学者を選考する。話は変わらが、働く人は日雇いの賃金の一部が積立ての保険に入れるようになっていて、病院の保険や、雇用保険(仕事を退職したあとの退職手当など)や、子供さんが学校に通うときの入学資金に当てられる制度でこれは、労働者の働いたお金だけではたまらないで日本円の 100 円が 5000 円ぐらいの価値のくにでこれも先進国がお金をあつめて、保険を実施する。また、働いてる人でも、朝、昼、夜、時間帯によって、ちゃんとご飯が出るようになっていて、おやつまで出るようになります。

黒人キャンプに総合栄養剤の入ったスープに入ったライスをおくろう。国家予算 2000 億円ぐらいを投じて、メーカーにご飯入りのスープを毎日違う味のスープをおくろう。お湯さえいればスープができるようになっていて、じゃがいもをとかしだけのスープよりましな気がします。それに 2000 億円ぐらいの予算で日本で安く売っている薬を抗生物質やリンデロンとかリンゲルとかブドウ糖とかソリタ Tとか、点滴や、錠剤になっている薬を輸出して、さらに、キャンプで大型スクリーンを設置して子供でもわかるアニメとかを流そう。さらに、トレーラーなどで水のある地域でみずやお湯をつんでカラんでみずがふきでないようにして、シャワーを浴びれるようにしよう。以前日本に GHQ がレモン石鹼を配ったみたいに石鹼を配布しよう。日本だけでは予算が足りない場合もあるので世界中に協力を求めよう。なお、スープについては、キャンプのご飯用意する人がお湯をわかすだけだし、カッピースープにお湯を注ぐだけなので、ご飯の準備が楽になるとおもいます。それと、テレビは子供でもわかるアニメをながすのですが、言葉もわかるといいので、言葉の話しがでできながら、童話のようなアニメをながして、言葉を多く理解させていこう。ストリートチルドレンの多い地域に民間の決して乱暴でないやりかたを行う、職安をつくろう。日雇いのブルーカラーホワイトカラーの仕事をつくって、最初は借りやすい部屋をかりる。仕事がつづいて、仕事の報酬が上がるとランクのたかい部屋へすめる仕組みにする。さらに、国際連合が先進国で有名な企業の工場をつくり、エリート校から入社を毎年、大量に人を雇用し、その代わりにエリート校に入れる人をふやす。決め方は民間の学校をまずは国際連合がたてて、その学生から面接や簡単なテストを行い、入学者を選考する。話は変わらが、働く人は日雇いの賃金の一部が積立ての保険に入れるようになっていて、病院の保険や、雇用保険(仕事を退職したあとの退職手当など)や、子供さんが学校に通うときの入学資金に当てられる制度でこれは、労働者の働いたお金だけではたまらないで日本円の 100 円が 5000 円ぐらいの価値のくにでこれも先進国がお金をあつめて、保険を実施する。また、働いてる人でも、朝、昼、夜、時間帯によって、ちゃんとご飯が出るようになっていて、おやつまで出るようになります。

LED のディスプレイで街灯をつくるのはどうですか? ディスプレイからでる画面までは想定していませんが、日本各地域に設置するまでに 10 年はかかります。それに街のいたるところに防犯カメラが設置できます。電柱とかに取り付けて、人が登れないところにつくれます。

沖縄だけでなく北海道や東北などや関東や近畿四国にそれぞれアメリカの基地をふやそう。オリンピックもちかくなつてアメリカは基地があるからいいけどヨーロッパ人たちの相談できるインターポールのような警察やヨーロッパ人のための NATO の基地を立てよう。外国人が犯罪に巻き込まれたときの裁判所を作つておくのも大事だし、各国の大天使館が東京にあり、領事館が各県にあるぐらいにしよう。北朝鮮のミサイルを防ぐのは攻撃よりもアメリカの基地をふやせば撃ちずらくなる。

ロシアの北方領土の帰属についてというより、それぞれの人が日本に税金を払うか、ロシアに税金を

払うかきめさせて、それぞれの国籍をはっきりとさせて、日本に帰る人は北海道などに住み、ロシアに住む人はロシアに帰国させて、すこしづつ日本に4島かえしてもらうのはどうですか？どちらの国にも税金を払う人もいて、国籍がはっきりすると、らくになれるかもしれません。

造幣所を増やして今の十倍は国家予算が作れたら、今の十倍人の住みやすい政策をつくろう。所得税法人税の減税を計り出すために税収とは関係なく造幣を図ろう。少し税金の負担の少ない国にしている。造幣所を増やして今の十倍は国家予算が作れたら、今の十倍人の住みやすい政策をつくろう。所得税法人税の減税を計り出すために税収とは関係なく造幣を図ろう。少し税金の負担の少ない国にしている

浮力はたとえば金属が平たく延ばされると、ランダムに作られた水溶液中に何の物質かだんていできないが、中性子などがその水溶液にどのくらい力を伝達したかによって、水溶液の容積より、力の伝達が大きくなると、水溶液に浮く。

ちなみに小さく丸めた金属では、ランダムに作られた水溶液のなかでは力の伝達が小さい、そのために水溶液中に浮かばなくなる。平たく伸ばした金属では、陽子が多く水溶液の力の伝達が、大きくなる。小さく丸めた金属では電子が多く、力の広がりかたが小さい。つまりは陽子のほうが力が広がりやすく、電子のほうが力の広がりかたが小さくなる。つまりは表面積が大きい物質にかぎって、水溶液中に広がる力がおおきく、浮く。

表面積が小さいものにかぎって、力の伝達が小さくてしずむ。しかし、さきほどの文章で書いたがランダムに作られた水溶液中に物体が浮いたり、沈んだりというのは、水溶液中に物質が投げ込まれた瞬間にランダムに作られた水溶液中に力の伝達がおきていて、その伝達と伝達した部分の水溶液の重さを比べている物質が存在する。その物質ははるか昔に人類がバネばかりなどで重さをはかるときなどに証明されている物質かは定かではないが、おそらく、中性子と陽子、電子が関係してくるのだと思える。

中性子で物体の質量をランダムに作った水溶液を中性子中にどれだけの質量が流れ込むのかを自然に計測する物質があり、その質量に対して、陽子の質量が大きいものは浮かび、電子の質量が中性子の質量より小さいと物は沈むようにできているのだと思うが、まだ、浮力に、関する物質は、科学上なにが決めてとなって、物質の重量が測り出せるかは証明されていない。しかし、バネばかりにしても、メジャーにしても、物質の上にのしかかる重量までは観測されない。おそらく、物体それぞれに電子質量があって、どこまでがどの物質の質量かを一瞬にして、測り出す物質が存在している。その物質の検出がまだ、科学上不十分であるために、物質の質量を何ではかりだしているかはあくまでも推測にすぎないが、中性子にも、電子や陽子の、ような電磁力を発生していて、あくまで人体で考えると、人体にはさまざまな元素でできた物質が存在するが、その総中性子量子量で重さを測り出すようになっているにちがいない。中性子の量子は一体なにでできているかは謎だが、衝撃が加わると金属のよう長くたわんでいて、熱を持つ半減期が長くて陽子が多くなるのかもしれない。あくまで金属を圧延すると、熱をもち、平たくなっている時間が長いため、中性子も圧延などされると陽子が多くなり、半減期が長いぐらい陽子をたもっているのだとおもう。つまり、金属をハンマーで叩くと熱くなって、延びるのは、中性子が衝撃が加わると陽子になって、あまり、熱量は測り出せないが、電子よりは高温になって、たわんでいる状態となり、中性子が膨張し、水溶液の中性子数にくらべて、質量が大きくなっている。一方、縮められた金属はあくまで金属を叩いてなくて収縮した場合、金属は中性子の質量にくらべて、電子量がすくなくなって、水溶液からしずむのである。物質は膨張すると、陽子が多くなり、質量が大きくなる。また、圧延でなく、重力などで金属が縮んだ場合、中性子のなかに中性子がいくつもおりたたまれて、質量が重くなる。圧延されて叩かれた中性子に、限って軽くなり、重力などでたたまれた中性子に、限っておもたくなる。しかし、質量の大きい中性子がなぜ陽子になって、質量の小さいと中性子にかぎって、電子になるかはさだかではない。もう一回改めて考えると、ランダムに作られた水溶液に投げ込まれた物質に、電子があまりに多いと物質はおもたくなって、しずむ。ランダムに作られた水溶液に投げ込まれた物質に陽子が多いと質量が大きくなって、物はうくと考えられる。

東京の求人紙を地方でも売り出す。

面接を地方でも行う。

仕事が決まったら、3ヵ月間試用期間働く。

そつなく、仕事がつづいたら、企業が政府の負担金と合わせて7万円までの借家をかりてあげる。(住宅補助が受けられるしくみ)あとは、住宅の費用を軽減された人が都会に住むしくみです。田舎の人々が都会に引っ越してできるチャンスになります。

犯罪被害者が保護されたとして、もし、5年間働けなかったとすると、1ヵ月人が働くお金が25万円前後働くとすると、全額までは支給できないにしても、半額の12、3万円は1ヶ月に犯罪損失生活

費を犯罪に巻き込まれた年数分だけ支給されるようにしよう。途方もなく犯罪に巻き込まれた人も世の中には多くて途方もくれるが造幣を10倍ぐらいにし、様々な政策に捻出しよう。話は元に戻って、12、3万円の犯罪被害者損失生活費と生活保護がしばらくは出るようにして、月20万円ぐらいの見舞い金をつくろう。暫くは造幣所を100倍ぐらいにふやして、国家予算1000倍位めざして、いろいろ人の暮らしに役立つ政策をつくろう。

半導体の水溶液のなかでディスプレイをひからせて得られたフォトンを電力にかえる実験をおこなえないだろうか？携帯などの画面からでるフォトンを何かの配線を使って画面から出たフォトンをもう一度スマホに取り込むことができると、電力の消費がおさえられる。世の中のLEDから出た光を何かの導線を使ってフィードバックさせるやり方があると、電力によって一旦光ったディスプレイの光の素粒子をリチウム等に変えてリチウム電池で拾い直すやりかたができるとおもいます。

就労時間をどの仕事でも残業は抜いて8時間労働になっているところを1日6時間労働にしよう。およその仕事は朝10時から始まって夕方4時に終わるようにしよう。8時間働く人は6時間分の一日分の手当てと残業代2時間分の計算にしよう。力仕事は特に6時間で1万円もらえるようにして、もし、造幣所が何カ所も建立できたら、商工会や経団連に資本投入して、労働者の賃金をあげていく働きかけをしたり、雇用保険の企業の負担の軽減をおこなって、代わりに労働者の賃金をあげていく計画をしよう。休み時間も勤務時間に入るようにしたり、8時間働いて安月給というような仕組みにはしないで、一人一人の賃金をあげていって使い道をそれぞれ多くさせ、いろんなジャンルの企業の売り上げをあげさせていこう。これは一人一人が所持金が多くなるにつれて売れる企業も多くなって、その企業の賃金が上がり、また、別のものがうれるしくみでルーの法則といいます就労時間をどの仕事でも残業は抜いて8時間労働になっているところを1日6時間労働にしよう。およその仕事は朝10時から始まって夕方4時に終わるようにしよう。8時間働く人は6時間分の一日分の手当てと残業代2時間分の計算にしよう。力仕事は特に6時間で1万円もらえるようにして、もし、造幣所が何カ所も建立できたら、商工会や経団連に資本投入して、労働者の賃金をあげていく働きかけをしたり、雇用保険の企業の負担の軽減をおこなって、代わりに労働者の賃金をあげていく計画をしよう。休み時間も勤務時間に入るようにしたり、8時間働いて安月給というような仕組みにはしないで、一人一人の賃金をあげていって使い道をそれぞれ多くさせ、いろんなジャンルの企業の売り上げをあげさせていこう。これは一人一人が所持金が多くなるにつれて売れる企業も多くなって、その企業の賃金が上がり、また、別のものがうれるしくみでルーの法則といいます

No.	意見の対象
5	(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
	意見の内容
	(A) 主として産業財産権に関するもの
	意見
	最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当にすべきことのはずであるが、知財計画2017を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということを、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。
	例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討するべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手

綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、眞の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。

以下の提案は主に知財計画 2018 に対するものとして記載しているが、知財戦略ビジョンに対する意見も同様である。

(1) 「知的財産推進計画 2017」の記載事項について：

a) 環太平洋経済連携協定（T P P）などの経済連携協定（E P A）に関する取組について

第 25 ページに T P P などの協定に関する取組について書かれている。T P P 協定については、2015 年 10 月に大筋合意が発表され、その後、文化庁、知財本部の検討を経て、11 月に T P P 総合対策本部で T P P 関連政策大綱が決定され、さらに 2016 年 2 月に署名され、3 月に関連法案の国会提出がされ、11 月の臨時国会で可決・成立し、2017 年 1 月 20 日に参加国として初めての国内手続きの完了に関する通報が行われた。

しかし、この国内手続きにおいて、日本政府は、2015 年 10 月に大筋合意の概要のみを公表し、11 月のニュージーランド政府からの協定条文の英文公表時も全章概要を示したのみで、その後 2 ヶ月も経って 2016 年 1 月にようやく公式の仮訳を公表するなど、T P P 協定の内容精査と政府への意見提出の時間を国民に実質与えない極めて姑息かつ卑劣なやり方を取っていたと言わざるを得ない。

そして、公開された条文によって今までのリーク文書が全て正しかったことはほぼ証明されており、T P P 協定は確かに著作権の保護期間延長、D R M 回避規制強化、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などを含んでいる。今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、今回の著作権法改正の法定賠償や非親告罪化の条文にも注意すべきところがあり、今のところ発効はしていないものの、極秘裏に行われた国際交渉の結果としてなし崩しでこのように危険な法改正がなされたことを私は一国民として強く非難する。

T P P 協定についてはトランプ現アメリカ大統領が公約通り既に離脱の大統領令に署名している。その後日本政府はアメリカ抜きの 11 カ国での T P P 協定を推進し、大筋合意されたとの報道もある。最もクリティカルな部分である著作権と特許の保護期間延長と D R M 規制の強化の部分こそ凍結されているようであるが、T P P 協定を巡る問題は一部の条文を凍結したからといって解決するようなものではなく、私はこのような 11 カ国での T P P 協定の署名・批准及び関連する法改正にも反対する。日本政府は T P P 協定の批准、関連法改正及び通報を取り消すべきであり、日本も T P P 協定から脱退するべきである。

2017 年 12 月には日 E U (欧) E P A 交渉も妥結されているが、その中には、著作権の保護期間延長が含まれている。しかし、この日欧 E P A 交渉も T P P 協定同様の姑息かつ卑劣な秘密交渉で決められたものである。その内容についてほとんど何の説明もないままに著作権の保護期間延長のような国益の根幹に関わる点について日本政府は易々と譲歩し、E U 側で公表している条文の内容についてすらなお概要説明だけで、その翻訳すら公開しない。このように完全に国民をバカにしているとしか言いようがない日 E 欧 E P A の署名、批准及び関連する著作権法改正にも反対する。

また、T P P 交渉や日欧 E P A 交渉のような国民の生活に多大の影響を及ぼす国際交渉が政府間で極秘裏に行われたことも大問題である。国民一人一人がその是非を判断できるよう、途中経過も含めその交渉に関する情報をすべて速やかに公開するべきである。

なお、トランプ現アメリカ大統領は既に日米で 2 国間の通商交渉を行うともしており、このような交渉の中で T P P 協定交渉同様に知財規制の強化が求められる可能性があるが、上で書いた通り、これ以上の知財規制の強化は危険なものとしかなり得ないものであり、そのような要求は日本政府として毅然とはねのけるべきである。

b) DRM回避規制について

経産省と文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法と著作権法の改正案がそれぞれ以前国会を通されたが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つない。不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれまでのDRM回避規制の強化はされてはならない。

特に、DRM回避規制に関しては、有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、同時に、何ら立法事実の変化がない中、ドサクサ紛れに通された、先般の不正競争防止法改正で導入されたDRM回避機器の提供等への刑事罰付与や、以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加についても、速やかに元に戻す検討がなされるべきである。

経済産業省の産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会において2018年1月にとりまとめられた「データ利活用促進に向けた検討中間報告」において、DRM回避規制について、技術的制限手段による保護対象に一般的な電子計算機処理用データを追加し、そのための無効化する装置等の提供行為を不正競争行為とともに、技術的制限手段の定義でアクティベーション方式によるものが含まれることを明確化し、無効化装置等の提供と同等とみなされる無効化サービス提供行為、不正な無効化符号提供行為を不正競争行為とするとしているが、これらのDRM回避規制強化のための法改正を是とするに足る立法事実の変化はなく、このような法改正のための法改正に私は反対する。この法改正の対象となるであろう行為類型は、著作権法におけるDRM回避規制も含めて考えると既に現行法で対処可能であるか、かえって正当なものとして認められるべき機器の解析やリバースエンジニアリングなどが阻害されることにつながる可能性が高いものばかりであり、このような無意味なDRM規制強化の検討は全て白紙に戻すべきである。

TPP協定にはDRM回避規制の強化も含まれているが、上で書いた通り、これ以上のDRM回避規制の強化がされるべきではなく、この点でも私はTPP協定に反対する。

c) 不正競争防止法によるデータ保護について

第15ページにデータそのものの保護について記載されている。この点について、上の不正競争防止小委員会の2018年1月の「データ利活用促進に向けた検討中間報告」において、一定の要件を満たすデータを不正競争防止法の保護対象とするとしているが、そもそも、この中間報告にあげられている全てのケースは既存の法制及び契約によって十分対応可能であり、既存の営業秘密の保護を超えて、日本が独自に定義する過度に広範なデータを保護対象とすることに対する法改正ニーズ及び立法事実はなく、私はこのような不正競争防止法の改正に反対する。

d) 海賊版対策条約（ACTA）について

第25ページではACTAへの言及もなされているが、このACTAを背景に経産省及び文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法及び著作権法の改正案が以前国会を通され、ACTA自体も国会で批准された。しかし、このようなユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約の交渉、署名及び批准は何ら国民的なコンセンサスが得られていない中でなされており、私は一国民としてACTAに反対する。今なおACTAの批准国は日本しかなく、日本は無様に世界に恥を晒し続けている。もはやACTAに何ら意味はなく、日本は他国への働きかけを止めるとともに自ら脱退してその失敗を認めるべきである。

e) 一般フェアユース条項の導入について

第15～16ページで柔軟性の高い権利制限規定について言及されており、2017年4月の文化審議会著作権分科会報告書を受けた検討を進めるとしているが、ここで言及されている法制・基本問題小委員会中間まとめは幾つかの個別の権利制限の導入や拡充をしようとしているという点で一定の評価はできるものの、一般フェアユース条項の導入について否定的な結論を結論ありきで出している点で到底納得のできるものではない。一般フェアユース条項については本中間まとめの整理を全て白紙に戻した上で、一から再検討を行い、ユーザーに対する意義からも、アメリカ等と遜色ない形で一般フェアユース条項を可能な限り早期に導入するべきである。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

2012年の法改正によって写り込み等に関する権利制限の個別規定が追加され、今後の検討に よっても幾つかの個別の権利制限が追加される可能性があるが、これらはあった方が良いものとは言え、到底一般フェアユース条項と言うに足るものではなく、これでは著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不 当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはある はならない。

また、「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであ り、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではない。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためのものに利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過 大に高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性はない。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著 作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及 が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、速やかに問題を再 整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型 サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で 刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑 事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフ ハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなし の著作権侵害帮助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来 あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによっ て、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止 め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と権利者 団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加され ているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。お よそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだらう新しい 権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められ ているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだらう事実を、政府・与党 は事実としてはっきりと認めるべきである。

f) 私的録音録画補償金問題について

第16ページでは私的録音録画補償金問題についても言及されている。権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い合わせすことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金について私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展した。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後8年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不正に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不正に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはカケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製=対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製=対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実は、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

g) インターネット上の著作権侵害の抑止及び著作権法におけるいわゆる間接侵害・帮助への対応について

第71ページにインターネット上の著作権侵害の抑止について、特にリーチサイト対策の検討について書かれており、文化庁の法制・基本問題小委員会などで検討が進められている。しかし、このようなリーチサイト問題も含め、ネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策については、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を検討してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

ここで、リーチサイト対策の検討は、文化庁の法制・基本問題小委員会の論点案でも示されている通り、著作権法におけるいわゆる間接侵害・帮助への対応をどうするかという問題に帰着する。確かにセーフハーバーを確定するためにも間接侵害・帮助の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がます間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。知財計画2018において間接侵害・帮助への対応について記載するのであれば、著作権法の間接侵害・帮助の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定する

ために必要十分な限りにおいてのみなされると合わせ明記してもらいたい。

h) 著作権ブロッキングについて

第71ページではサイトブロッキングへの言及もある。このような記載は著作権団体の提案を受けたものと思われるが、アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案（SOPA）や知財保護強化法案（PIPA）が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、その審議は止められている。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。

その提案からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。

i) アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直しについて

第84ページにアーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直しについて記載されており、美術館等による解説・紹介のための展示著作物のデジタルデータの利用を可能とすることが記載されている。しかし、アーカイブの利活用促進の観点からはこのような権利制限の追加だけでは不十分である。ここで、真に2次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進するべきであり、著作権法の改正により、(a) 現行著作権法第31条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて(b) 同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和してここにアーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び(c) 個人アーカイブの作成が第30条の私的複製の範囲に含まれることを条文上明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すことを私は求める。このような権利制限又は例外が不必要に狭くされるべきではなく、その他者がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能とされるべきである。なお、諸外国における動向について注視が必要なことも無論であり、政府が強く関与する形で実質オプトアウト方式で強力に絶版作品の電子化を図るフランスの20世紀の絶版作品電子化法や、孤児作品のみならず絶版作品の利用についても規定するドイツの孤児・絶版作品デジタル利用促進法なども参考にされてしかるべきである。

さらに、法制度上の問題ではないが、国会図書館が著作権切れの著作物について2次利用に関する許諾を原則不要としている通り、NHKによるものを含め国費又は国費相当の予算を用いた各種アーカイブにおいては、インターネットを通じ書誌事項だけではなく全コンテンツの提供を行うことを目標として資料の電子化を行うとともに、公開情報に著作権期間満了日を明示し、合わせて公開された著作権切れの著作物に関しては原則2次利用の許諾を不要とするべきである。そして、特に国会図書館及び国立公文書館のような文書中心のアーカイブに関しては一般ユーザーからの入力を通じたテキスト化システムの実装も検討してもらいたい。

(2) その他の知財政策事項について：

a) ダウンロード違法化・犯罪化問題について

文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行された。また、日本レコード協会などの

ロビー活動により、自民党及び公明党が主導する形でダウンロード犯罪化条項がねじ込まれる形で、2012年6月20日に改正著作権法が成立し、2012年10月1日から施行されている。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化・犯罪化は法規範としての力すら持ち得ず、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利の観点からも問題がある。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、今のところ幸いなことに適用例はないが、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとすれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/chosakuken/hokoku.html> の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html> の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化・犯罪化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3号及び第119条第3項を即刻削除すべきである。

b) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げるによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーとしては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法の関係を検討するということを知財計画2018では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピーリーティングが維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止すべきである。

4K放送について、無料放送を録画不可とするようにする検討が放送局とメーカーで構成される次世代放送推進フォーラムにおいて行われているという報道もあった。その後の検討は不明だが、上で書いたような、コピーワンスやダビング10の愚を繰り返してはならない。このような消費者の利便性に極めて大きな影響を持つ検討については可能な限り速やかに今まで及び今後の検討の公開並びに利用者・消費者からの意見の取り入れを促すべきである。

c) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われており、警察によってファイル共有ネットワークの監視も行われているが、このような対策は著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法

も何ら効果を上げることなく、フランスでは今もストライクポリシーについて見直しの検討が行われており、2013年7月にはネット切断の罰が廃止されている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討されている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で進めることができが担保されなくてはならない。

d) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権帮助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害帮助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害帮助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害帮助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだう第3者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

知財計画2018において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害帮助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

e) 二次創作規制の緩和について

2014年8月のクールジャパン提言の第13ページに「クリエイティビティを阻害している規制についてヒアリングし規制緩和する。コンテンツの発展を阻害する二次創作規制、ストリートパフォーマンスに関する規制など、表現を限定する規制を見直す。」と記載されている通り、二次創作は日本の文化的創作の原動力の一つになっており、その推進のために現状の規制を緩和する必要がある。これは知的財産に関わる重要な提言であり、二次創作規制を緩和するという記載を知財計画2018においてもそのまま取り入れ、政府としてこのような規制の緩和を強力に推進することを重ねてきちんと示すべきである。

f) リバースエンジニアリングのための権利制限の導入について

リバースエンジニアリングのための権利制限は、上の法制・基本問題小委員会の2017年4月の中間まとめにおいても導入るべきとされたが、この点について、2009年1月の文化審議会著作権分科会報告書において早期に措置すべきとされた後の8年間で何度も著作権法改正案を国会に提出する機会があったにもかかわらず、法改正案に入れなかつたことは文化庁の怠慢である。技術的な調査・解析は、権利者の利益を害するどころか、技術の発展を通じて社会全体を裨益するものであり、著作権法によってこのような利用まで萎縮することは、その法目的に照らしても本来あってはならないことである。このような権利者の利益を害さず、著作物の通常の利用も妨げないような公正利用の類型についてはきちんとした権利制限による対応が必要である。このような利用を萎縮させて良いことなど全くなく、リバースエンジニアリングについて著作権法上の権利制限を速やかに設けると、知財計画2018には明記してもらいたい。

g) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入及び文化庁ワーキンググループの公開について

WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

また、2013年からの著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム及び2015年からの新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームの審議は公開とされたが、文化庁はワーキングチームについて公開審議を原則とするにはなお至っていない。上位の審議会と同様今後全てのワーキンググループについて公開審議を原則化するべきである。

h) 天下りについて

最近文部科学省の天下り問題が大きく報道され、全省庁で調査を行うこととなっているようだが、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いない、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。（これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえるなら、それに超したことはない。）

(3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されているが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り広げる自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしてくることが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得ない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持が規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、

最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥亵だというのなら、猥亵物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。この点で、2012年6月にスウェーデンで漫画は児童ポルノではないとする最高裁判決が出されたことなども注目されるべきである。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われているが、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。

児童ポルノ規制法に関しては、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることはこの規制の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的な根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッシュポンプを行い、警察法はおろか憲法の精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得えないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは即刻排除すべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセーフティ協会は即刻その解散が検討されしかるべきである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されなければならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども注目されるべきである。

(<http://www.zdnet.de/news/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf.htm> 参照)。イスの 2009 年の調査でも、2002 年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは 1%、6 年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも 1% に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである (<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されではならない。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

そして、単純所持規制に相当し、上で書いた通り問題の大きい性的好奇心目的所持罪を含む児童ポルノの改正法案が国会で 2014 年 6 月 18 日に可決・成立し、同年 6 月 25 日に公布され、2015 年 7 月 15 日に施行された。この問題の大きい性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第 7 条第 1 項は即刻削除すべきであり、合わせて、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が 2 度と与野党から提出されることが無いようとするべきである。

さらに、性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第 7 条第 1 項を削除するとともに、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止すべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。

また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。

c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について

東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010 年 12 月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制である。さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われている。

これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第 245 条の 5 に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義的プロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするために、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形での民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきである。

「知的財産推進計画 2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見募集

【個人からの意見】

No.	意見の対象
6	<p>(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）</p> <p>意見の内容</p> <p>(A) 主として産業財産権に関するもの</p> <p>特許法 102 条の改正をすべきである。本条項に関する従来の改正は証明責任の分配を意識したものであったが、そうではなく、特許権侵害が立証された以上、その損害の立証については、高度の蓋然性ではなく、証拠の優越で足りる旨を明記し、証明度を変更する条項を設けるべきである。たとえば「特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、逸失利益の損害の証明の程度は証拠の優越で足りるものとする」などである。これにより、特許権侵害を受けた特許権者が逸失利益の賠償を受けやすくなり、知財権（特許法の改正は他の知財法の改正を促す関係にある）の利用を推進させることができる。なぜなら、これにより実施者にとって後に訴訟において損害賠償をさせられる可能性が高まるため、みずから進んで特許権者とライセンス契約を締結する方を選択することになる（少なくともその動機付けを強くすることになる）からである。</p>

No.	意見の対象
7	<p>(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）</p> <p>意見の内容</p> <p>(A) 主として産業財産権に関するもの</p> <p>意見</p> <p>中小企業やベンチャーの知財力支援のため、弁護士、弁理士などの専門家のプロボノ活動を活性化する施策を検討いただきたい。</p> <p>戦略本部が立ち上がって 15 年を迎えるが、当初からの課題である中小企業の知財活動の支援や地方創生のための知財力のレベルアップについては、相談窓口の設置や巡回特許庁などによる地方での啓発活動などの施策について評価できると考える。しかし、やはり体力的な問題もあり、中小企業やベンチャーに対する継続的な支援が不可欠と考えている。</p> <p>特に現在の主な施策は、一時的な相談受付や出願等の費用補助だけでは、内部に専門スキルのある人材を持たない中小ベンチャー企業にとって、継続的な事業活動をカバーできなかつたり、外部リソースの費用負担の問題を十分に解決できない場合がある。</p> <p>その解決策として、外部専門家である弁護士および弁理士のプロボノ活動を活性化する施策を弁護士会や弁理士会なども交えて検討してはどうか。具体的には、例えば、一定規模の事務所に対して一定時間のプロボノ活動を積極的に推奨する、弁理士継続教育の中にプロボノ活動を単位として認める、一定のプロボノ活動を満たす弁護士や弁理士の会費の減免などが考えられないか。プロボノ活動は、米国弁護士等で積極的に推奨され、前記のようなインセンティブも与えられている。</p> <p>我が国の知財力の裾野を広げ、イノベーションを活性化するため、引き続きベンチャーや中小企業に対する支援策の検討をお願いしたいと思います。</p>

No.	意見の対象
8	<p>(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）</p> <p>意見の内容</p> <p>(A) 主として産業財産権に関するもの</p> <p>意見（要旨）</p> <p>著作権法の問題点、主に親告罪を前提に設計されている法体系について、昨年に引き続き修繕を希望する。具体的には、著作権法の親告罪規定の部分の修正を指す。</p> <p>現在、TPP が発効しても二次創作分野の壊滅を免れる程度には制度の整理が進んでいるが、それでも大元の法文の不備を修正しておくに越した事は無い。</p> <p>現に、去年は二次創作分野がテロ等準備罪法案に不当に巻き込まれて壊滅するのではという危惧が蔓延していた。</p> <p>意見（全文）</p> <p>実質、親告罪がフェアユース・セーフハーバーの代用品のような状況は、親告罪規定が消滅する事によって、著作権法の存在意義を失うという事態につながりかねない、非常にアンバランスで危険な状況と言える。実際、TPP によってこの部分が浮き彫りになった事で、二次創作分野が壊滅的な危</p>

機に陥るという危惧が、二次創作界隈に蔓延していた。

この事は去年のテロ等準備罪法案との兼ね合いでも浮き彫りになっており、同法案において親告罪かどうかは参考元の法律に依る事が判明して最悪の事態は免れたが、これは結果論に過ぎない。

2014年8月のクールジャパン提言の第13ページにも「コンテンツの発展を阻害する二次創作規制」が見直し対象にある事を踏まえると、先のような危惧は決して現実のものとしてはならない。

その為にも、著作権法の親告罪規定の条文について、以下のような修正を強く希望する。なお、法文については私には専門的な知識が無く、ほぼ手探りで組み上げてしまっている故、一部見苦しいであろう事はご容赦頂きたい。

(現行の、親告罪を規定する条文)

第百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、第百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第百十八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

↓

(拙作修正案)

第百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、第百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者による告訴がなければ、罪として成立しないものとする。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第百十八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

■修正箇所抽出

旧：「告訴がなければ公訴を提起することができない。」

新：「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者による告訴がなければ、罪として成立しないものとする。」

■補足

各権利者という意味で、「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者」という記載にしてあるが、これ以外にも追記するべき当事者が存在するのであれば、勿論追記して頂いて構わない。

また、二次創作作品が暴力団の資金源に使われているという噂が事実であれば、勿論そういった行為は罪として成立するものとするべきである。

例えば、「ただし、指定暴力団又はそれに準ずる性質を持つ集団が金銭を収集する目的で行う場合は、この限りではない。」と更に追記する等。

■意図

この修正案の意図は、現行法の「罪ではあるが、警察が勝手に動けない」から、「各権利者が告訴しなければ罪ですらない」へと修正する事にある。無論、各権利者が告訴した場合には罪として扱われるべきであるが。

海賊版の取り締まりについては、そもそも現行法でも権利者各位が取り締まりは行っている筈であり、この修正によって後退する事は無いと私は見ている。

※私の要望は親告罪規定周りへの意見の他にもう1つあり、それは「権利者になりすまして通報する行為の厳罰化」になる。

親告罪規定周りとは毛色が異なるので、上記本文1から分離させて頂く。

《本文2》

二次創作分野の支援において、明確に刑罰化する必要のある行為が1つある。

それは、権利者になりすまして、自分の嫌いな二次創作に対して差し止め要求を行う妨害行為であ

	る。 たとえ警察沙汰にならなくても、上記要求をされた二次創作側は萎縮せざるを得ない。実際インターネット上で、二次創作者ではなくサーバー側へ同じ要求をする事で該当作品を潰した前例も、幾つかある。 権利者でもなんでもない者が、たったこれだけの事で、気に入らない作品を潰せるのである。 このような、他人の足を引っ張る行為を平然と行う痴れ者は撲滅されなければならない。権利者自らが二次創作を明確に差し止めたい場合はともかく、そうでないならば二次創作も保護されるべきである。 が、現行法では抑止力としては足りない（だからなりすましが罷り通っている）ので、著作権法へ明記する必要がある。 法文化すると、以下のようになると思われる（これも素人の手探りなので自信は持てないが）。 (以下想定法文) 他者の創作活動を（この「創作」には二次創作も含むものとする）妨害する目的で著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者を騙った者は、○年以下の懲役または○円以下の罰金に処する。
--	---

No.	意見の対象
9	(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
	意見の内容
	(D) その他
	意見（要旨）
	私は2年半程前、「磁力抵抗が発生しない発電機」という発明名称にて特許を取得しています。それにより発電機の中の回転子は空回りと同じ大きさで軽く回転出来るようになる為、大型の発電機ではその運転に要する燃料を極限まで小さく出来ます。直径20cm弱の小さな発電機でも、風力やエンジンなど外部力不要で100ボルト10アンペア以上の発電が連続的に可能になります。以下にその利点・効果の説明をさせて頂きます。
	意見（全文）
	その説明ですが、まず初めに皆様ご存知のように、現在のどの発電機でも同じなのですが、それを運転するには普通、その中の回転子磁石を回転させ、それをその周囲にセットした固定子コイルの横を通過させることによりコイルの中に電流（電圧）、つまり電気を生成します。その際、電流が生成された固定子コイルの周りには磁力が発生してしまい、その磁力（磁力抵抗と呼ぶ抵抗力になりますがそれ）が回転子の回転を止める作用として働いてしまいます。電気を継続して生成させる為には回転子を回転し続けなければなりませんが、その為には磁力抵抗に抗してそれ以上の力を外部から取り入れてその強い力で回転子の軸を回転させなければなりません。
	発電機の出力の大きさが大きくなるほど、当然ながら回転子を回転させるに使用する外部の力も大きくなります。電力会社の発電機は大型の為、いわゆる火力、あるいは原子力などにより水蒸気を発生し、それでタービンを回し、その同軸上に置いた発電機を回転させています。もう少し小さいものであれば、最近では風力発電がありますし、非常用の小型発電機はガソリン・エンジンを利用して発電機の回転子を回転させています。
	以上が現状の発電機ですが、その運転による電流生成の際に固定子コイルの周りに、「もし、磁力抵抗を発生させないように出来れば」、発電機は、要は「空回り」することが出来ますので最小限の力で回転子を回転させることができます。もちろん、空回りでも力づくで回転させても、生成される電気については何ら変わることはありません、同じサイズ、同じ回転子の磁束密度とその表面積、同じコイルの巻き数、同じ回転速度であれば、同じ電力量を出力できます。私は今まで約6年間で2000回を越える実験・テストを重ねて実証しています。

私の発明では、その名称は「磁力抵抗が発生しない発電機」となっていますが、その発明記述に書いてあるそのままの簡単なやり方では磁力抵抗を 60%から 70%程度、軽減させる事が出来ます。

その理論は実に簡単で、要は発電してコイルに電流を生成すると同時に、同じそのコイルの導線をそのコイルの両隣に同じ巻き数のコイルとして並べて置きます。

するとそれらコイルには全て同じ大きさの電流が流れますし、同じ大きさの磁力がそのそれぞれの周りに出来ますが、一つ大きな違いは、発電を起こすコイルとその両隣のコイルの電流の流れを逆向きにする事です。

そうすると両隣のコイルは、丁度モーターと同じ機能により回転子磁石を磁気的に反発および吸引をし、回転子の回転を助けることになります。

そう言う単純理論により磁力抵抗を 60~70%も軽減できるようになります。
誰がやっても同じ様に出来ます。

それにより、通常の発電機での入力エネルギーをも 60~70%も節約できるようになります。
いわゆる発電する際の燃料コストやガソリン・エンジンのガソリン代などを 60~70%も節約できるようになるのです。

勿論、温暖化削減にも多大なる貢献が出来ることになります。

そして、さらに磁力抵抗の影響を小さくすることも可能です。私はそれを見つけています。

それには、コイルの周りに発生する磁力の影響を避ける事が出来るような形に、回転子磁石を変えてやればそれが可能になります。

それが可能だということは、私の実験で実証しています。

その結果、磁力抵抗を完全に無くすことが出来ます。

それにより回転子の回転は全くの「空回り」状態で軽く回転できるようになります。

この新発電機の方法を電力会社の何千、何万世帯用の大型発電機で利用すれば発電機をいわゆる「空回り」させるだけの力で回転させて電力生成出来ますので燃料コストを極限まで小さく出来るようになります。

勿論それは素晴らしい事なのですが、その一方で、超小型の僅か直径 20cm 弱の小さな発電機でも外部からの力を必要としなくなりますから、中の回転子を色々と回転させる事が出来、そのサイズの小さな発電機でも例えば 100 ボルト、10 アンペア（1 キロワット）以上の電力を生成させる事が問題なく出来るようになります。

要は、例えば現在使われている非常用の発電機はガソリン・エンジンの力で強力に回転させて 1 キロワットを出力させますが、同じ 1 キロワットを出力するのに、もうガソリン・エンジンは必要ななくなると言う事になります。

同じ回転をさせるのに大きな力はもう要らなくなりますので、例えば小さな DC モーターでも発電機の回転子を充分に必要な速さで回転させることが出来るようになります。

その DC モーターへの入力電源用としては通常の乾電池を使っても良いのですが、発電機出力の 1 キロワットの内のほんの一部を使えば難なく間に合います。

その DC モーターも常時電気を投入して回転させなくても、時々でも発電機の回転子の回転を一定に保つことが可能になります。

それは丁度、車の運転の際、例えば時速 40Km 程度の速度に保つ場合、アクセルを時々踏むだけで済むのと同じです。

要は、私の発明を利用すれば、僅か直径 20cm 弱、重量にしても 1 Kg にも満たない小型で持ち運び可能な 1 キロワット出力の発電機が実現出来るようになります。

発電機はもう各家庭、各個人単位で保有をし、且つ持ち運びさえも自由になるのです。

勿論、もっとサイズを大きくして出力を大きくする事も可能ですが、小さな、従って安価な 1 キロワットの発電機を直列接続すれば 200 ボルトが出せますし、並列接続すればアンペア数を 2 倍にすることが出来ます。

もういつでも、どこでも、いつまででも、電気は使い放題になります。

いつまででも、と言うのは、この新発電機は、その機械部分の何かが壊れるまで連続運転する事が可能になると言う事です。

この小さな（多分安価な）発電機を複数用意しておけば、もう停電という事態は起こることがなくなります。

また大きな地震が起つたりした時、例えば病院での手術中の停電なども一切無くせます。

自動車に搭載すれば、充電不要、そのインフラ設備も不要、自動車か発電機の何かが壊れるまでそのまま電気自動車として走り続ける事が可能になります。

燃料代は、もちろん只です。

山でも海でも砂漠でも、今現在電気の使えない場所でも地球上どこででも、いつでも、いつまででも、電気は「無料で」使えるようになります。

勿論、宇宙空間でも使えますので、宇宙船の太陽光パネルを太陽方向に向けたりする制御も不要になります。

さらに、この小さな発電機は環境を汚す事が全くありません。水もガスもその他の排出などは一切ありません。

勿論、それを運転する為の入力用のガスや水力の水やガソリンなど、そういった燃料を注入したり燃やしたりする事も全く不要ですし、燃料代などの運転費用も一切かかりません。

その製造コストも何千円からせいぜい1万円とか2万円とか、私には今は正確には分かりませんが、いずれにしろ他の発電方法に比べて比較にならないほど小さなコストで済むはずです。

もう電気を生成するのに燃料を燃やし、熱を大気に放出し、排気ガス等の排出をする事は無くなります。

それが温暖化削減、というより温暖化防止にどれだけ貢献するか計り知れないものになることはお分かり頂けると思います。

こういう発電機ですが、これは私の個人の発明ですし、私個人が今70歳を越えてこれから起業して製造販売する気力はありません。

私と共に、知り合いの営業マンにいろいろな企業なり知人を通して利用の可能性を探って貰ったのですが、企業が私や友人の営業マンの話を信じないと、こういう新しい製品で新たにビジネス展開する企業は今はまだ見当たりません。

ということで、今までう3年に渡つていろいろその利用の可能性を探つて来ましたが、私の力不足もありますが、どうも日本では最初に使って貰えないのかもと思い、現在はイギリスで賛同してくれている友人にイギリスでその可能性を当つて貰っています。

イギリスはBrexitの事で政治家は頭が一杯のようですが、最近では「Committee on Climate Change」のメンバー3人とコンタクトを取るべく手紙を出したとの報告を貰っています。

勿論、私は日本人ですので日本からこの新発電機を発信したいのですが、それが出来ない場合はまだ電気の無い人々の為にも1日でも早く使って貰う方が良いですので、イギリスその他の国の人や企業を通してでも展開して貰いたいものと思っております。

この新発電機の詳細は当メールなど、文章とかではなかなか説明仕切れません。

私はデモ用として、今まで実験で使って来た発電機モデルを保有していますので、誰でも実際に目で見て障つて確認して頂くことは出来ます。

折角、画期的な発明をしたのですから是非利用して頂きたいと思いつつ、中々理解もされない中、私は疲れてきました。

出来ましたら、というか出来るだけ国の力、管理により、この新発電機を推し進めて頂ければそれがベストかと思います。

私自身、今までどうしたら良いものか、協力して頂けるような企業や会社も分からず、苦労しています。
どこかの、失礼ですが私が殆ど知らない小さな信頼のおけない企業がこの新発電機を一社でどんどん展開して行ってしまうことになれば、現在の産業構造すら壊すやに知れません。それは私自身避けたいと思い、今までコンタクト先も慎重に選んで来ました。その為それだけまた無益に時間を費やして来てしました。
まだ内容的に説明が不十分であると思いますし、皆様も理解出来ない点が多々おありだろうとは思いますが、以上、私からの提案とお願いと言う事で連絡させて頂きました。
なぜか私がこういう「世紀の発明」と言っても過言ではないものに気が付き発明してしまいました。出来た以上、是非世の中で利用して欲しいと願っているのですが、何しろ信じてもらえないのが一番の苦労です。
理論的にも確実に説明出来ますし、とても簡単なものなのですが、皆それは有り得ない、とかたくなに否定します。
物理を知った人は「エネルギー保存則」に反する、と言うのですが、でも、私は「いえいえ、それはエネルギー保存則には反していませんよ。それは問題なくごく簡単に出来るんですよ！」と説明しています。ですが・・・
是非、この新発電機の利用開始を、この日本の国レベルで推進して頂きたく、ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。

No.	意見の対象
10	(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
	意見の内容
	(A) 主として産業財産権に関するもの
	意見（要旨）
	I. 証拠収集手続（特許制度小委員会報告書案）について (1) 書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入について、当事者照会手続を導入すること、 (2) 訴え提起後における第三者技術専門家の関与について、当事者代理人・補佐人にも関与を認めること及び計画的審理の弾力的運用の必要性 (3) 訴え提起前において、第三者技術専門家が執行官に同行する制度について、訴え提起前ににおける照会についてその限界（営業秘密の除外）を解除する必要性、ドイツの査察制度等、諸外国の動向も見つつ検討を進めるべき。 II. 損害賠償額の見直しについて 我が国においてはパテント・トロールの顕著な弊害はなく、損害賠償額の見直しについて真摯に取り組むべき、 特許法 105 条を用いて、ドイツの 2 段階訴訟方式を採用することにより第 2 段階訴訟で十分な証拠に基づいて損害賠償額の充実が可能になる。 その他、侵害の抑制的視点も含め抜本的に、中長期的視点も視野に入れて見直すべきである。
	意見（全文）
	はじめに 知財推進計画 2017 に応じて審議された、 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書 「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて（案）」 に対する意見募集（パブコメ）が 2017 年 12 月末公表された。 以下、まずそれに関連して意見を述べる。 I 証拠収集手続について 上記報告書の中で「3. 証拠収集手続の強化」が謳われ、以下の 3 項目について提案されている。 (1) 書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入

- (2) 訴え提起後における公正・中立な第三者である技術専門家の関与
 (3) 訴え提起前において、第三者の技術専門家が執行官に同行する制度

これらの3項目の拡充が特許制度小委員会で合意に至ったことは、一步前進と評価され、今後の立法化を見守ることになろう。

証拠収集手続の強化が、特許侵害訴訟の追行にあたり、最大の課題であること、その中核的問題は、現行民事訴訟法においては、「技術の秘密」を含む営業秘密が提出を免除されるという構造的問題があるということである。その打開策として特許法第105条(書類提出命令)以下の規定が特則として平成11年以降導入されたが、なお十分に機能しうる状態となっていない。日本弁理士会平成26年度知財訴訟委員会答申書によれば、発令1件、却下17件であった。最近初めて知財高裁で発令があったに留まる(知財高決平成28年8月8日 平成28年(ウ)第10038号文書提出命令申立事件)。この問題意識が、今回の見直しの前提的現状認識として共有されているものと思量する。

筆者は、民事訴訟法の全面改正に際し、その問題点に気付き、特許法第105条に「侵害行為について立証するため」書類の提出を命ずることができる旨の改正の必要性を、平成10年度弁理士会の担当副会長として、提唱し、各方面からの賛同を得、当時すぐに改正に至った経緯がある。然しながら、その後この特許法第105条の書類提出命令が殆ど活用されていないことは、極めて残念である。営業秘密の適正な保護を図りつつ、真実の解明を図るという意味で衡平及び公正を図り、もって特許の適正な保護を実現するということが終局的目標であるが、この観点に立脚すると今後さらに一層使い易く、迅速かつ適正な運用が確保されるよう改善を図る必要がある。

以上の観点から、以下提言する。

1. 書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入について

(1) 「書類提出命令の申立てがあった場合に、当該書類が侵害行為の立証及び損害額の計算のために必要な書類であるか否かを裁判所が判断するためのインカメラ手続を導入するべきである。」この点については、インカメラ手続をさらに迅速に使い易くするために、さらに以下の点について検討されるべきである。

(1.1) 当事者照会手続の特許法第105条への導入

書類提出命令の申立てには、対象書類の特定が必要であるが、書類の絞込みのためには当事者照会の活用が考えられる。しかしながら、現行民事訴訟法(民訴)第163条によれば、第6号で「第197条の規定により証言を拒絶できる事項と同様の事項についての照会」は、除外されている。民訴第197条第1項第3号は、「技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合」に、証言拒絶の対象としている。

かくて、特許法第105条の書類提出命令申立てに際して、当事者照会によって相手方当事者の保有する書類の性質(紙か、電子記録か、図面など)、名称やその存否について照会しても、証言拒絶事項として回答を得ることができない。仮にそのまま書類提出命令申立てを行った場合、特定不十分で却下となるおそれ大である。現在の運用では、求釈明を裁判所に申し立てることが良く行われているが、裁判所はこれに対して相手方に正確な応答を強制する権限は無く、応じなければ止むを得ないものとなっている。特に営業秘密に関わる事項に関してそれが問題となる。

かくて、書類提出命令申立て手続の強化には、その前提手続として「当事者照会の強化」が不可欠である。

そのため、特許法第105条の追加項(仮に第A項とする)として、民訴第163条第6号における「第197条の規定による証言拒絶」の規定の制限ないし緩和(即ち照会除外事項からの解除)を規定する必要がある。例えば、対象文書ないし物件の有無、正確な名称、所在形態など、提示命令対象の具体的特定に必要な照会には回答義務があることを明示することなどが考えられる。特にインカメラ手続に入る前、提示命令の発令段階の前で、そのような規定があれば、手続の迅速化、適正化に有効である。

そうでなければ、民事訴訟法第220条・197条の規定に対する特則として導入された特許法第105条の意義が減殺されてしまう。

日本弁理士会知財訴訟委員会の平成26年度前掲答申書によれば、特許法第105条による書類提出命令の申立ては、ほとんどの場合却下されており、その大部分は、書類特定の不備によるものと推察される。

従って、書類提出命令手続の強化には、その前提手続としての当事者照会の強化が、特許法第105条の改正目的の実現の上で必要である。

なお、米国の特許侵害訴訟においては、discovery(証拠開示)手続があるが、その中でまず interrogatory(当事者に対する質問)手続があり、対象文書の絞込みが行われている。そのような前

提的手続も加味することによって証拠収集手続の強化が現実的に可能になる。

(1.2) インカメラ手続に当事者代理人にも関与を認めること

(1.2.1) 現行法の規定振り

現行特許法第 105 条第 2 項は、「裁判所は、前項ただし書きに規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。」と規定し、提示の強制と、第三者からの隔離のバランスをとっている。

次いで第 3 項は、「裁判所は、前項の場合において、… 意見を聞くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。」と規定している。

そして、第 105 条の 4 で、裁判所は、…疎明があった場合には、当事者の申立てにより、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、営業秘密について当該訴訟追行以外での目的での使用の禁止及び他人への開示の禁止を命ずることができる旨規定している。

(1.2.1) しかしながら、この秘密保持命令発令方式は、書類提示者(通例被告)から本来の構成要件該当部分も含めて広く秘密保持対象と主張されることも多々あり、それに対し、相手側当事者からすれば非開示対象とすることに反対であろうし、裁判所としては、公平の観点から厳密に「営業秘密の特定」をせざるを得ないであろうし、その結果、手續が煩雑で、あまり利用されていない。このような状態は、イ号の特定に時間がかかる一因となっている。

(1.2.2) 今回の「書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入」に際しては、証拠収集手続の強化の趣旨に沿うよう、提示書類の開示対象者を、少なくとも当事者の代理人・補佐人まで広げると共にこれらの特定開示対象者に営業秘密について、守秘義務を課してインカメラ手続に関与させることが、望まれる。それにより迅速かつ適正なインカメラ手続の追行が実現されよう。具体例を挙げると、特許発明の構成要件 A に対し、提示書類(イ号物件)の対応要素は AA であるとする。文言侵害には該当しないが、均等論では、検討対象になる場合がある。このような場合、訴訟代理人や補佐人であれば、容易に提出対象に該当すると判断でき、その旨裁判所に説明できる。さらに、特許の文言の解釈(広義か狭義か)に争いがある場合とか、間接侵害に該当しうる場合とか、証拠として採用の上、議論を尽くす必要のある場合は、数多くあると推察される。

なお、上述のごときインカメラ手続のやり方は、米国の特許侵害訴訟における、証拠開示の段階では、一般的に行われており、それらの実務を参考にすれば、さして困難な問題は生じないのではないかと思量される。米国では秘密保持命令を訴訟代理人等関与者に対し発令して行われており、最近では、証拠開示の範囲を裁判所のコントロールの下において行う方式が導入されている。

(1.2.3) 前掲知財高裁決定は、現行特許法第 105 条の趣旨を、かなり正確に反映したものとして評価される。現在の知財高裁の実務は、知財高判平成 28 年 3 月 28 日、平成 27 年(ネ)第 10029 号に従うものと解される。

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/928/085928_hanrei.pdf

その具体的運用の例は、昨年 10 月開催された国際知財司法シンポジウム 2017 における模擬裁判(日本)の決定書にも記載されている。(知財高裁 HP トピックス)

http://www.ip.courts.go.jp/documents/thesis/2017_sympo_kaijyo/index.html

即ち、現行インカメラ手続は、次の 4 段階で行われる。

(1) 証拠の必要性の疎明の段階、(2) 正当理由の有無の確認の段階、(3) 申立代理人に書類開示して反論させるかどうかの段階(この段階では秘密保持命令と併せて検討。また、技術者も含めるかも検討。)、(4) 正当理由がないとして証拠を提出させる段階(申立代理人以外にも見せるか(例えば、申立人の経営層にまで見せるのか。))

その内容からすると、特許法第 105 条 1 項に基づく書類提出命令の発令に至るまでの手続は、かなり複雑な検討項目を経て行われる。実際に各地方裁判所の第一審において、果たしてこのとおりの高度の手続と判断が、迅速かつ適正に行われ得るか懸念がある。

(1.2.4) 計画審理の弾力的運用の必要性

以上のとおり、書類提出命令の発令に至るまでの複雑なやり取り(双方の主張と裁判所における検討)が現行法上は不可避であると認められるが、改正案によるインカメラ手続は、「正当な理由」の当否でなく、侵害の立証又は損害額の計算のために必要か否かをめぐって行われることに成る。

いずれにしても、書類提出命令の審理は、かなりの手間と時間を要することは避けられないであろう。それによって計画審理の予定が延びることがあったとしても、それは、両当事者にとっても裁判所にとっても、許容されるべきであろう。結果として、客観的、適正な判断を形成する上で不

可避の手順と考えられるからである。それによって、特許裁判に対する社会の信頼性が高まれば、ひいては、特許権、特許制度に対する信頼性も高まることが期待されよう。

(1.3) 上述のような、インカメラ手続の実効性を強化するべき方策に関し、これらの補強の必要な項目について、引き続き検討されるべきである。

2. 訴え提起後における公正・中立な第三者である技術専門家の関与

(2.1) インカメラ手続に第三者技術専門家、特に専門委員を関与させることについては、原則的に異論は無い。ただし、最近の最先端分野での訴訟の場合、コンピュータ技術、特にソフト関連発明や、バイオ関連発明の場合、すでに登録された専門委員の中から適任者が見つからない場合も想定される。そうした場合に、専門委員以外の中立の第三者も選任できるようにしておくことが必要と思われる。

(2.2) 第三者技術専門家ないし専門委員の関与の仕方については、その透明性、妥当性が双方の当事者(少なくとも訴訟代理人・補佐人)によって確認できる状態で関与させることが望まれる。

この点に関しては、訴訟代理人・補佐人の関与とも併せて検討することが望まれる。

(2.3) また、技術的専門知識について意見を求める場合など、質問・回答などの記録を残すことができるよう、必要な法整備(インカメラ手続の運用細則ないしマニュアルの作成など)が望まれる。

2. 訴え提起前において、第三者の技術専門家が執行官に同行する制度

(3.1) 原則的に異論は無い。しかし、以下の点に留意する必要がある。

現行民事訴訟法の証拠収集の原則は、あくまで、技術の秘密を含む営業秘密に該当しない範囲が大前提である。訴え提起後においても、現在問題となっている書類提出命令の可否について特許侵害訴訟において困難に直面してその克服に苦慮しているところである。

(3.2) 当然のことながら、訴え提起前において、侵害被疑者(被申立人)は、営業秘密に該当するとしてその証拠収集を拒絶するであろうことが、誰にも明らかである。

かくて、実際に申し立てることすら行わないのが常識となっている。事実、ほとんど利用されていないようである。

(3.3) 現行民事訴訟法の規定ぶり

民訴第132条の2(訴えの提起前における照会)における除外規定

第1項第1号 第163条各号のいずれかに該当する照会(第163条(係属中の当事者照会)第6号は、第197条の証言拒絶事項(技術の秘密等)と同様の事項についての照会を除外)

第1項第3号相手方の営業秘密に関する事項についての照会

民訴第132条の4(訴え提起前における証拠収集の処分)

(前略)申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方の意見を聞いて、訴えの提起前に、…次に掲げる処分をすることができる。

1号 文書の所持者にその文書の送付を嘱託

2号 必要な調査を官公署等に嘱託

3号 専門的な知識経験を有するものに意見の陳述を嘱託

4号 執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること

(3.4) 特許制度小委員会により提案された「技術専門家の同行」とは、民訴第132条の4、第4号に規定される執行官の調査命令に付随するものである。この調査命令自体は、「相手方の意見を聞いて」出される。技術の秘密等の営業秘密が含まれる場合、相手方が、この調査に同意することは想定しがたい。従って、執行官による調査命令自体の発令の可能性は極めて低いというところに問題がある。

(3.5) かくて、何らかの実効性ある訴え提起前の証拠収集策を実現するためには、営業秘密を含む可能性がある場合についての妥当な調査の形態をさらに構築する必要があろう。

(3.6) 昨年度日本弁理士会知財訴訟委員会において研究成果として報告書にまとめたドイツの査察制度は、その解決策の一助になるのではないか、改めて検討されることが望まれる。

懸念されたパテント・トロール (特許主張企業 Patent Asserting Entity PAE とも称される)に悪用されるおそれは、我が国においてほとんど無いようである。この点は、同委員会の本年度の研究テーマであり、過去数年にわたる判決例を調査の結果ほぼ結論は出ている。悪用のおそれに対する歯止めの問題は、重要なことであるが、別途検討すべき課題である。証拠収集の強化を、訴え提起前にも実現するには、角を矯めて牛を殺すのではなく、正面からその実現に取り組むことが望まれる。これは、残された重要な課題であり、引き続き取り組むべき課題である。

因みに、ドイツの査察制度では、特許法 140c 条(5)項には、侵害または侵害のおそれが無かった場合、被申立人は、申立人に対し、査察によって生じた損害について賠償請求が可能との規定がある。(パテント Vol. 70 No. 1 p92) また、ドイツの裁判所は、査察命令において探索(fishing expedition)のために査察制度を利用するのを防止するために査察の対象物の特定を要すると言う一般原則を堅持した、と報告されている(前掲パテント p91)。

実務的対応の一例としては、秘密保持命令に、インカメラ手続において知りえた情報の当該裁判外での使用禁止を入れることも考えられよう。そうすれば、日本での探索的証拠収集を主目的とした査察の悪用は防止できるのではないか。

特に第4次産業革命の時代に直面し、情報は瞬時に世界に伝播する時代を迎えて特許の係争は、インターネット絡みの係争が今後ますます増大すると想定される。事実、昨年、一昨年開催された、国際知財司法シンポジウムでの模擬裁判のテーマは、インターネットに関する係争であった。かかる時代に適応した特許裁判制度を如何に構築するかは、喫緊の課題とみなされる。迅速さと適正さを兼ね備えかつ高度の専門性にも適応可能な証拠収集制度を備えた特許裁判制度の構築が不可欠である。

4. 諸外国の動向

(4.1) ドイツについては、訴え提起前の証拠収集制度として査察制度(ドイツ特許法 140c 条)があり、活発に利用されている。その詳細は、グラビンスキー講演録「ドイツ侵害訴訟における査察命令および証拠収集手続の概要」L&T No. 59 2013/4 p. 45-48, 2016年9月23日パリにおける欧/日模擬裁判(EUROPE/JAPAN MOCK TRIAL)やドイツ弁理士会 Lenz 会長の講演(Inspection Order in German Patent Law 平成28年度会員研修テキスト 44-52頁、平成28年10月6日日独弁理士会交流会 OPEN SEMINAR)などによってかなり明らかとなってきている。前知財高裁所長の設楽隆一判事の報告もある(判例タイムズ No. 1412, 2015. 7, p46-58)。

(4.2) 英国では、証拠開示制度があるが、裁判所によってコントロールされた形で運用されており、大きな問題があることは報告されていない。(上掲欧/日模擬裁判、UK 参照)

(4.3) 欧州統一特許・裁判制度は、現在幾つかの重要国ドイツ、英国等の批准待ちの段階であるが、統一裁判所制度 (Unified Patent Court, UPC) においては、英国に倣った証拠開示制度が検討されている。

(4.4) 米国においては、連邦民事訴訟規則の改定が行われ、訴訟の提起の際訴状に特許クレームと被侵害物との構成要件の対比の記載等の要件が加えられると共にさまざまなパテント・トロール対策の導入が検討されており、裁判管轄についても制限的な最高裁判決(裁判管轄は被告の会社の登記地に限る)が出されるなど行き過ぎた特許の悪用への対策が次々と打ち出されている。

証拠収集に関しても証拠開示手続の簡略化を裁判所の主導によって行うなどの改善策が導入されている。

(4.5) これらの諸外国の動向なども見つつ、我が国においては、適正かつ迅速で当事者にも国民からも信頼される裁判制度にするべく、我が国の制度の改善を今後とも一層推進することが求められる。

II 損害賠償額の見直しについて

知財推進計画 2017 で提起されたもうひとつの課題たる、損害賠償額の見直しについては、特許制度小委員会報告書では、報告が見送られている。

1. この点について察するところ、パテント・トロールに悪用されるとの強い懸念が産業界から出された結果、具体的な結論に至らなかつたものと、推察される。

然しながら、日本弁理士会知財訴訟委員会の調査研究結果によれば、わが国において特許訴訟の判決例から見る限り、我が国において、パテント・トロールの顕著な弊害が存在するとは、認められなかつた。パテント・トロールの定義に該当する当事者(主として原告)が関係した特許侵害訴訟が散見されたにせよ、調査した判決例からは、それらが顕著なパテント・トロールの弊害例であるとは認定できなかつた。報告書は、本年度委員会報告書として本年度内に完成する予定である。

一方、米国におけるパテント・トロール訴訟の多発傾向は、峠を越し、急激に減少の気配を示している。連邦民事訴訟規則の改正による、訴状の記載要件の厳格化と相俟って、昨年最高裁による裁判管轄の制限的判決を境に、例えば、パテント・トロール訴訟の多発していたテキサス東部連邦地裁への提訴は、半減したと言う報道がある。またパテント・トロールの場合、差し止め判決の出る率も実施企業を原告とする場合より低いと言ったデータも報告されている。それ以上に、米国では、さまざまなパテント・トロール対策の法案が議会に提案されている。なお、パテント・トロールは

最近、特許主張企業 (Patent Assertion Entity, PAE) と称されている。

以上の状況を鑑みれば、パテント・トロールの懸念があることを理由として、損害賠償額の増額の試みを放棄することは、適切とはいえない。

2. ドイツの2段階訴訟制度の採用について、

ドイツ民事訴訟法 ZPO 254 条は、損害賠償請求に関し第1段として計算の訴え(計算の提出命令の請求も含む)を行い、第2段として計算に基づく支払いの申立て、と言う訴訟形式を認めている。ドイツにおける特許侵害訴訟において、最も慣用されている訴訟形式であり、これにより損害賠償額の審理は、基本の侵害論訴訟とは別に、十分な証拠(計算)の提出を待って行うことができる。

(なおその詳細について、パテント 2017 年 1 月号 Vol. 70 No. 1 88-92 頁 侵害訴訟改革の提言、及び「ドイツにおける損害賠償一特許侵害を中心に一」加藤朝道、知的財産権侵害と損害賠償、高林龍編、株式会社成文堂、2011、249-264 頁、別添資料、参照)

我が国の訴訟制度上、特許法第105条の書類提出命令の規定を使えば、同様の訴訟形式は可能ではないか、検討に値するものと考えられる。

3. その他の損害賠償額増加の方策について、

自民党知的財産戦略調査会(会長保岡興治)知財紛争処理システム検討会による、イノベーション促進のための知財司法改革提言(2017年4月)における適正な損害賠償額の実現案などについても、さらに中長期的視点で、我が国の知財損害賠償制度のあり方を、根本的に見直すことも必要ではないかと思量する。損害賠償制度に侵害の抑制的視点を加味することは、侵害のやり得感を払拭する上で、やはり避けて通ることができないのではないかと思量する。

現に中国では、最近の特許法改正により、懲罰的な損害賠償額の増額が導入されている。こうした新興国での損害賠償制度の進展も考慮に入れる国際的視野を持つことが肝要ではないかと考えられる。

以上

先に送信しました小職の意見に対する別送資料 2 件を別途郵送いたしますのでご査収くださるようお願いいたします。

侵害訴訟改革の提言 パテント 2017 Vol. 70 No. 1 p88-92

ドイツにおける損害賠償、知的財産権侵害と損害賠償、高林龍編、
成文堂、2011、p249-264

No.	意見の対象
11	(A) 知財推進計画 2018 に関するもの (現行制度や短期的な方向性についてのご意見)
	意見の内容
	(A) 主として産業財産権に関するもの
	意見
	「提案」 新たに盛り込むべき政策事項 「知的財産推進計画 2018」短期計画) 1. 現状の課題 特許権は、独占権を有するので非常に強力な権利であることは皆さん十分承知しています。しかし、特許権が取れていざという時、特許請求項の書き方の不備により、権利を主張できない場合があります。 その為技術力と膨大な時間と費用が無駄になり、あ、そうかではすまされません。 このようなことを極限まで回避するには、中小企業の社長さんが十分に特許請求項の知識を保有していないから発生する悲劇です。 2. 解決案 中小企業の社長さんが読んで理解し、実行できる「指導書」を作り公開する。 3. 「請求項(明細書)作成の指導書」 中小企業の社長さんや技術責任者が、特許を学習・作成する場合、現在は適切な指導書がありません。セミナーを聞いたり、他社特許公報を見ても、自分で特許請求項を作成するのは困難です。 また、今自分のやっていることが、特許性があるのかどうかを発見するのも困難な状況です。 特許庁の HP 内にある審査基準書や特許の審査基準のポイントを読んで学習するのは、困難ですし、そもそも視点が異なります。 従って、特許の相談をしてみようかと能動的に行動をしようとするときや、特許戦略のセミナを聞

いた中小企業の社長さんが、「特許で最も重要なのは、特許請求の範囲の記載」ということを知つて、「強い権利の特許請求の範囲の書き方、ベストな良い特許請求の範囲か、悪い特許請求の範囲かの見分け方」について、学習するのに適した指導書が有りません。それが無いために、代理人任せになり、中小企業の技術の底上げがうまく行かない原因の大きなポイントであると思います。

中小企業の社長さんや技術者の視点で書かれており読んでわかり、実行できる「強い権利の特許請求の範囲の書き方、ベストな良い特許請求の範囲か、悪い特許請求の範囲かの見分け方」についての指導書を作成して頂きたい。（代理人により請求項が作成された場合は、出願人も十分に検討・確認が出来得して出願するのが望ましいと思います。）

特に、特記すべき点は、「特許請求項」の「書き方の指導書」がより緊急に必要です。

4. 効果

- ・特許請求項の品質が確保される比率が向上します。
- ・学校の教科書として使用できます。
- ・若いころから特許の本質を学習でき将来よい特許が生まれる可能性が向上します。
- ・特許は「特許請求に範囲」を含め特別なものではなく通常の技術文書として理解できるようになります。
- ・現状技術の把握力向上で技術力が向上します。

No.	意見の対象
12	(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
	意見の内容
	(B) 主としてコンテンツに関するもの
	意見（要旨）
	第 1 に、コンテンツに対する国民の権利意識が低いという現状は、知的財産の普及を妨げるものであるため、対策を打つことが喫緊の課題である。 第 2 に、コンテンツの学術教材としての利用可能性。 第 3 に、良質なコンテンツ創出のためにクラウドファンディングの有効活用を提言する。
	意見（全文）
	<p>第 1 コンテンツに対する権利意識が低いという現状</p> <p>知的財産推進計画の一環として小学校段階からの知財マインド育成が掲げられているが、現状として、知的財産法とりわけ著作権分野に対する一般人の規範意識低下は看過できるものではない。映画の無断撮影や動画の違法アップロードについては既にメディアを通じて警鐘が鳴らされているところであるが、近年において新たに問題視されているのが紙媒体の漫画である。具体例を挙げると、「漫画村」というサイトでは出版社や作者に無断で漫画作品のページが画像データ化されており、閲覧者は当該画像データを自由に閲覧できるため、結果的に無料で漫画作品を読めるという仕組みになっている。しかも、当該サイトは海外のサーバーを経由してアップロードがなされているため、形式的には日本の著作権法に違反していないという旨の詭弁が用いられ、利用者も違法性の認識を欠いた状態で利用しているという事態が発生している。このようなサイトの存在が出版業界に打撃を与え、ひいてはクリエイターの創作意欲を著しく削ぐものとなっているという現状は深刻に受け止められるべきである。</p> <p>第 2 教材としてのコンテンツ利用可能性</p> <p>知的財産権の侵害を阻止するために違法性の周知徹底を要することは勿論であるが、幼少期からの知財マインド育成という観点からすると、著作物に対する意識を再構築すべきであると考える。すなわち、漫画やアニメといったコンテンツを単なる娯楽作品としてカテゴライズするのではなく、コンテンツそのものを教材や芸術作品として利用することも可能だと考える。</p> <p>コンテンツを教材の一部に組み込むことについては、SMA P の「世界に一つだけの花」が音楽の教科書に掲載されたり、手塚治虫の作画が美術の教科書に掲載されたりということで既に実現している。直近ではセンター試験の地理の問題でムーミンなどのアニメ作品がとりあげられていたことが記憶に新しい。</p> <p>しかしながら、これらのコンテンツ利用は、特定の単元を履修するうえで付随的に利用されるもの</p>

に過ぎず、ポップカルチャーとしての利用という枠組を超えたものではない。そのような用い方ではなく、漫画やアニメといったコンテンツにも、小説と同じく、純然たる教材としての利用可能性があるのではないか。

たとえば、現在の国語教育では、文学作品を通じて表現の機微や読解力を学ぶことになっているが、漫画作品では、文章の表現に加えて、登場人物の動作や表情などを、絵という媒体によっても表現することが可能であり、漫画の一コマから様々な読解や洞察をくわえることが可能である。

現に、インターネットでは連載中の作品に対する「考察サイト」というものが多く存在し、活発な議論が巻き起こされている。具体例としては、谷川ニコ原作の漫画「私がモテないのはどう考えてお前らが悪い！」などが挙げられる。当該作品は、周囲に溶け込めない女子高生が徐々に成長していくという物語であるが、主人公や周辺人物の心情を言葉で単純に表現するのではなく、動作や背景などの婉曲的表現によって描写する点が高い評価を得ている。

第3 クラウドファンディングの有効活用

上記作品はインターネット上の評価は高いものの一般的な認知度は低い。こういった作品に対してさらなる周知を図るためにメディアミックスが効果的である。

もっとも、メディアミックスにあたっては莫大な費用を要するため、資金援助が必要となるが、そのためのスキームを会得している者は現状では極めて少ない。

最も有効な手段として考えられるのはクラウドファンディングの有効活用であるが、その利用方法は現時点では十分に周知されているとは言えない。当該スキームが普及すれば良質な作品が世に出回る機会がさらにふえるのではないか。現に、クラウドファンディングによってアニメが製作された例は既にいくつみられるのであり、ファンとしては作品をさらに普及させるために資金援助を行う一方、クリエイターとしても資金が集まればモチベーションアップにつながるであろう。

No.	意見の対象
13	(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
	意見の内容
	(D) その他
	意見（要旨）
	近年、我が国内外において、日本企業独自のビジネスモデルやフォーマットを剽窃する案件が後を絶ちません。しかし、現在の法制度においては、これに対する効果的な対応方法がありません。このため、まずは早急に我が国内におけるビジネスモデルやフォーマットの保護を検討・確立していただき、その後にそれらが世界的にも保護されるような施策を実施していただきたい。
	意見（全文）
	特にデジタルコンテンツにおけるビジネスモデルやフォーマットの保護を検討・確立して頂きたい。すなわち、近年、我が国内外において、日本企業独自のビジネスモデルやフォーマットを剽窃する事案が後を絶たず、そのような行為が独創的なアイディアにより創作された日本コンテンツ（既存の技術を応用して創作されたデジタルコンテンツやアイディアを特徴とするバラエティ等のテレビ番組）の世界展開の障壁になっております。しかし、日本を含めた各国の現行法制度においては、これに対する効果的な対策がない状況にあります。また、デジタルコンテンツにおいてはアイディアを模倣することは極めて容易である一方、そのアイディアや実現性の検討には多大な労力を要することが法制において全く考慮されていない状況にございます。この点について敷衍しますと、日本国内においてさえも、（1）上記のような行為の多くは商標を模倣しないため商標権侵害では対応できず、（2）ビジネスモデルやフォーマットというある種のアイディアが核となるものであるため、著作権侵害の主張も困難であり、（3）不正競争防止法違反の主張も、ビジネスモデルやフォーマットが不正競争防止法における「商品等表示」に該当するか明確ではないことから容易ではなく、（4）「自然法則を利用したもの」とはいえず特許登録することも難しい、という状況にあります。このことは、中国その他の国においても同様の状況です。以上のとおり、ビジネスモデルやフォーマットの剽窃行為を差し止める法的根拠が薄弱又は不明確であるため、それらを剽窃する行為に対して効果的な対策が取れない状況にあります。このため、まずは早急に我が国内におけるビジネスモデルやフォーマットの保護を検討・確立していただきたい。その後にそれらが世界的にも保護されるような施策を実施していただきたく存じます。

No.	意見の対象
-----	-------

「知的財産推進計画 2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見募集

【個人からの意見】

14	(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見）
	意見の内容
(B) 主としてコンテンツに関するもの	(B) 主としてコンテンツに関するもの
	意見
海賊版漫画サイトの対策についてのお願いです。	
<p>先日、NHK19 時のニュース（※1）でも取り上げられましたが、発売直後に無料で漫画を無断アップロードするサイトの問題が一層深刻化しております。</p> <p>17 年年末から時間が 1 日と経つごとに急速に事態は悪化しており、ヤフーなどの日本全体のサイトアクセスのランキングでも有名公式サイトを押さえて、もはや常時 30 位以内というレベルで広がっています（※2）。</p> <p>出版社の現場にいる人間の実感としては、より切迫した強い危機感があります。</p> <p>まだ各社から公式発表はしておりませんが、サイトが有名化した 17 年 12 月から 18 年にかけて、紙だけではなく電子書籍の売上も一気に鈍化、急速な減少傾向がみられ 2 月の今日まで悪化の一途です。</p> <p>このままの傾向が続くと、18 年末には壊滅的状況に悪化している可能性も高いです。</p> <p>更に 2~3 年で、現状の作家に利益を還元するシステム自体が崩壊し、漫画文化の新たな才能ある担い手が絶滅する懸念もしております。</p> <p>議事録などを拝見していて知的財産戦略本部の皆様には既に色々なご検討をしていただいているとは重々存じておりますが、出版社の現場の人間として改めてのお願いです。</p>	
<p>（※1 NHK の HP） https://www3.nhk.or.jp/news/html/20180211/k10011324911000.html?utm_int=detail_contents_news-link_001</p> <p>（※2 日本のアクセス数ランクイングサイト） https://www.similarweb.com/ja/top-websites/japan</p>	

No.	意見の対象
15	(B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）
	意見の内容
<p>(D) その他</p> <p>意見</p> <p>「『カフェテリア方式』を好む人と『幕の内弁当方式』を好む人の間でギャップが生じている」からこそ「『雇用者・被雇用者』『供給側・需要側』がそれぞれのやりやすい形や『サービス内容』を選べる社会」にすべきです。</p> <p>例えばマイクロプロセッサ。パソコン市場に於いては 64 ビットが主流ですが、工作機械等に組み込まれている物は今でも 8 ビット等の少ないビット数のプロセッサを使っています。</p> <p>もし「沢山あるとみんな迷うから一つに絞りなさい。」とすると 8 ビットでいい機械に 64 ビット、逆に 64 ビットでなければ使えない用途のパソコンに 8 ビットのプロセッサを積む事態になってしまいます。</p> <p>それに『コレしか作らせない』という事は『これ以外は作るな』という事です。</p> <p>作るな、とされたら、日本では『その為』の新規研究開発は出来なくなります。</p> <p>これは外国に開発権を譲渡したのと同じ事なのです。</p> <p>研究出来ないから日本で新製品は生まれない。だから新製品が欲しいなら『外国に使用料等を払って使う』事になります。</p> <p>これがどれだけ国益・経済に悪影響を与えるかは言うまでもないでしょう。</p> <p>又『そのユーザーが使わない・使いきれない機能・性能が多くある製品・サービス』に対価を払わせたりするのはユーザーの金銭的負担だけでなく、『過剰な機能等には金を払いたくない』という</p>	

	<p>ユーザーの心理にあわせる為、供給側は『ユーザーの希望性能に見合う価格』にあわせざるを得なくなる、つまり『値引き』 = 『利益率を引き下げる』をしなくてはなりません。例え一個では少額でも、それが年間となるとその部署や企業の存続に関わる事態になる可能性もあります。</p> <p>『企業・個人が自分達が求める機能・性能を自由に実現出来る社会』の方が公共の福祉と私的・公共の利益の双方を満たせると考えます。</p> <p>A I の進展したからといって『超ヒマ社会』となるとは限らないでしょう。</p> <p>A I が設計から出来るようになっても結局使うのは『人間』ですから、『使ってみて初めて解るアレコレ。の実現の為のアイデア』は人間の領域であり続けるでしょう。</p> <p>そもそも『超ヒマ社会』というは『職場衰滅社会』といえる状況ですから、「日々の糧を得る為のみの生活」しか送れない可能性があります。</p> <p>そうしたらA I が設計しロボットが作った品を誰が買うのか、という問題を考えると成立しないんじゃないでしょうか。</p> <p>というか『極少数の工場主・思想家・宗教家という裕福層と少数の地主や特別な才能を持つ芸術家・工芸家といった中の下の層、大多数の特別な才を持たない小作人という貧困層』という社会になり『文明』としては滅亡という状態になるかと考えます。</p>
--	---

No.	意見の対象
16	<p>(A) 知財推進計画 2018 に関するもの（現行制度や短期的な方向性についてのご意見） (B) 知財戦略ビジョンに関するもの（2030 年頃までの中長期的な方向性についてのご意見）</p> <p>意見の内容</p> <p>(A) 主として産業財産権に関するもの (B) 主としてコンテンツに関するもの (C) 主としてクールジャパンに関するもの (D) その他</p> <p>意見（要旨）</p> <p>戦前は『質素・儉約・外貨獲得・開発インフレ抑制』の為に庶民の『華美』や『購買欲』を『強健な地域・国家の育成』の為に押さえ込んだ結果、今に至るも『外国ブランド志向』や『ソフトウェア軽視』を払拭できていない。よって、国や地方自治体やその関連団体はもとより、民間団体であっても『特定の思想や価値観の統一やその為の行動』はやめさせるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 著作権法等の非親告罪化は『第三者の妨害活動』により正当なコンテンツ等が抹殺されることが可能であるので中止・廃止が望ましい。 一次創作者や権利者の『安心してコンテンツ等を発表できる権利』を確保する為にも、一般フェアユース条項、できればフランスのパロディー法みたいな法律の導入が望まれる。 無名の作家にとって不利な状態にするダウンロード犯罪化・違法化を廃止すべき。 『創作者・権利者の保護の為』に、TPP 等の国際条約で著作権に関わる部分を親告罪に変えるべきではないか。 営業方針に幅を持たせる為、著作物等の侵害時の親告・非親告制を創作者が選べるようしたらどうか。 <p>女性キャラクターを使用している企業や行政・団体に対し、不当な理由・根拠で変更・中止を求める者が存在する。</p> <p>彼等に対し、異議表明の権利があるから強権的な対応が取れなくとも、教育等でそのような『不当な要求』は悪い事だと認識するようにして欲しい。</p> <p>外国機関や団体に対し、日本のコンテンツ産業を破壊・支配下に置く目的で虚偽の宣伝を行っている団体や個人が確認されているので、法による処罰を含めた強力な対応を求める。</p> <p>意見（全文）</p> <p>政府や業界団体による『業界や社会を特定の思想や価値観に統一させたり、逆に排除させたりする行為や制度』を無くすべきです。</p> <p>実は戦前青少年健全育成基本法や家庭教育支援法の『目指す所』が似ている内容の官製運動があり</p>

ました。
それは地方改良運動とか農林漁村経済更生運動と言われる『富国強兵歐米化政策の為の運動』です。これ等の目的は富国以外にも『疲弊した地方経済を立て直す』という事がありましたが、その内容は『勤勉・貯蓄/寄付・耐乏・自力更生』という青少年健全育成条例や管理教育校の校則のような内容でした。

政府の国産品保護と質実剛健路線により『高級な国産品を使おう』ではなく『虚栄を廃して国産品を使おう』という路線を取らざるを得なかつた為に『日本製=粗末な物』という価値観を植えつけてしまいました。

で、その結果…強制貯蓄や寄付によって国民の購買力が壊滅した為に国内需要が潰れ市場は成長せず、そして下手に『質実剛健』とした為に却って『故障が多いが高級品として認められている製品』を『作る素地』すら育てられず、結果戦後暫く経つまで二束三文の品しか作れませんでした。

それが今も続いて『小学校の海外ブランド制服問題』に繋がるのです。

実は戦前、福井県にある石田縞が一旦断絶した事がありました。

「御国の為に節約しよう。その為に石田縞の服を着よう」という宣伝を打った為か、その後化織やセーラー服が出てくると途端に衰退しました。

もし気品あふれる、とか美しき、って方向でやってたら普段のおしゃれ着や布小物の需要が生まれ、それにより衰退しなかつたかもしれません。

又、鹿島郡大同村（現 鹿島市）では『子供服は筒袖洋服とし、華美にせぬ事』という規約がありました。

ちなみに、ファッション大国イタリアでは11歳から自分で服を選んで買う人が多く自然とセンスが磨かれるという話です。

『国の産業の地力の差』というのはこういう所から生まれる、という好例でしょう。

このように戦前は『質素・儉約・外貨獲得・開発インフレ抑制』の為に庶民の『華美』や『購買欲』を『強健な地域・国家の育成』の為に押さえ込みました。

結果、今に至るも『外国ブランド志向』や『ソフトウェア軽視』を払拭できていません。

だから国民に『健全／不健全とされる思想・価値観』を植えつける事は却って国を損なう結果となるのです。

よって、国や地方自治体やその関連団体はもとより、民間団体であっても『特定の思想や価値観の統一やその為の行動』はやめさせるべきです。

『倒産後3年以上経ったメーカーのソフトウェアは、コピープロテクトを解除してコピーしても構わない。又、期限を定めて使用許可を出す方式の場合は使用期限を無期限にする為のパッチ等を作成しても構わない。製作者や制作会社はこれ等のパッチ等を出さなくてはならない。』と変えてください。

記録媒体交換等のサポートを引き受ける会社があればいいのですが、それが無い場合はソフトが壊れたら直せないのでもう使えなくなります。

機械や絵画・陶芸品は製造会社や作者が業務停止等で修復が出来なくなつても、他の企業や作家が代わりに修復することが出来ます

それで産業遺産や骨董品はその品を永遠に後世に伝えることが出来るのです。

しかし、ソフトウェアはそれが禁止されている為に、百年どころか20年で作品が消滅、という事がよく起きています。

『ソフトウェアは資産』であるのなら、それこそユーザーに『保管に必要な複写・修理に関する権利』を認めるべきです。

『都市と田舎の分断、人材の偏在化』は完全に地方側の落ち度が原因です。

デイリー新潮の記事に『移住者はゴミ出し禁止、絶対の年功序列… 移住民が落ちた「村八分」地獄』がありますが、この記事が事実ならば最早地方は『住んではいけない場所』になっていると判断せざるを得ません。

コレを解決するには『消防団を廃止し国費で消防署と消防官を配備する。それと同時に負担の大きい行事・義務を見直す』『ゴミの収集等の公的サービスの整備や規約管理は役所が全面的に行い、必ず全住民が平等に使えるようにする』『住人に對し、異なる価値観に対する蔑視や憎悪やプライバシーの侵害が、如何に己自身や地域にとって有害かを教育する』所から始めなくては駄目ですよ。そもそも、地方生まれの人が故郷に帰りたがらない現状が『地方の闇』を雄弁に語っていますよ。

『攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化』にも関わってくる重要な事です。早急に着手する必要があると考えます

著作権法違反の非親告化による『害』は、何も2次創作云々だけの問題ではありません。オリジナル作品だって『冤罪工作』という形で巻き込まれます。

特に、どうしても話や構図が似通ってしまう読みきりの作品は、『《それ》が気に入らない者・団体』の手によって『盗作』に仕立て上げられる可能性は非常に高いのです。

これは『《有害》のレッテル』なんかよりも遙かに効果的ですよ。

何しろ、「思想に問題があつて叩いているのではありません。他人の作品（文や構図）を無断で使用した、つまり『窃盗』をしたから叩いているのです。」と言えばいいんですから。

一旦『盗作作家=犯罪者』ってレッテルが付けば、どんなに人気がある有名作家でも、出版界には居辛くなります。

例えそれが『冤罪』だったとしてもね。

出版社もうかうかとしてられませんよ。

大抵の編集員はストーリーとかに口出ししてるから、編集員は必ず共犯扱いされます。

その編集員も中身を編集長に報告してる以上、絶対に告発者、特に警察は『編集部の組織的関与がある』と断定して立件します。

例えそれが『冤罪』であったとしても、冤罪であることが証明されるまでに出る損害は、出版社によつては会社が潰れる位の莫大なものになるでしょう。

現に『女くどき飯』の作者が『コトコトくどかれ飯』の作者と編集部に「作品のコンセプトとタイトルが似ている」とクレームを入れるという事件が起きました。

実際には『作者が募集した一般人と実際にデートした様子』を描いた前者と『実在の店舗を用いたフィクション』の後者という状態で、どう考えても著作権法違反は成立しないのですが、前者の作者の勢いと『周囲の前者に対する援護が物凄かった』事から結局後者の作者が連載中止を申し出る事態となりました。

また、コンテンツホルダーの経営戦略も狭まります。

二次創作や模倣品を『あえて』見逃し、『総合値でのシェア』を確保する事によってより多くの知名度と利益を手にする方法がありますが、非親告化となつたらこのやり方が『《何も》考えてない善意の第三者』の手によって潰されてしまいます。

以上のように『非親告化』は作家や隣接権者に多大な迷惑をかけるだけで一切の利がありません。よつて、著作権法の非親告化に反対します。

それでも TPP にある著作権侵害の非親告罪化をするならば、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項、できればフランスのパロディー法の導入することを求めます。

でなければ先にあげた事例が又起きてしまいます。

また、『侵害品か否かの調査手段が全く無い』ユーザーに重大な危険を与えるダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃も求めます。

この条項のせいで『無名の作家』がユーザーから無視される事態が起きますよ。

いっそ「著作権違反が非親告罪だと却つて権利者の不利益が大きい。よつて基本的には親告制としながら親告制と非親告制を選べるようにして、権利者が自分のやり方等に合う方を選べる」というのはどうでしょう。

これなら TPP のラチケットに引っかからない筈ですし。

女性キャラクターを使用している企業や行政団体に対し、初めの頃は「女性への暴力」を理由に非難し、ある程度経つて要求が通りそうだと判断したら「第三者審議機関という名の『自分達への利益誘導団体』の設立、または自団体で審議を受ける事を要求する。」という行政対象・民事介入暴力が、計画・未遂か既遂かが一寸わからぬのですが起きています。

また、ツイッター上では女性暴走族の通称である『レディース』を流用した『ツイッターレディース』自称する者が存在し、タイムラインへの荒し行為やツイッター社に虚偽報告をしてアカウント凍結をさせたりする事件が多発していました。

あからさまに書いちやいますが、それを要求する『女権団体・運動家』の価値観は戦前にあった全国処女会中央部の創設者である内務省嘱託の天野藤男氏と、天野氏の跡を引き継いだ文部省嘱託の

片岡重助氏の、身も蓋も無い書き方ですが「貞操を破った女は人としての尊厳を失う。」という思想と、廓清会やキリスト教婦人矯風会の『下等賤劣の婦女子は辱知の何物たるを知らざるより海外に出稼ぎして言ふに忍ひさる醜業を嘗む（東京婦人矯風雑誌 第15号、1889年）』『天草及び島原には私生児が多い。特に天草に酷しい。海外より帰る女は往々混血児を伴ひ来る。其の数は一村に十五六人に上るものもある。当人は之を以て、恰も軍人が金鴉勲章を貰ひたる如く心得、郷党亦之を卑しめず、群童に伍して、小学にも通ふ、由来私生児多き地なれば之を怪しまぬのである。……されば天草女島原娘の連れ帰る混血児にも独逸種、米国種、和蘭種、露西亞種、支那種、其の他雜多に亘ることは言ふまでもない。英国人は植民地にありても一般に混血児を産ましむることは最も少なく品性高きを以て有名であるが、本邦の海外醜業婦は世界中の種を持って來るのは情けない話である（矯風会編 1919、39-41頁 『海外醜業婦問題 第一輯 天草島原之部』）。』『而してそは民族衛生てふ最新の科学が吾等に下したる覚醒の声である。一個人の利害よりも、将た一家の幸不不幸よりも、更に重く更に大なる一民族の興亡を主眼として、結婚に改良を施すことが、最新最善の結婚改良であらねばならぬ（永井潛「民族衛生より觀たる結婚の改良」婦人公論 10月号、1917年）』といった「宗教的戒律と純潔思想と家制度の維持の為に娼婦や『ふしだらな女性』への国辱視・排除・差別対象化、で構成された『民族衛生論』、アイルランドで大問題となつたマグダレン修道院（本当は修道院ではなく『避難所』というそうです。）を代表とする「行動や『体型』がふしだらと看做された、者には『懲罰』を」という思想が基礎にあるのです。

彼等の差別観を別にしても、このような『自肅・萎縮強要団体・集団』による行為はコンテンツ振興の破壊どころか、「自身の意見の主張」自体を萎縮・忌避させてしまいます。

「他人に異議を唱える権利」の絡みもありますから強力な対策は取れないでしょうが、学校教育などで『自肅や萎縮を強要する行為』は対象の人権等を蹂躪するおぞましい行為である、と学校教育などで指導して下さい。

また、外国の政府やマスコミやNGO、そして国連機関に対し、自分たちの利益の為にコンテンツ産業に打撃を加える目的で虚偽や誇張・矮小させたデータ等と用いてロビイングを行っている団体が存在します。

こちらの方はコンテンツ産業のみならず、広く日本国民全般に悪影響を及ぼしてしまいますので、詐欺罪等を視野に入れた強力な取締りを要求します。

最近『AV 強制出演問題』が取りざたされています。

「『アダルトビデオ』という『うしろめたい仕事』だから起きるのだ」と言う人もいますが、実際は日本の雇用・下請の慣習や法律や『純潔絶対主義な価値観』が招いた事件なのです。

もし、義務教育で『契約・労働の法律』をしっかり教えられていたら、もし『気軽に、それこそ交渉中に中座して弁護士に相談できる気風』があったら、もし『性的な話題や行為』が禁忌になっていなければ、『働いても生活保護が受けられる制度』ならば殆ど起きなかつた事件です。

これは『女優』だけでなく作家でも起きている事件です。もっとも、作家ですから出演ではなく『原稿を勝手に書き換える』や『雑誌の掲載順や掲載そのものを使って嫌がらせをする』とか『作家が書きたいジャンルを書かせず、それどころか描きたくないジャンルを書かせる』や『ネーム没はタダ働き』等。

しかし、これは『研究・開発職から営業部へ異動』『秘書課から清掃・食堂担当に異動』『結婚した/自宅を建てたからもう迂闊にやめないだろう、という事で転勤を命じる』や『建設現場で契約外の作業を無償でやらされる』という、被雇用者や下請に非常に不利な雇用慣行やそれを認める労働法制が生んだモノなのです。

ですので、この問題を『根底から絶つ』為に『雇用・所属契約時には従事する職種やジャンルを厳密に定め、それと異なる業種への異動を原則禁止とする』『転勤・転属等は、事業所閉鎖を除き従業員の意思のみで決定する。尚、これの通告後一定の日数を置かず、又は外出を制限して従業員や下請け等が外部の専門機関に相談できない状態にした上で契約や通告を受諾させてはならない。』を刑法として定める必要があります。

AVに限らず全年齢向けの作品の出演者や作家を守る為にも『この段階から』やらなくてはならないんですよ。